

第七十五回
国会

参議院農林水産委員会會議録第九号

昭和五十年三月二十七日(木曜日)

午前十時三十四分開会

委員の異動

三月二十六日

辞任
安井 謙君

補欠選任
初村滝一郎君

三月二十七日

辞任
青井 政美君

補欠選任
岩男 頼一君

出席者は左のとおり

委員長
理事
佐藤 隆君
小林 国司君
高橋雄之助君
川村 清一君
神沢 浄君
原田 立君

委員

岩男 頼一君
岩上 妙子君
大島 友治君
梶木 又三君
鈴木 省吾君
初村滝一郎君
平泉 涉君
山内 一郎君
栗原 俊夫君
志苦 裕君
鶴園 哲夫君
相沢 武彦君
小笠原貞子君
塚田 大願君
喜屋武眞榮君

衆議院議員

修正案提出者
芳賀 貢君

農 林 大 臣
安倍晋太郎君

政府委員
農林大臣官房長
農林省構造改善
局長
農林省構造改善
局長
農林省畜産局長
農林省食品流通
局長
林野庁長官
常任委員会専門
員

大河原太一郎君
大山 一生君
杉田 栄司君
澤邊 守君
森 整治君
松形 祐堯君
竹中 譲君

本日の會議に付した案件

○畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案(第七十二回国会内閣提出、第七十五回国会衆議院送付)

○委員長(佐藤隆君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨二十六日、安井謙君が委員を辞任され、その補欠として初村滝一郎君が選任されました。

○委員長(佐藤隆君) 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き本案の質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言を願います。
○鶴園哲夫君 前回に引き続きましてお尋ねをし

たり、またいろいろ提案をいたしたりしたいと思っておりますが、初めは、時間をたつぷり、五時間程度時間を持ちましてやりたいと思っております。半分ぐらいになりまして、私は、畜産行政全体について大変疑問があるし、それから、ここでやはり畜産行政というのは根本的に考え直す段階に来ているんだという考え方に立ってあるわけです。ですから、その点をもう少し突っ込んで議論をしたいと思います。思っておりますが、十分でございまして残念なであります。

(委員長退席、理事高橋雄之助君着席)

しかし、この肉牛については、いままでほとんど手を打たなかったと言ってもいいんじゃないかというふうに考えておられるわけなんです。で、三十五年ごろからの、この肉牛行政についてどういう施策をとってこられたのかというのを見てみましても、はなはだ貧弱なんです。三百万頭近くおつたものが、がたがた、がたがた減ってきて、百五十万頭まで減ってくる。その間にどういう政策をとられたかと言いますと、ほとんどこれという政策とっておられない。やっとな年あたりから、少しばかり肉牛行政、肉牛についても幾らかの政策がとられてきたというふうな状態になっているわけですね。ですから、私は、肉牛の振興法というものをここに立てるべきじゃないかと。六十年を展望した食糧政策の問題にいたしましても、あるいは長期見通しにいたしましても、肉牛については非常に大きな地位を占めておられるわけです。畜産の中には、ですから、そういうものを遂行していくためには、ここでやはり肉牛振興法というものを定める必要があるというふうに私は思っているわけなんです。

一つは、肉牛の振興法を制定すべきではないかという考え方であります。で、まあ畜産行政は、肉行政としてはこれ非常に、反面にあっては大変質的な低下をもたらした。三十五年ごろで言いますと、農業基本法ができて、選択的拡大というこ

とで畜産が大きな柱になる。そのころの肉というのは牛肉が半分ぐらいだったですね。それがもう大変な勢いで落っこつちやつていっている、質的には、ですから、食肉行政としては、質的にはこればもうとんでもない低落をした。さらに牛肉の中でも、乳産牛が三分の一以上を占める、さらに、その乳産牛もこれまた三分の一を超す。和牛そのものはほとんどちややなものになつちやまつていっていること、牛肉そのものをとつてみましても、質的に非常な低下を来しているという点を私は、もういつも残念に思っておられるわけなんです。

しかも、この肉牛については、いままでほとんど手を打たなかったと言ってもいいんじゃないかというふうに考えておられるわけなんです。で、三十五年ごろからの、この肉牛行政についてどういう施策をとってこられたのかというのを見てみましても、はなはだ貧弱なんです。三百万頭近くおつたものが、がたがた、がたがた減ってきて、百五十万頭まで減ってくる。その間にどういう政策をとられたかと言いますと、ほとんどこれという政策とっておられない。やっとな年あたりから、少しばかり肉牛行政、肉牛についても幾らかの政策がとられてきたというふうな状態になっているわけですね。ですから、私は、肉牛の振興法というものをここに立てるべきじゃないかと。六十年を展望した食糧政策の問題にいたしましても、あるいは長期見通しにいたしましても、肉牛については非常に大きな地位を占めておられるわけです。畜産の中には、ですから、そういうものを遂行していくためには、ここでやはり肉牛振興法というものを定める必要があるというふうに私は思っているわけなんです。

そこで、まず第一番目にお伺いしたいのは、これは肉牛の場合に重要なのは、子牛と素牛と、それから飼料というふうに言われるわけですが、

その素牛についての価格安定対策というのが、肉牛については四十二年にできている。それから乳牛につきましては、四十七年にこの制度がとられている。そして国が二分の一の金を出し、県が四分の一の金を出すという形の中で、安定基準価格がつくられて、それを下回った場合には、その八割、下回った分の八割を保証する。こういう政策が行われておるわけなんです。しかし、このことがどういう効果をおさめたのかという点については、非常に大きな疑問があるというふうに私は考えております。そこで、ここで例をいたしまして、四十五年に、乳用の子牛の保証基準価格は八万円なんです。四十六年も八万円です。農林省が発表いたしましたお子牛の生産費というのは十四万七千円、四十六年が十六万二千円と、こういう形になっているんです。ですから、生産費をもう割って割って、はるかに低いものが基準価格になっているというふうに見受けられるわけです。さらに、四十七年と言いますと、基準価格は十万二千円、生産費は十七万という形になっております。それから四十八年は基準価格が十万二千円です。そして生産費が十九万円。四十九年になりまして、十九万五千円という保証価格になっております。まあ子牛の値段が三十四万円まで上がったわけですから、十九万五千円という基準価格ができたのも当然だと思ふんです。しかし、いままでの経過を見ますと、これは、保証価格というものをつくつてあるけれども、一体どういう効果があったのかという点については、これは全然問題がある。ですから、子牛の価格安定についての事業を、畜産局としてはどういうふうにお考えになつていらっしゃるのか。生産費とばかりにかけ離れたような保証価格をつくつてみて、一体役に立つというふうな考えでいらっしゃるのかどうか。そういう点から私は、やはり肉牛の振興法というものを考えるべきだという一つの論議にしたいわけなんです。どうも、食肉行政というのは、べらぼうにおくれているんじゃないかと思ふんですね。これ御意見をひとつ聞きたいんです。

○政府委員(澤邊守君) 肉牛関係の施策が、畜産政策全体の中で弱いという点の御指摘は前回もございましたが、確かにわが国の肉牛は、役肉兼用という、むしろ役を主とした形で長年来まじつたので、それが機械の導入とともに急速に減る、それにかわつて肉目的の飼育が始まる。それがまた、技術の問題あるいは土地条件の問題等から、必ずしも順調に伸びておらないという点のために、そういう大きな転換に際しては促進するだけの力が発揮できなかったという点は、われわれも認めざるを得ないというふうな考えておるわけでございます。

そこで、お尋ねの子牛の価格安定制度でございますが、これは子牛の価格が低落したとき、生産者に価格差の補てん金を交付する基金制度を、和牛の子牛につきましては昭和四十三年度から開始をいたしております。

(理事高橋雄之助君退席、委員長着席)

それから乳用雄子牛につきましては、昭和四十七年度から実施を始めてまいつておりまして、現在和牛子牛につきましては二十八県、乳用雄子牛につきましては二十六県において、この制度が実施されておるわけでございます。

それで問題になります補てん金を交付する額の基準となる保証基準価格につきましては、低過ぎるじゃないか、最近の市場価格の高騰とコストの上昇要因を考えますと、低過ぎるのではないかと御指摘でございますが、われわれも生産費等も考慮いたしまして、基本的には、過去の子牛価格の趨勢を見ながら、当該年度の価格を想定し、そこから一定の変動率を利用して、若干下回つたところを保証基準価格として決めておるわけでございますが、全国平均で四十九年度は十九万五千円、その前年に比べますとかなり大幅にふやしたつもりでございます。乳用雄子牛につきましては、七万九千円という価格が全国平均になっております。これに対して国並びに畜産振興事業団から一定の助成をいたしておるわけでございます。

の価格水準は、四十九年度からかなり大幅に引き上げましたものの、なお低いのではないかと御意見でございますが、まあ子牛の生産費調査を見ますと、四十八年度、その後のえさの価格その他がございまして、そのままとるのもいかにと思ひますけれども、御参考のために見えますと、四十八年度の子牛の生産費の第二次生産費を見ますと、十九万一千円というふうになっております。第一次生産費は十六万八千円というふうになっておりますので、その辺から見ると、その後の値上がりはございまして、これは下支え価格という点から見ますと、今後実情に合わせて、適正な引き上げは図っていく必要があると思ひますけれども、現状において、そう極端に低過ぎるというほどのこともないのではないかと、いうふうなふに考えておりますが、今後の価格の動き、生産費の動きを勘案して、十分下支え価格として経営に對して意味のある水準に定めていきたいというふうな思つております。

なお、今回枝肉につきましては、価格安定制度の対象として買い上げをやるわけでございますが、これは枝肉価格安定制度ができますことによりまして、子牛の価格自体も安定し得るという効果が出るのではないかと、これを期待をいたしておるわけでございます。と申しますのは、昭和四十七年から八年にかけて、非常に枝肉が価格が高騰いたしました。そのときとえば、四十八年の秋が、たしかピークだったと思ひますけれども、枝肉価格が非常に高騰したからということ、肥育農家がかなり子牛の導入に積極的になつたわけでございます。そのために子牛価格も非常に高くなつたというところで、これは乳牛の雄の子牛価格も、和牛の子牛価格も同じでございますけれども、著しく高くなつた。それがその後四十九年に入りましてからの価格の低迷とか下落ということに伴ひまして、販売価格は非常に安くなる、半面販売する肉牛の素牛を幾らで購入しているかと見ると、非常に高い価格で入れたものを二カ月以上肥育をして出したときに、予想しない大きな

赤字を出したということが、昨年の肉牛経営の不振、困難というものの一つの原因になつておるわけでございます。これはそういう高い子牛を當時入れるということが、非常に危険であるということにつきまして、農林省としては振り返つてもう少し警告をし、余り子牛価格をつり上げないように、そういう高いものを導入しないようにという行政指導をすべきであつたという反省はいたしておるわけでございますが、結果においてそういうことになりました。

したがしまして、今度、牛肉の価格安定制度ができますと、牛肉の価格というのは、上位価格は大体この辺で政策的に抑えられ、そういう上位価格以上、ときに上回ることがあつても、常時上回るといふことは政府の需給調整政策によりまして余りない。したがって、牛肉価格が将来極端に高騰するということはないというふうな認識に立ちますと、それをめどにいたしまして子牛の導入を図っていく。著しく高い子牛を導入いたしますと、それが枝肉として販売した場合十分ペイしないということが肥育農家の方にもどとしておわかり願ふのではないかと、このことになりまして、子牛価格が極端に高騰するということが抑制できるのではないかと、いうふうなことも考えておりますので、もちろん、牛肉価格と子牛価格は絶えず敏感に連動する——完全に連動するといふものではございませんので、どうしてもやっぱ子牛価格の方が変動が大きいものでございまして、現在やつております基準制度も牛肉の安定制度ができまして引き続き継続をし、さらに強化をしていく必要があるというふうな考えておりますけれども、牛肉の価格安定制度ができることに伴ひまして、子牛の価格の安定にも資する面が新たに加わつてくるというふうな考えておりますので、両制度相まって子牛の価格の安定に努力をしてまいりたい、こういうふうな考えております。

○鶴岡哲夫君 私はいまお話しした四十九年度のお話ともかくですが、四十八年度で言いますと、

保証価格というのが生産費の半分、生産費の半分が保証価格になっている。あるいは四十七年度にいたしましても、半分近い、四十六年もまさに半分というところに保証価格が決められている。ですから、一体どういう指導をやっておられるのかという点ですね。保証価格というのは、生産費の半分以上に決まっているというんじや、これはどうにもならぬじやないか。ですから、この子牛の価格の安定のために、今後とも安定制度というものは維持をし、そしてさらに強化していく、そしてまた肉牛を飼うと。価格の安定を通じて子牛の価格も安定していくだろうというお話ですけれども、従来からの経緯からいって、余りにもひどい保証価格の決め方をしてきた。もしこれが二、三頭飼いや四頭飼いのものでなくて、豚や鶏みたいな、大量に飼っているようなものであったとすれば、大規模な経営であつたとしますと、完全につぶれちゃうです。これ、二頭や三頭、四頭飼ひになつてゐるから、だからそれは何となく維持できたと思ふんですよ。何となく維持できた。これがちよつと大きな規模のものだったら成り立つわけがない。これは、ばたばたとつぶれちゃうです。ですから、私は、この子牛の保証価格の問題についてはもつと生産費との関連において適切な指導をやるべきだ。今後とも十分これは従来の経緯にかんがみて、指導をやっていくべきだということをお話し、また要請をしておきたいと思つておられます。

この四十九年度の保証価格というものを十九万五千円に決めた、これはいつお決めたんですか。たとえばお話のように、肉牛については、二十八の府県に安定基金協会ができてゐる。それには国が半分の金を出しているという場合に、いつこの価格をお決めたんです、どのような各県に対する指導をしていらつしやるのか。余りにもおかしいじやないか。どうも、食肉行政、特にこの牛肉行政というのはひどいんです、これ。

○政府委員(澤邊守君) 四十九年度予算から和牛

子牛の場合は十万二千円から平均十九万五千円に引き上げたわけですが、これを實際に各県ごとに配分をいたしまして、各県ごとに若干体重とかあるいは肉牛の質等によりまして、差がもちろんございまして、それらを決めましたのが、たしか、正確にいま覚えておりませんが、昨年七月、八月ごろだったかと思ひますが、もちろん年度当初にさかのぼつて、その基準価格によつて補てんをするということでございますが、實際の補てん金の交付はあくまでもいまの基準価格と實際の標準的な取引価格との差の八〇%まで補てんをするということが行われることになつております。

○鶴岡哲夫君 五十年度はどのようにお決めになされるお考えですか。さきおとといですが、二十四日の日に農林省が、三月の二十四日です。四十九年度の子牛の生産費を発表していらつしやいます。ですからすでにこれはまあ四十九年度のものになるでしょうが、五十年度の価格安定、子牛の価格安定保証の保証価格というのはどのようにお決めになされるお考えですか。

○政府委員(澤邊守君) 四十九年度の、いまの御質問にお答えする前に一言付け加えさせていただきます。和牛子牛の場合は、約二十億円、それから乳牛の雄子牛につきましては約六億円が予定をされておるわけでございます。これが四月までさかのぼつて補てんが行われるというのでござい

ます。なお、五十年度の価格におきましては、一応予算上前年を据え置いております。昨年から大幅に引き上げましたので、今年度は据え置いておりますので、今後実勢を見た上で最終的に決めてまいりたいと思つております。

○鶴岡哲夫君 どうも、ちよつと一年ずつずれておるんですね、やはりこのことは肉牛についての情報のかみ方、統計のかみ方というものが、非常におくれているんだという感じがしてなりませんですね。その前も二年据え置いた形のもの

とつておられるのですが、四十五年と四十六年は据え置き、形になつてゐますね、二年。それで四十七年と四十八年も全く据え置き、形です。もう一遍言いますよ。四十五年と四十六年は全く据え置き。八万八千という保証価格。さらに四十七年と四十八年も全く同じ十万二千円、一万二千円という二年据え置き。まあ、こゝしも従来のとおり二年据え置きと。こういう安易な姿勢じや困るですね。これは要するに、私は、肉牛についての情報——統計情報部というのがあるのですから、いまや情報部となつておるのですから、もう少し肉牛についての統計情報というものを正確につかんで、それに立つてお考えいただかない

という、もう安易に二年ずつ据え置いていけばいいでは。いままでそんなんです。四十五年と四十六年と二年据え置き、四十七年と四十八年も二年据え置き、今年度もまた四十九年も五十年も二年据え置きでございます、という話じやね、もう少し、いま私が申し上げたような形の上に立つて指導をしてもらわないと。御承知のように、これはまあ畜産局長でも、審議官でも御承知のとおり、子牛のところは、完全には古い形の流通機構に乗つておるんですから、それから肉の卸のところと、それから小売のところと、こゝだけは古い形の流通機構に乗つておる。直ちにこゝのところは左右されちゃうんです。あたかも農民がおるところはなかなか反映しないのですから、市況の反映というのは非常に遅い。こゝのところはびしりと敏捷に反映してくるわけですから、子牛のところはこゝのところをはつきりしてくれなければ、農家としては困るわけですよ。それを安易に二年据え置きだ、こゝしもまた二年据え置きだ。こういう安易な行政のやり方というのは、食肉行政、特にこの肉牛についての行政というのは、非常におくれているという点を私は追加して指摘をしておきたいと思ふんです。ですから、もう少しこの点については正確にやつてもらわないと、直ちにこゝのところは反映するんですよ、困っちゃうんですよ、これ。それで私は、肉牛の問題は、畜産

局はこういうのは法制化したらどうかというふうな思ふんです。これはあと、いろいろ畜産には法制化すべきものがある、その場、その場の間に合せの予算措置でやつていらつしやるけれども、これだけの事業になつてきて、これを強化していく、きちつとしていくには、やっぱり法制化する必要がある。予算措置じやだめだというふうな思ひます点を一つ。

それから次に、この肉牛の振興法の問題の中身に入りまして、私はこの際、先ほど来から繰り返して言つておきますように、これは、肉牛について非常に発展させていくという気持ちがあるから、非常に重要なんです。これは従来の食品、国内資源を尊重するという立場から、あるいはえさの非常な高騰という今後の見通しその他を含めてみた場合に、いままで衰退に衰退をきわめてきたこの肉牛について、今後、十年間の間に飛躍的に伸ばしていくというふうには、はつきり意欲が出ておるわけですから、それを進めていく上には、これはやはり肉牛の振興法というものを考へていく必要があるというふうな思ひます。まあ、こゝしは、畜安法の中にこの牛肉を指定品目の中に入れるというこゝで手いっぱいだと思ふんです。ですから、すみやかに和牛振興法というものを、これは今後酪農と似たような形でやはり振興地域というものをきめてみたり、あるいは濃密な指導をしなければならぬでしようし、あるいは取引の近代化という問題、合理化という問題も考へな

なりませんでしようし、最もおくれしておりますから、特にこの牛肉はおくれているのを考へて、ですから牛肉の取引の近代化というのを考へて、やならぬでしようし、あるいはその加工施設の整備も考へなきやならぬでしようし、まあいづれのことを考へましても、酪農がいままでとつてきた形のよ

いうようなふうによやすということではできないと思ふんですね。ですから、従来のこの肉牛の政策の非常に不備であった点を急速に改めていくというには、価格安定の中に牛肉を入れるだけではなくて、肉牛の振興法というものをつくって措置していく必要があるという点を強調したいわけなんです。また提案をしたいわけなんです。提案となるとおかしいですね、ここで。ですから、そう考へておるが、局長なり大臣はどんなふうにか考へていらつしやるのかという点を伺います。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 私も、かねてから持論として、この肉牛対策というものをもう少し強化しなければならぬと、こういうふうにか考へておるわけでありまして、一昨日からの鶴岡さんの御意見等も拝聴をいたしまして、そういう私の考へも間違つてないし、これはうんと力を入れなきゃならぬという気持ちをさらに強めたわけでございますまして、まあ今日までの肉牛対策につきましても、やはり行政の面におきましても、あるいはまた施策の面におきましても、予算の面におきましても、酪農と対比いたしてみますと相当格差があることは事実でありますし、鶴岡さんが御指摘になりますように、畜産局が酪農局だとは思いませんけれども、しかし相当酪農に傾斜した形の行政の姿勢であつたということもこれは、まあ否めないことじやないかと、私は率直にそういうふうにか考へておるわけでございます。したがって、われわれが志向するところの、六十年代における三百万頭の肉牛生産をやるという事になれば、いまのようない行政のあり方、あるいはまた、この施策、予算といったことでは、これはもうどうにもならないと率直に私は思ふわけでございます。確かに今日まで、肉牛生産につきましても、飼料基盤の整備だとか、肉用牛の導入、生産団地の育成等、いろいろと生産振興対策もつてまいりましたし、肉牛の飼養頭数にしても、四十二年の百五十五万頭を底にして、まあ増勢には転じておるわけでございますが、しかし、最近における肉用牛の生産事情の変化や、あるいは需要、価格、国際市場の動

向から見ると、従来のような生産振興対策では、長期的に安定をさして発展をさせるということとはむずかしいわけでございます。これはよほど、われわれ行政にある者の責任にある者が、力を注いでいかなきゃならぬし、そのために、私は農政審議会の、ひとつ御答申を得た段階におきまして、食糧の総合的な長期政策というものをこの際何とか確立したいと思つておりますが、その中の一つとしては、先ほどから申し上げましたような行政の面、予算の面、施策の面において思い切つた転換といひますか、思い切つたことをやつていくという姿勢を、この際ぜひ打ち出したと、実は本當に決意をいたしております。

そこで、まあ肉牛振興法を制定したらいひやないか、その基礎、裏づけとして振興法を制定したらいひやないかという御意見も、私はごもっともであると思つておるわけですが、ただ、法律をつくつたからといって、今後の長期的な総合対策を行う場合において、それだけで事足りるわけじやないんで、やはり先ほどから申し上げましたような、行政の姿勢も変えていかなきゃなりませんし、全体的にやつぱり思い切つた施策というものを打ち出していかなくちゃならぬわけですから、これは私は、ひとつ十分研究をさしていただきたい。法律につきましても、確かにこれは御指摘の点もわかるわけでございますから、研究をさしていただいて、そして食糧総合政策を打ち出す段階において、われわれのこの考え方というものは、つきり打ち出して御批判も得たいと、こういうふうにか考へておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 ぜい、この問題については、ひとつ研究をしていただいて、そして——やはりお役所というのは法律をつくらないと本氣にならないです。法律があつて、そして一生懸命になるわけ、なかなかその場の場合の緊急対策みたいな形だけではとてもいかなひです。ですから私は大臣のいまの決意を伺つておつて、その決意からいいますれば、当然、大臣の考え方とし

ては、やはり肉牛の振興法というふうなものを制定して、本氣になるといふ姿勢を示しませんと、農民そのものもこれはどうも氣合ひが入らないですね、氣持ちは入らないですね。ですからぜい、答申が四月には出るんでしようが、肉牛の振興法というものをつくつて、そしてお役所もひとつ新規まき直して、肉牛の問題について取り組んでもらいたい。そして、わが国における食肉の質的な内容も高めてもらいたい。私は、三十五年ごろまでは肉と言つたら牛なんです、これ、和牛の肉だったんですよ。いまあんた、水っぽいプロライパーばかり食つてゐるんです、これ。しかも、牛肉も、じゃんじゃか、じゃんじゃか鹿肉ですわ、これ。もう四〇%ぐらいになつてくるんじゃないですか、乳鹿牛が。質の悪いのを食つて。これは畜産局一体何してるんだと、日本の食肉の特色は牛肉にあつたんですからね。これはぜい、大臣の決意のほどを承りましたのでそういう方向に——肉牛の振興法の方向に持つていかれるに違ひないと思つております。

次に、えさの問題についてです。これは私、簡単に言ひまして、肉牛振興法の場合には、当然えさ工場の問題等についても配置を考へていかなきゃいけない。いま大型の大家畜の振興をすると言つたら地域は決まつてくる。それ、これはどうしても飼料工場等の問題についても、その振興法の中で考へていかなきゃならぬと思つてますが、いま私どもが考へてみまして、この間も申し上げたんですけれども、この飼料工場というのが、二十年前の形態をそのまま持つてゐるんです。これは当然港と関連したんだと思ふんです。港に持つてきますから、輸入です。港の関係があつて港のとこに工場ができてゐる。しかし、この二十年、十五年の間に港も根本的に変わつてきました。御承知のとおりです。港も非常に変わつてきたです。各地に非常に大きな港ができてゐる。それから、大家畜というのは、もうどんどん、どんどん変貌してきました。にかかわらず、肉牛で言いますと、えさ工場というのは名古屋、大阪に集中

している、北九州に集中している。二十年前はわかる、十五年前はわかりませんが、ですが、もういまや大阪周辺とか、その近辺とか、名古屋の近辺などというのは、牛はほとんどいなくなつてゐるんですよ。そして和牛で言へば、あるいは肉牛で言へば、鹿児島と宮崎に四十万頭おる。日本の牛の二割以上というものが、二割三分が四分ぐらい、二割五分近いものが、いまや鹿児島と宮崎におるという状態になつてゐる。にかかわらず、えさ工場の大部分は門司に集中してゐる、大阪にある。そこから、えさを賣つてこなきゃならぬということになりますと、一割から一割五分高いんですよ、現地でつくるよりも。鹿児島は鹿児島で、宮崎は宮崎でつづな港ができてゐる。そういう問題についても考へなきゃならぬと思ふんですが、これはいづれえさの問題がまた別に出ますので、そこをいろいろ伺ひたいと思ふんです。えさの法案が出ますから伺ひたいと思ひますが、ただここで、えさの安定のために二つの政策がとられてゐる。一つは、食料特別会計の中にえさ勘定というのがある、その中でえさの価格安定に努力をしていらつしやる。さらに、御案内のように、三つの基金があつてそこでまた安定を図つていらつしやる。その上に、五十年から新基金というものができて、そしてこれがこれから四年の間に八百億の金をもつてえさの安定を図ろうとしていらつしやる。で、食料特別会計の中に、えさの安定のために四十九年度一般会計から約五百億投じてゐるでしよう、五百億、五百九十八億ですね。食料特別会計の中に、えさ価格安定のために約六百億の金を投じていらつしやる。さらに片一方においては、いま親基金というものをつくつて、これから四年の間に約八百億の金、政府はそその半分、そして民間の方から半分という形で処理していらつしやるわけですが、これは一体どういうふうにか持つていかれる予定なのか。この四年間のやつは緊急暫定措置なのか、それとも今後ともこの二つで行かれるのか。私は、これも法制化する必要があると。これから八百億という金を

使って価格の安定を図ろうと思ふなら、これはやはり予算措置でやるべき措置の問題じゃない、法制化すべきだというふうに思いますが、食糧特別会計じゃだめだと、これでいくんだというんならこれ一本でやってもらいたい。どうなるおつものなのか。大変ですよ、えきのために使っている金というのは、これじゃ、まるでアメリカの農産物を大要な援助をしているようなもんです。そうじゃなくて、私は、もっと自分の国でえきをつくるんだという積極的なやっぱり施策を、金の面にあつてもすべきじゃないかというふうに思いますが、どういふふうにかける予定なのか。

○政府委員(澤邊守君) いろいろな点についての御指摘があつたわけでございますが、現在、流通飼料といふか、濃厚飼料につきましては、大麦と小麦からできます。つきましては、これは食糧物資であるという点もございまして、あるいはまた、大家畜である酪農なりあるいは肉牛に主として使用されるという点も考慮いたしまして、政府操作の対象として、五十年の予算におきましては七百二十八億の財政負担を予定をいたしておるわけでございます。

大麦とふすまは、そういうことでやっているわけでございますが、その他の濃厚飼料、主として配合飼料が大部分でございますけれども、これにつきましては、トウモロコシあるいはコウリヤンという原料をほとんど一〇〇%近く海外に依存しております。その使用量が、えきの中でこの飼料需給安定法を制定いたしました当時と比べますと飛躍的に高まっております。これにつきましては、すでに自由化しております、商社等の自由な輸入活動によりまして機動的な買付けが行なわれ、従来は世界的な穀物市況が非常に安定しており、世界的に過剰なみであったということもございまして、非常に低廉に輸入をされ、これが畜産振興の一つの支えになったというふうに思ふわけでございますが、これにつきましては、いま申しましたような事情でございますので、政府で

特設の援助とか助成ということはやつておらなかつたわけでございます。ところが、四十七年の後半から御承知のように世界的な穀物市況が逼迫いたしましたので、価格がたゞ重なる引き上げを見たわけでございます。そういうことに對しまして緊急の対策をいたしまして、民間の配合飼料価格安定基金に對します補てん財源の助成とか、あるいは農家に對します経営負担の軽減のための低利融資等を見ますと、長期的に見て高値不安定という様相に変わらざるを得ないのではないかと、いふふうに考えられますので、今後とも原料価格はかなり動くということを考えまして、この二月に、俗に親基金と言つておりますが、現在の民間三基金の上に立つ配合飼料価格安定特別基金といふものを設けまして、異常変動の部分については異常補てん財源を三基金に交付するといふことを予算措置でやることにしておるわけでございますが、五十年の予算につきましては二十億を追加することによりまして、四十九年度の補正予算と合わせまして、あえす八十億の国の助成を行ひまして、四年間で八百億の資金を造成して、ただいま申しましたような異常補てんをやるといふ考えに立つておるわけでございます。

そこで、先ほど言ひました政府操作飼料の七百二十八億と、この配合飼料価格安定特別基金に對します国の助成の予算、これの何といひますか、バランスといひますか、均衡といふ点からいたしましていかかなるものであらうかといふような御議論があるわけでございます。端的に申し上げまして、政府操作飼料につきましては食糧の輸入飼料勘定に對します七百二十八億の財政負担をして、他点が、それ自身は仮にいいいといひましたも、他の飼料政策、配合飼料の価格安定に對します措置、あるいはその他の粗飼料の生産振興対策等とのバランスから考えまして、疑問が持たれておるわけでございます。そういう意見が最近出ておるわけでございまして、先般、畜産振興審議会の飼料部会を三月の十七日に開きました場合も、この点に

ついてかなりの議論が行なはれて、その結果、答申の中にそのような趣旨の、今後飼料勘定の運営の仕方につきまして、他の飼料対策全般との関連で検討すべき点があるという趣旨の御答申をいただいたわけでございまして、われわれといたしまして、今後の課題だといふふうに考えております。

配合飼料を中心といたしまして政府操作飼料以外の比率が非常にふえておる、それに対しては価格安定対策、これは今度始めたわけでございすけれども、なお十分である。いわんや他の自給飼料であります牧草その他粗飼料の生産振興に對しても公共事業、非公公共事業あわせていろいろやっておりますけれども、これをもう少しといふか、さらに一層強化するためによりウエートをかけるべきではないかと。そういたしますと、現在の輸入飼料勘定に對します七百二十八億の財政負担という点も見直してみよう必要があるのではないかと、いふような問題でございす。われわれといたしましては、今後研究すべき重要な課題だと思つております。まあ一部には、もちろん配合飼料の原料あるいは製品につきましては食糧におきまして直接取り扱ふべきだ、こゝういふ御意見もごく一部にはあるわけでございすけれども、これは私もいひましたし、生産財でございす。これは食糧物資であることとの関連で、ただいま先生のおっしゃいましたように、アメリカに對して助成しているといふような、そういう見方も成り立つような財政負担をしておるわけでございすけれども、これは食糧物資以外にまで、トウモロコシなりコウリヤンにまで広げてやるといふことにつきましては、機動的な買付け、需給操作といふ点で現在、民間活動に依存して迅速にやられておるわけでございすので、それを国が直接大量に扱うといふことになりまして、果たして、うまくできるかといふ問題点、さらにこれをもし政府が直接管理するといふことになりまして、膨大な量でございすので、財政負担はもとよりの

こと、組織なり国の定員といふような問題にも直ちに響くわけでございすので、それらを考えますと、私もいひましたし、現在の配合飼料を中心といたしまして食糧物資以外の飼料穀物につきましては今回スタートした自主的な民間の三基金に對します国の異常事態に對します助成といふものを、この制度を適正に運用して、必要の場合には、助成を強化していくといふことによつて対処していくのが筋ではないかといふふうに考えておるわけでございす。

○鶴岡哲夫君 この食糧の中にあります価格安定のえき勘定、これは役に立たぬと。食糧物資である小麦と大麦であつて、あと急速に飛躍的に伸びてきたトウモロコシ、コウリヤンを中心とした配合飼料等を考えるといふと、食糧特別会計で扱っているものは役立たぬといふことのように受け取れるわけで、それが役立たぬといふことは、配合飼料が飛躍的に増大した反對としての、小麦なり大麦では処理つかぬといふことだろうと思ふんです。だから、この食糧特別会計といふのはよしとらいひやないか。このために、これは四十九年は約六百億ですが、その前の四十八年は八十四億と、まあ莫大に増大してきています。さらにまあ五十年はいま局長のおっしゃつたように、七百二十八億といふことですね、大変な金になつておる。これ一体食糧の中に入つてはいる価格安定に、七百億も六百億も金を投じているんだが、それが、えきの価格安定にどの程度の効果を持つてゐるのか、非常に疑問に思ふです。だから、こつちの方に、民間の三基金の上に親基金をつくつて、そしてそれを四年の間に八百億といふでかいものにしていくといふお話だが、それじゃ——この食糧特別会計の中には濃厚飼料の中の二、三%しか持つていないわけですが、これは、先ほど牛肉が二〇%だといふお話でしたが、こゝじや二、三%しか持つていないでしよう。しかも小麦と大麦だ。これはもう配合飼料に比べればまるでそれはもうすみつこのちつちやなものだといふような形のもので、これは食糧の中にある安定と

いうものはあまり意味ないじゃないか。これは十五年前の話じゃないですかね。十年前ならこれは食糧のこの中で小麦と小麦を握っておれば安定したということが言えるかもしれないが、いまになって見て、こんな八百億なり六百億なりという金を使つて効果ないじゃないか、一二三割握つておつたのじゃ。それを正されようとするなら、それはコウリヤンとトウモロコシというものをこの中に入れるということ、この食糧特別会計の中に入れるということ。それは法律によつてできるわけですよ、大臣が指定しさえすればいいわけですから。かつて、またいままでもずっと入れているでしょう、数は少ないですけども、ずっとコウリヤンだつてトウモロコシだつて六万トンぐらゐずつずつと入つていますよ。私のところに、四十六年からの数字がありますが、ずっとコウリヤン、トウモロコシ合わせて大体六万トンというものが入つています。これをもっとふやして、そしてまあ、牛肉の安定のためには二割程度は握らなければいかぬとおっしゃつたが、全体の濃厚飼料の中の二割程度握るという程度になさるのか、どうもはつきりしないですね。私の感じでは、えきに対する基本的な考え方がきまつていない。いままでの情性に流されている。単に商社の流れの上に乗つていけるにすぎないという感じがしてしやうがないですね。そしていま局長のおっしゃつた、これだけの大きな金使つて、これ大變な金ですよ、これだけの金を使つて畜産に投じたら大變です。えきを七百億使つたら、畜産局の予算は一体幾らあるんですか。七百億の、食糧会計に一般会計からえきのために持つてくる、あとほかの基金ですね、親基金、それからその下にある民間の基金なんか合わせたら、えきのための費用なんているのは、これはべらぼうなものですよ。これ。ちよつと常識じゃ、とんでもない話ですよ。ですから、日本の本来のこれから考へていかなきゃならない、日本の、自分の国のえきをつくるということについては、全然問題になつていない。

局長、これはこれからの重大問題だとおっしゃるけれども、そのとおりだと思ふんだけれども、えき対策は根本的に検討しなければだめです。ばくは根本が好きなんだ、何でも。特に畜産はむちゃくちゃですよ。どうなんですか。局長、お宅の食糧会計は従前のままでいいんですか。役立たなくなつていゝんじゃないですか、これ。

○政府委員(澤邊守君) 食糧会計の中の飼料勘定における需給操作が役立たなくなつていゝとまでは私は申しませんけれども、それなりにならざる価格から比して財政負担をして安売りをしているわけでございますので、それを購入している農家自身は非常に役立っているという意味では、機能を果たしているわけでございますけれども、国の飼料政策全般の中で、先生御指摘されましたように、大量なシエラを現在占めておりますトウモロコシ、コウリヤンを主原料といたします配合飼料なりあるいはさらに広げていきますれば、自給飼料に對します各種の政策という中で、政策的なバランスから見えていかか、とこういう議論がなされていゝわけ、われわれもその点今後、真剣に検討すべき問題だと思つておられます。

最近、価格が非常に高騰いたしましたにかかわらず、売り価格は非常に据え置きなり、あるいはほんのわずかに上げる程度にとめておりますので、他の配合飼料価格と比べて、非常に割安になつてきておる。割り安でございますので、配分を受けている方は非常に喜んでおられますけれども、従来使わなかつた方も価格関係が非常に有利であるだけに、政府操作飼料を新たに欲しいという方がおられるということで、配分にも非常に実は苦労しておるという面もございます。やはり、配合飼料価格と政府操作飼料価格の、利用する農家が買ふ価格と、市場価値と比べて余り極端に人為的に差があるというところは好ましくないというふうにも思ひますし、先ほど言ひましたえき対策あるいは畜産政策全体の中で、財政支出の配分との均衡という点からいたしまして、繰返し申し上げて恐縮ですが、非常に問題がござ

いますので、その点は今後早急に研究をいたしまして、検討いたしまして、是正すべき点は是正すべきだというふうにも思つております。まあトウモロコシ等につきましては、食糧の輸入飼料勘定で直接扱ふべきではないかという御議論もございまして、トウモロコシについては、過去に若干扱つたことはございしますが、そもその考へは、食糧物資である小麦なり大麦とは違ひまして、港灣ストとか、その他異常な事態に備へて需給調整用に政府が持つておるということ、買つた例もあるわけでございますが、これは大量になりますと、相当持たなければ、これは大量になりますと、かなり大麦等は小麦に比べて問題がございまして、かつて買ひましてから売るまでに品質が低下をいたしまして、非常に苦勞した経験もございします。そういう点もありまして、むしろ昨年から——四十九年度から他の備蓄対策とあわせて考へておりますように、民間に協力しながら備蓄をしていくということによつて需給調整用は確保していくというやり方で、流動保管といひますか、しよつちゅう更新しながら保管を、一定時点を見ればいつも同じ程度の所要の保管量があるというやうなやり方をするためには、政府が持つよりは民間の方がやりやすいという点もございしますので、そのような方向で考へておるわけでございます。

いずれにいたしましても、この輸入勘定につきましては、いろいろ問題がございしますので、先生御指摘ございしましたやうな総合的な財政の配分の問題、あるいは価格体系の問題、あるいは需給調整の問題という中で早急に検討をしてみたいというふうにも考へております。

○鶴岡哲夫君 時間が参りまして、いま局長のおっしゃいましたやうに、牛に限つて言へば、大麦で大変お世話になつていゝわけだ、食糧特別会計に。えき勘定で。四十九年、去年で言ひますと、トシ当たり五万七千円で外国から買つてきて、それを實際約三万円で肉牛農家に対しては払い下げ

てあるわけで、しかも、大麦が牛には大変効果あるわけですからね。最後の二カ月か、三カ月は大麦をいっぱい食わせるわけで、大変お世話になつていゝわけだ、この食糧特別会計に。これは、だからやっぱり必要ですよ。だけれども、余り数が少ないものですか、おっしゃる配合飼料の面については、まことに不備なんですね。コウリヤン、トウモロコシですね、それから特に大麦については大変お世話になつていゝわけですよ。百五十万トン、百五十万トンあれば大変いいわけですね。——まあ、もう少しと思ひましたですけども、そのところひとつ私の言ひ方に少し不足の点がありましたからつけ加へまして……。

えきの問題については、いづれ、えきの法案が出ますので、また改めてその際にお尋ねをすることにいたしまして、こゝで終わりたいと思ひます。

○相沢武彦君 最初に、きのう農林省が畜産振興審議会食肉部会に示しました政府試算価格の問題についてお聞きしたいと思ひます。

農林省は、基準価格キロ当たり五百四十六円、上位安定価格六百六十七円、まあ現行より七・七%アップということになります。この試算はどういう算定方式で割り出したんですか。これは、生産者農家あるいは団体の要求された価格に比べて非常に低いわけでありまして。これではどういやうなわけでもない、こういうふうな声の盛り上がりは、冷たい仕打ちでございまして、これは、このように批判せざるを得ないのですが、その点いかがでございますか。

○政府委員(澤邊守君) 昨日の畜産振興審議会の食肉部会におきまして、かねて三月十五日に農林大臣から諮問いたしております豚肉の安定価格の審議が行われたわけでございますが、その際に、例年のように政府の試算——直接の諮問ではございせんけれども、試算という形で従来と同じやうに安定基準価格につきましては二通りの資料を提出をいたしました。その第一の方は、い

いわゆる需給実勢方式ということで、これまで決定してありました算定方式によつてはじいたものでございまして、結論的に申し上げますと、安定上位価格は六百六十七円三銭、安定基準価格は五百四十五円七十五銭という算定が一つでございまして、それからもう一つは、算式の2というところでお示ししましたのは、これも例年の方式でございしますが、いわば生産費方式でございします。これによりまして、安定基準価格が四百九十六円六十四銭、安定上位価格が六百七円というところで、第一の需給実勢方式よりは生産費方式の方が低い価格が出るわけでございします。これは例年もこういうような傾向が出るわけでございします。

そこで、毎年決定しておりますのは、第一の算式によりまして需給実勢方式というのでやつておるわけでございしますが、この方式、考え方は、過去五カ年間の肉豚の農家販売価格、肉豚——枝肉ではなしに肉豚の農家販売価格の平均をとりまして、月別の平均をとりまして、異常に高いものは頭打ちにした上で、修正をした上で月別平均をとりまして、それに基準期間、五カ年間に對しますごく最近までの生産費の値上がり率、生産費が上がつておりますので、それを指数化したしまして、1と言つておりますが、1という指数を使いまして修正をいたします。五カ年間の月別平均価格を修正をいたしまして、生産費の値上りをそこに織り込むというのをやりました上で、五十年度の豚肉の需給の見通しを、これは推算でございしますが、やりまして、供給不足のときには一以上の指数をさらに掛ける、供給過剰の場合には一以下の数字を使うというところで——これまではおむね一を使つておりまして、特別の場合に二以上、一・〇とか一・〇二とか使つております。そういう指数を掛けまして、それを枝肉に換算をする。一定のこの係数を使いまして、農家の肉豚、庭先の肉豚価格から枝肉価格に換算をいたしまして、そこで枝肉のいわば中心価格といひますが、この価格に年間平均を落ちつけたという目標価格が決まるわけでございしますが、実際には毎日の

価格に、市場の需給によりまして市場価格は変動いたしますので、その変動の幅をなるべく押さえるということで、その中心価格を上下に一〇%ずつ開いて、下の方を基準価格、上の方を上位価格と、こういうやり方をしているわけでございします。それを同じようにやりまして、先ほど申し上げましたような、五百四十六円、六百六十七円という安定価格を決めたわけでございします。

従来と違ひます点を申し上げますと、1の生産費の値上りを見ます場合に、配合飼料の価格、それから政府操作飼料の価格につきましては、政府操作飼料はまあ予算で四月から一四%上げることにいたしております。配合飼料価格につきましては、ごく最近全農がトン当たり八千円引き下げると言つております。これは豚のえさにはもう少し高い、値下げ幅は大きいわけでございしますが、そういうものが決まりましたので、それを確定値といたしまして、四月以降の、四月以降値下がりする分を生産指数の1というものを算出する場合に織り込んでおります。それが従来とは、去年とは違つたやり方でございします。去年は二月、三月の値上がりしたところを四月以降も引き続きその価格で推移するというところになつておりましたので、二、三月、四一六の価格をそのまま織り込みました。特に値上がりするということではなかったが、そのまゝの価格を織り込んでおりましたので、そのまゝの価格を織り込んでおります。そこが変つたということでございます。

それから、需給の見通しといたしましては、最近、肉豚の出荷が前年に比べて、ことしに入りましてから減つております。四月から九月までの前半を見ますと、子豚の生産頭数なり、雌豚の頭数等からは、ある程度推定ができるわけでございしますが、これは農林省すでに公表いたしておりますけれども、四月から九月まで、各月別に見まして、大体九七%前後というところで、前年よりは出荷頭数が減るという見込みでございします。さらに、十月から三月までも、これは推定するわけでございしますが、これもいろいろな推定方法を用いてやりますと、やはり、前年より——四十九年の

後半よりは若干減るというようない見込みでございします。今年にはアルファという、需給調整係数と言つておりますが、足らない場合には、それを一以上に使い、余るときには、一以下で使うという係数でございしますが、これを一・〇二という、最近では異例に高い数値を用いております。去年は一・〇〇で諮問をいたしまして、試算を出して審議をいただきました。最終的には一・〇一という数値を用いて決定をしたわけでございしますが、今度は、いまのような需給事情の見込みから、一・〇二というのを使つておるということでございします。

なお、生産指数は昨年は決定ベースで一・三〇一であつたのを、一・三三三と、これも去年よりは高い数値を用いております。それからVで最後は上下に開きます場合の一〇%というのは、理論値からは一五%ぐらいの数値が出ますけれども、これはなるべく狭くするというのが、生産者のためにも、消費者のためにも喜ばれますので、従来どおり理論値とは別に一〇%という数値を上下に用ひまして開いております。

以上の結果、先ほどのような数値になつておるわけでございします。で、結果的に申し上げますと、前年に比べて七・七%の引き上げになつております。

○相沢武彦君 畜産局長、済みませんが、もうちょっとゆつくりしゃべつて下さい。ば、ば、ばつとやられると、どうもよくわからないところが出てきますので。

いろいろ計算の中身について御説明になつたわけですが、大臣、二十五日のこの農林水産委員会のときに、日本経済新聞が出してありました記事に、畜産物支持価格の上げ率ですね、一けたに押える、大体五%前後ぐらいじゃないかという記事についてですね、全然それは見当はずれですと、そんなことは考えておりませんと、それは、新聞社の方で勝手に推測して書いた無責任な記事であります、というようなことを答弁されております。きのう出された政府の試算は七・七%、新

聞の予想に書いてあるのは五%と書いてありますけれども、二・七%しか違わないです。あゝの時点ではあれです、農林省としてはもっと大幅な試算を出すつもりだったのだが、その後急に変わつて七・七%という結果になつたのですか。それとも、あの時点では、そういう方針に決まっていたけれども、都合上この委員会で虚偽の発言をされたんですか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) まだ、あの時点では、農林省の試算が決まつてないということで、無責任ということじゃなくて、推定をして記事としたのではなからうかと。まあ農林省として責任を持つてお答えをすれば、あの新聞記事は、推論に過ぎないと。こういうふうなことを言つたわけでありまして、まだ、あの時点においては、農林省のはつきりした試算が出ておらなかつたものですから、ああいう表現にいたしましたわけでございします。

○相沢武彦君 まことに不愉快な思いをいたしております。今回の算定の仕方にしても、上位価格が一〇%高では、良質生産を目ざして、それによる価格アップをしたいという生産者にとっては非常に不利だといふ点があります。また、今回の算定の仕方では湯はぎ方法によるもの、これもまあ格差をつけようといふことですけれども、七%の格差じゃ皮はぎとの格差が従来より広がつちやうて、湯はぎの多い地帯では、特に関西方面になりますけれども、非常に問題だといふことも踏まえて、そういう点はどういうふうにか考えられますか。それから続けてお話ししますが、配合飼料の値下げ分を勘案したとおっしゃるわけですが、そのために、畜産農家は非常に痛手をこううむつておるわけですね。しかも、四月一日出荷分から配合飼料の値下げが行われるというわけですが、これは計算の対象に入れるのはどうかと。これまでの飼料の値上げによつて痛手を受けた生産者の人たちに對して、少しでもそれをやわらげるために、今回の豚肉試算価格の中身としては、配合飼料の値下げ分を計算しない方が、それが生産者農家にとつ

ての一つの励みになるし、また生産を向上させる一つのかぎにもなるということで、かなり論議、意見が強かった、こういうことなんです、結局そういうものも含めて、今回七・七％という要求から非常に下回った価格で算定されたということは、結局春闘対策として、企業や、労使に賃上げの自衛を求めている政府の立場として、その姿勢を農産物支持価格の引上げ率についても同調して示そうと、こういうことは、非常に政治的配慮が優先したのではないかと、こういうことが言われております。私もそのとおりだと思うのです。

確かに物価上昇率はいまのところ抑えておりますけれども、それでもやはり一般の勤労者の生活は決して楽でない。ここで賃上げが余り行われなければ、やはり生活の負担は重たい。しかし、そのだからといって、自殺者が出たり、あるいはいまの仕事では食っていけないと言って、転職する人がいるかと言ったら、それはいいと思うんです。ところが、畜産農家の場合は、いままでぎりぎりのところでやっている、しかも生産者農家の数は激減している。今回のこの豚肉の試算価格を示された時点で、あきらめておやめになる方も出てしまうのではないかと。あるいは今日までずいぶん新聞にも出ましたけれども、指導者の人が責任を感じて自殺をしたというようなこともありまして、やはり一般勤労者の場合と、この畜産生産者の人たちの立場とは、やはり違った立場で、これは考えてあげなければならぬ。同じように、春闘の賃上げの自衛を求める中に含めて、試算価格で抑えてしまふというのは、非常に農林省としては、これは筋違いな考え方ではないか、このように実は糾弾したいと思ひます。その点いかがですか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) あとでまた局長も説明をしたいと思います、豚肉の価格につきましても、御存じのように需給の実勢価格によってこれまで決めてきておるわけでありまして、今回の諮問に対する農林省の試算につきましても、需給実勢価格に最近の生産費の値上がり分を修正をし

て、算定方式によっては引き出したものを試算として諮問をいたしておるわけでございまして、これまでと変わっておるわけではございませんし、私もこれは、これと春闘相場というふうなものを政治的に配慮して出しておるということでは決してないわけでありまして、私たちは、この試算によって、十分豚肉の再生産は確保されるというふうな考えでおるわけでございまして。ただ、飼料の今後の値下がり分について、これを試算の中に入れておるといふことについては問題があるのじやないか、という御意見があるわけでございしますが、これは、確かに畜産審議会等におきましても議論になったというふうな聞いておりますし、これは一つの論点ではあるかと思ひます。が、今後の豚肉の需給、さらに生産者の再生産ということを考えて、やはりこれは今後、飼料の需給情勢というものは非常に緩和をして、非常に安くなつておるわけでありまして、これは相当長期的には、私は飼料は、飼料穀物というのは長期的には私は国際的には不足するというふうに見ておりますが、ですから、一時的なものであると思ひますが、でございますけれども、まあことは、飼料価格でございますけれども、まあことは、飼料価格も相当低位で推移するであろうということですから、そういう点は入れておることは事実で、これは一つの論点ではあるかと思ひますが、しかし、算定方式につきましても、いままでの方式に従つて、まあ科学的な方法、数字をはき出したこの集積として試算したわけでございまして、これはこれでもって再生産は十分確保されると、こういうふうな考えでおるわけでございまして。

○相沢武彦君 この配合飼料は、これから値下げの傾向をたどつて、四月一日出荷分の値下げ、さらに今後値下げさればいいですよ。ところが、一時の傾向であつて、途中でまた値上げになつたときに次にどうするんですか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) まあこれはすでに全農からトシ当たり平均八千円の値下げをもつて確定をしておりますから、ですから、いままでの価格を決める場合においても、確定された要素という

のは一応入れるということになつておるもんですから。長期的に見れば確かに私も不足すると。高位不安定ということにはなるかと思ひますが、少なくとも八千円という全農が引き下げを打ち出しておる、確定はいたしておるわけでございまして、これはそういう意味では価格の算定の基礎の中に取り入れて、これまでもそういうふうないたしてはいるわけですから、これはいいんじゃないかと思ひますが、しかし、将来的に見ると、この問題はやはり私たちとしても十分慎重に考えなきゃならぬ問題であることは私は事実であらうと思ひます。

○相沢武彦君 要するに、今回の八千二百円の値下げは確定していると思ひます。しかし、今後これ、三ヶ月あるいは半年たつた時点において、また経済の変動等で飼料の値上げを再度はかなきゃならぬという情勢になつたときに、これは困るんじゃないですか。いま大臣おっしゃつたように、長期的には不安定な要素は残ると。長期的とは一体何年先なのか、私は、今年年中にもそういう不安定な要素というものは考えられるという立場から話をしているんです。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 確かに現在八千円の値下げをしたことは事実であります、十月以降、アメリカやカナダの穀物の生産情勢というものはどういふふうになつていくかというのに対しては、私としても、これがそのまゝの緩和した状態に進むのか、あるいは非常に逼迫したものになった転移していくのか、それについてはここではつきり申し上げる自信はもちろんないわけでございまして。したがつて、これは附帯決議もついておりまして、第一番目で「物価、飼料価格その他の経済事情に著しい変動が生じた場合には、すみやかに本審議会を開催し、安定価格を再検討すること」といふふうに附帯決議もついておるわけでございまして、私としても、今後十月以降でも飼料価格というものがまた暴騰に転じたというふうなときは、これはもうそうした、それまでの間はもう安くなつていくわけですから、その状態におい

てはそれを考慮して、これは価格の改定についても、積極的に審議会も開き再改定するということは私は当然だと、私はそういうふうな思ひをしております。ただ、いまは確定している要素ですから、これを入れたということでは。

○相沢武彦君 いまの時点で、畜産農家が安心して経営ができる、ペイする。こういう状態のときに、配合飼料の値下がりがあった、それならば今年度の試算については当然それは考慮に入れないかならぬと思ひます。いま現状でも、大変な状態なんです。これまでの値上がり、何回も続きましたから。ここで八千二百円等下がつたとしても、また試算の中にそれが加味されて下げられたんじゃない、いいよやつていけない。こういう現状認識について、非常にやはり農林省は甘いんじゃないか。これは農林大臣、いまはしくもおっしゃいましたけれども、私たちも長期的には自信が持てないとおっしゃるんで、まあ万が一のとこで思つて附帯決議つけているんでしようけれども、それだつたら、生産者農家の人たちが安心して意欲を持って取り組めるように初めからそれを入れてやるべきだと思ひます。まあその点はもう時間なくなりまして、もう打ち切りますけれども、で、この畜産物価格安定法の配正に当たりまして考えるんですが、やはり畜産物価格安定法といふと、一つには生産者農家の人たちが非常にこれは関心を持ち、関係する。一方には、やはり消費者もこれに非常に関心を持たざるを得ないと思ひます。この生産者農家も安心して経営ができる、そういうものが発動できる法律内容である。また、消費者にも安定した価格、できるだけ安い価格で手に入れられるというのが望ましいわけなんです。昨年の暮れの新聞報道したけれども、米国の農務省が発表した世界主要国の食糧価格規格。これによりまして、まあ結論として、日本では肉が食べられないと。世界一の高値だという折り紙つけれられて、日本における食生活の苦しさを立証してしまつたわけでありまして、一方、国内ではどうかというと、牛肉、特に牛肉ですけれど

も、産地では価格の暴落で農家は泣かされてしまふ。自殺者まで出てしまふ。それでいて一方消費地では、高値が続いて、生産地では暴落したのかかわらず一向に値下りをしない。一体牛肉を初め食肉行政というのは日本で一体どうなっているんだと、こういう率直な国民の感情があるわけですね。一体、こういった事態に日本が落ち入った原因はどこにあるのか、農林大臣、どのようにお考えでございますか。

○政府委員(澤邊守君) 畜産物、特に食肉、中でも牛肉の流通機構につきましては、かねがね種々御批判もございまして、非常におくれている。不合理のままで価格形成が行われ、中間マージンが非常に大きいというふうなことにございまして、種々御指摘を受けるところでございまして、食肉の枝肉になるまでの段階に、だんだん整理はされてきておるといいますものの、流通段階がずいぶん多いわけにございまして、その間に家畜商が何段階も介在するというふうなことで、そのたびごとに値が上がるというふうな事例もあるわけでございまして、枝肉になりましてからも、卸、小売に至ります段階で中間経費が多過ぎるとか、あるいは作業の合理化等も余り進んでおらない、店舗が小さいというふうな点で改善すべき点が多々あるわけにございまして、ある意味では牛肉はそれだけむずかしい点があるという点も否定はできないわけにございまして。

御承知のように、牛肉の場合は、素牛もそうですが、枝肉も品質差が非常にばらつきが多い、なかなか専門家がなければ判定しにくいというふうな技術的なむずかしさがございまして、これはまあ豚肉も同じにございまして、肉は、御承知のように、屠場におきまして屠殺、解体をいたしましてから、骨を抜いたり、あるいは整形をしたり、筋をとったり、小売屋の店頭に行くまでに、ほかの食品とは違ひまして、いろいろ手を加えております。まあその間に、歩どまりもずいぶん下がってくるわけにございまして、いろいろな種類の加工過程が入って、その間に相当手間がかかる

かつておるといふ点もございまして、ストレートに卸売価格と小売価格を比較して非常に幅が大きいということ、他のたとえば野菜とかその他のものと同じに比較するわけにはまいらないと思ひますけれども、そういう複雑さがあるだけに、その間不明朗といふますか、はつきりわからない、消費者にとつては、というような点が見られるわけにございまして。

農林省といたしましては、これまでも、生産段階から屠場なり市場に至るまでの生体の取引の合理化をするために、家畜市場というふうなものを大型化したり、施設を整備したりしておりますし、さらに中央市場を施設を整備いたしまして、あるいは中央市場になつておらないものは中央市場に、大都市を中心としていくということによりまして、自由な競争のもとに公開して公正な取引が行われるというふうに指導、援助をしておるわけにございまして。

食肉の場合は、確かに他の中央市場、生鮮食料品の野菜なり魚と比べてもおくれている点もございまして、上場の比率、取引の比率ですね、全国流通量の中で、これもまだまだ低いというところでございますが、中央市場とあわせて地方市場の整備もいたしておりますので、卸売段階の価格形成はだんだんよくなつてきておると思ひます。

それからまた、規格取引ということも取引の公正確保のためには必要でございまして、牛肉につきましても、あるいは豚肉につきましても十数年前から開始をしておるわけにございまして。「上」、「中」、「並」とかというふうな規格を中立的な機関がやるということにいたしておるわけにございまして、これもだんだん格づけの受検率がふえてまいつておりますので、おいおいよくなつていくことは事実でございまして。さらに、卸売段階から小売段階に至りますまで、これが実は非常にむずかしいわけにございまして、われわれもなかなか知恵がなくて苦勞してゐるわけでございまして、卸売価格に連動して小売価格が動かないという

ような御不満が消費者の方を中心にして非常にあるわけにございまして、これは事実でございまして、卸売価格はこれは毎日動くものでございまして、卸売価格が敏感に動かないといふわけにございまして、小売価格が敏感に動かないといふわけにございまして、これは反面私どもとしては、確かに敏感に反映することは必要だと思ひますけれども、小売価格はある意味では安定ということが必要であつて、しよつちゅう動くのは必ずしも好ましくないという別の議論も実はございまして、これは確かに下方硬直性もございまして、データをみる限りは、上方硬直性という、そういう言葉あるかどうか知りませんが、そういう面もなほないわけにございまして、したがって、去年、卸売価格が、牛肉の場合に四十八年の終りからかなり下がりました三割以上下がりました、その間小売価格はさつぱり下がらないじやないかというところでいろいろおしかりも受け、御批判もあつたわけにございまして、その後、八月以降卸売価格はかなり上がつております。乳牛の雄の価格で言いますと、あのころが七百円台であつたのが現在千四百円くらいになつておりますが、小売価格はほとんど上がっておりません。そういう意味では、小売価格が必ずしも敏感に連動するばかりがよいとはいへない。やはり安定ということも必要ではないか、消費者の立場からすると。そのかわり下がる時も敏感に下がらないといふことも、そういうマイナス点はあるわけにございまして、上がる時もそれほど上がらないという面は確かにあるわけでございまして、しかし、いづれにしても、中間マージンが非常に多いといふことは事実でございまして、その点の是正をしいかなければいけない。そのためには、購入量が少ないといふことも、悪循環になりますけれども、なかなか購入が合理化されないために、販売の方も合理化されないという面もございまして、小売の規格を定めたり、あるいは適正マージンで売

ような店舗を奨励したり、あるいは零細な小売業者の共同配送、共同保管、あるいは場合によつては共同計算、共同の整理作業とかというふうなことをやるようなことも、融資なりあるいは助成——これはモデル的なものでございまして、いろいろやつておりますので、非常にむずかしい点でございますけれども、われわれとしては、今後最大の努力をすべき分野だと思つております。昨日の答申の際にも、特に流通問題につきましては、消費者あるいは学識経験者から強い要望がございまして、強力に推進することというふうな御決議もいただいておりますので、われわれもいたしまして、その線に沿ひまして、できる限りの努力はしていきたいと思つております。

○相沢武彦君 流通問題については、後からまた議論をしたいと思ふんですが、やはり食肉行政についてもつとつかりした対策を講じなければ、結局こういう土壇場まで追ひ詰められた日本の現状になつてしまふと思ふんです。そこで、農政審議会需給部会の「農産物の需要と生産の長期見通し案」によりますと、昭和六十年における肉用種は三百三十万トン、牛肉の需要を六十二万トンとして、国内自給率八一%。こういうふうな策定をしてゐるわけにございまして、この見通しについて一昨日も鶴岡委員からいろいろ御指摘があつたわけにございまして、これは本当に実現可能な数字なんではないか。希望的な数字にすぎないんですか。もし実現可能な、いわゆる現実的達成の数字であるとするならば、その実現方法についてどういうふうなやつていかれるんですか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 先ほどもお答えをいたしたわけにございまして、この三百三十万トンを六十年に達成をするといふことは、まことに私としても容易ならざる目標である、こういうふうな思ふわけにございまして。今日までのこの肉用牛の生産に対する行政施策、予算を、このまま続けていけばどういふこれはもう不可能であると私は思ふわけにございまして、これについては、今度農政審議会の御答申を得た後に、総合食糧政策を打ち出すわけにございまして、その中にあつ

て、特にこの肉用牛の生産につきましては、抜本的な総合対策というものをその中において織り込んでいかなければ、そうしてこれを確実に実施していかなければ非常にむずかしいと思うわけでございます。が、しかし、私は、今日の食糧自給を高めていかなきゃならぬという、もうわが国農政の基本的な要請もあるわけでございますし、これは何としても、実現をします。そのためには総合政策の一端としての生産対策、ことしの予算につきましても、粗飼料に対する増産対策、この芽は出しておるわけでございますが、思い切ったそうした飼料の生産基盤の拡充のための対策を確立すると、さらにまた未利用地の利用であるとか、あるいはまた、林地の活用であるとか、さらに裏作を高度に利用していくとか、そういうふうなあらゆる面における施策を強化するとともに、今度、ここで御審議いただいております牛肉の指定食肉を指定することによりまするいわゆる価格安定制度というものがここに打ち出されれば、そうした価格政策における生産対策の強化というものと相まって、行政面でさらにひとつ強力な体制というものを行行政面においても確立していくということになれば、私はまあ必ずしも不十分ではない、これはやはり世界的にとりしても不足という状態が続いていくわけでありまして、八割程度はわが国において自給できるように持つていかなきゃならぬし、これは何としてでも達成をしたいという決意でおるわけでございます。

○相沢武彦君 抜本的対策の中身が問題なわけでありまして、これからいよいよ審議会等で具体的に出来たものについて私たちが討議させていただきたいと思いますが、これ、二点お伺いしておきたいんです。

一つは、この価格の問題ですね。六十年までずっと需給実勢方式ののちとてやっていくつもりなのか、それとも生産費所得方式に切りかえて六十年間にこれだけの頭数をそろえようというのか、非常に生産と価格の問題はもう絡み合いますので、

重要な問題です。この点の見通しをいまの時点で大臣としてはどうお考えになるか。

それから二つ目には、いわゆる生産者の人たちに聞いてみますと、その専門知識や、それから経営能力なしにむやみに手を広げて大規模化する、結局は行き詰まってしまうという反省期にきていると思うんです。そういった点で、この十頭以上の大規模経営というのを、その六十年時点の生産農家の大体何割ぐらいに、しようと思ふのか、十頭以下の規模の農家にすると、どういふ比率で達成をしようとするか、その点の長期の見通しも立てられて、この昭和六十年度三百三十万トン、牛肉の需要六十二万トンという計算を出したのか。それともただ希望的観測数字で出されたのか、その辺いかがですか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) この今後の六十年目標を達成するために、やっぱり価格政策が非常に重大であるということは御指摘のとおりでありまして、また、私もここで新しく生まれる価格制度をいかに運用していくかということが、またこれが達成の非常に大きな要因になってくると思っておるわけであります。したがって、この価格制度の中にあつて、どういう方式で価格を決めていくかということにつきましては非常に慎重な態度で臨んでおるわけであります。この点については、畜産振興審議会の御意見も十分聞かしていただきたいと思つてございまして、今回は、何としても生産費の調査等がまだ不十分でございまして、今回の発足する価格制度の中における価格決定を非常に固定的なものとは私に考えておらないわけですね。もっと生産費の調査等が進んだ段階において、これは改定もしていかなきゃならぬと思つてございまして、まあいかなのところは、基本的にいいますか、基本的な考え方は、やはり需給実勢方式といいますが、そういう方向で考えておるわけではございますが、しかし、これを固定をして現在考えておるわけではないわけでありまして、牛肉につきましては、しばしば申し上げましたように、一たん生産が縮小するとなかなか伸

びないという肉牛生産の生産条件もあるわけですから、こういうことも踏まえ、また世界的に牛肉が不足するという事態等も十分踏まえて、これは慎重に価格算定方式は決めていきたい。そして今回のものを固定的には考えておらないというふうな考えでございまして。

なお、飼養頭数の一家経営当たりの規模をどうするかといった問題につきましても、やはりその農家に、これからの生産を増強していく農家の対応の仕方というものもあるわけでございまして、それから、そういうものも十分踏まえてこれは政策誘導の中で、取り組んでいかなきゃならぬと考えるわけではございますが、この点について現在農林省の事務当局として考えておる構想を畜産局長から説明をいたさしたいと思います。

○政府委員(澤邊守君) 六十年度の生産目標を想定いたします場合の経営の規模を、どの程度考えておるかというお尋ねでございまして、これは、はつきりした数字を固めておるといふところまではいつておりませんけれども、おおむねのめどは想定をしながら三百三十万頭を設定をいたしておるわけでございまして。その場合の考え方としては、やはり肉牛経営の場合には、御案内のように繁殖経営と肥育経営とに分かれております。これは今後といたしましては一貫経営というものも育てていくことが専門的な、専門的といえますが、専業に比較的近い肉用牛部門にかなりウェイトを置いた経営においては必要だといふふうに考えております。また、子牛の価格が非常に不安定だということが肥育農家にとつても、子牛生産農家にとつても問題であるということが先ほど来出ているような状況でございまして、そういう意味では一貫経営だとその不安定部分が除去されますので、経営上望ましいというプラス面がかなりありますので、そういうことも考えておりますけれども、基本的にはやはり繁殖経営と肥育経営は分かれて営まれるという場合が将来も多いだろうというふうな考えております。その場合繁殖経営は現在一、二頭飼、せいぜい二、三頭と

いうような非常に零細経営が一般でございまして。中には土地条件に非常に恵まれたところ、山林を開発したりあるいは山林の下草をいろいろな権利調整をいたしまして利用できるとか、あるいは自分の所有地が大きいとかいうところでは相当な規模の経営もございまして、それはそういう事例もあるということではございまして、これを一般化して将来の目標とするにはわが国の土地、用地の取得条件から見ますと、なかなか無理があるんじゃないかというふうな考えますと、やはり繁殖経営の場合はいまの一、二頭飼とか二、三頭飼とかいうことではいかにも小さ過ぎる。そういうものも残つてもいいと思いますけれども、やはり相当畜産部門にウェイトを置いてやるということになりますと、まあ平均すればやっぱり五、六頭のところをねらっていくべきではないか、これは全国平均の場合でございまして。その中でやはり五頭から十頭あるいは十五頭ぐらいまでのところが経営の中心になってくる。それ以下の一、二頭飼いももちろん温存していく必要もございまして、けれども、さらにまた事例としてはもっと大きなものはなかなかというふうな考えでございまして。まあ理想を言えば、もっと大きくなりますけれども、土地条件なり経営技術というような点を考えますと、六十年目標では五頭若干超えた程度のところを平均規模としては想定していつていいのではありませんか。その中で比較的大きなものと一、二頭飼いというものは分化してくると思つていただいても、平均するとその辺をねらつていいのではないかと。さらに肥育経営につきましても、これは粗飼料に対する依存率が低い特色を持つておりますので、これは最近かなり大規模な経営が出ております。しかし、これは立地条件のいかにによりましては畜産公害問題を引き起こしまして、非常にトラブルを起こしているという例もございまして、これも諸外国のようないふ例もございまして、非常に大きなものをやるということとはなかなか無理だろうというふうに考えますと、私どももいた

しましてはまあ六十年目標で全国平均でまあ二十頭ぐらい、まあ主体になりますのが十頭から五十頭ぐらいの層が中心になるということを目標に置くのが現実的ではないかというふうに想定をいたしております。

○相沢武彦君 牛肉価格の算定方式でもう一度大臣にお尋ねしますけれども、生産費所得方式がいまの時点でとれない理由としては生産費調査が不備だということ、それから、牛肉の自由市場ということ前提にしているということ、なじみにくいということ、政府はいまのところ踏み切れないということなんですが、先ほど大臣の御答弁で、別に需給実勢方式に固定しているわけじゃないのだ、こういうお話でした。そうしますと、この生産費の基礎調査、基礎資料というものを一体何年度までにきちんとされて、きちんとされた時点から切りかえるという含みがあるんですか、その点について。

○国務大臣(安倍晋太郎君) この法案を通していただいた段階において、法律が公布されて直ちに畜産審議会を開いていただいて四月中には何としてもきめたい、こういうふうには思っております。牛肉の価格決定の方式につきましては、これはやはり自由な取引が前提となるわけでございまして、そういう点では、価格決定方式としては、生産費所得方式を採用するということは私はなじまない。こういうふうには思っております。基本的には需給実勢方式といえますか、そういう方向へ行かざるを得ないのではないかとこのように思うわけでございまして、しかし何としても、この牛肉につきましては、これから生産を拡大をしていかなくばならぬわけであります。一たん縮小すると拡大再生産というのは非常に不可能になつてくるような情勢、事情もあるわけでございまして、新しい制度でございまして、これによって、この肉用牛に対する政策が後退するなんていうことがあつたら大変なことになりますから、これは、非常に慎重に対処していきたい。

そこで、第一回目は生産費の調査も十分でないことは、いままでの御審議の中で明らかになつておるわけであります。政府としても生産費の調査は十分やつていないことも事実でございまして、第一回目につきましては、これはもうきめなければならぬけれども、これを固定的なものとして考えるべきじゃないというふうに思つてございまして、大体いま政府で考えておられますのは、五十二年度ぐらゐまでは、五十二年度の価格決定の際には、生産費調査は、十分これまではできると。こういうふうには判断をいたしておるわけでございまして、五十二年度までは、生産費調査の資料等が不十分な中で価格を決めていかざるを得ない。こういうふうなことになるわけでございまして。

○委員長(佐藤隆君) ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(佐藤隆君) 速記起こしてください。

○相沢武彦君 畜産振興の基礎は、結局、飼料問題の解決なくしては行われないわけであります。が、いま私が問題にしております昭和六十年年度を目途とした三百三十万トンの育成、そのために、わが国の農地の開発可能な面積は百五十万ヘクタールということなんですが、四十八年から十年がかりで、七十万ヘクタールを開発することになつてゐるわけでございまして、農用地開発公団の計画との関係で、粗飼料の資源の造成、これをどのように進められていくのか、もうそろそろこの点について政府の施策を煮詰めてきていられるんじゃないかと思つて、明らかにしてください。○政府委員(澤邊守君) 昭和四十七年を基準にいたしまして、六十年度の長期見通しを、検討を、農政審議会中心でやつてゐるわけでございまして、その中におきまして、お尋ねの粗飼料につきましては、四十七年が、これはT・D・Nという可消化養分総量という基準に換算をして、各種の飼料がございまして、それを同一の養分の単位に換算をして算出しておるわけでございまして、四

十七年度は、四百七十三万七千トンが四十七年度の基準年度の数字でございまして、それを六十年には九百二十六万九千トンまでにふやしてまいりたい、約二倍弱でございまして、それによりまして、飼料全体の中の粗飼料の――牧草とか、飼料作物とかいった粗飼料の給与率は、基準年度が二三・四でございまして、約三・一に引き上げられるということになつておるわけでございまして、そのために、それによりまして、個々の畜種別の飼料の給与率、これは大雑把でございまして、乳牛と肉牛が草食動物でございまして、草なり、飼料作物のいわゆる青物を食べるわけでございしますが、これは、本来、体質的に草食動物でござい

ますから、濃厚飼料だけやりますと非常に健康を害する、能率が低下するというところでございまして、四十七年度で見ますと、肉用牛の場合で見ますと、おおよね、繁殖の場合は七五％ぐらゐの粗飼料の給与率、全体のえさの中の粗飼料の給与率が七五％ぐらゐになつておるのを、約九〇％までに高めたい。いまの全体の粗飼料の生産目標の中で、個々に見ますと、繁殖牛につきましては七五％の粗飼料の給与率であるのを九〇％ぐらゐにしたい。一〇％は濃厚飼料、配合飼料その他の濃厚飼料であると、こういうことを目標にしておるわけでございまして、それから肥育の場合は、これはかなり濃厚飼料を使ひませんと、肉質がよくなりませんので、これは平均して現在二〇％ぐらゐと見られますのを、和牛の場合は、四〇％ぐらゐまで高めたい、粗飼料の給与率を四〇％ぐらゐまで高めたい。それから乳用種の場合は、三五％ぐらゐまで高めたい。これはいずれも現在二〇％前後でございまして、これを高めたい。そういうようなことを目標にいたしまして、先ほど言ひましたような粗飼料の全体の生産の増加を圖つてまいらうというのを考えておるわけでございまして、それに必要な土地でございまして、四十七年には、基準年度が七十七万ヘクタールぐらゐでございまして、を、百四十七万ヘクタールぐ

らい作付面積をふやしたい、土地を造成することにより、あるいは既耕地を利用することによつて、牧草その他の飼料作物の作付をそれぐらゐにふやしていきたい。それから牧草とか飼料作物とかというものは、良質粗飼料と言つておりますが、比較的栄養分のいいものでございまして、野草だとか、わらだとか、そういうた、あるいは農場の残菜、そういったものも利用できますので、それらにつきましても、できるだけ利用をしていくということとをあわせて図つていくことによりまして、先ほど申し上げましたような粗飼料全体の生産量を高めていくというふうに考えておるわけでござい

ます。○相沢武彦君 今回、牛肉の指定食肉の対象として、和牛と乳牛の「中」を予定されているわけでありまして、乳牛が牛肉生産の三割を占めてゐるわけでありまして、今回の指定食肉の対象に当然最初から入るべきであると、こういう要求の声が強いわけでありまして、農林大臣も、乳牛牛に対しては、前向きに取り組みたいということとでこられたんですけれども、残念ながら、今回にも、これはなかなか入れそうもないような様子なんですけれども、この点どうなつてゐますか。○国務大臣(安倍晋太郎君) 乳牛牛につきましては、確かに、お話しのようにやはり牛肉の中に占めるシェアといひますか、ウェイトも大きいわけでございまして、この乳牛牛は、いわば酪農経営の副産物といったようなことにもあるわけでございまして、そういう中で、いわば乳牛の中に乳牛牛も、その再生産について乳牛牛も取り入れられておるといふような面もあるわけでございまして、から、制度として、これを取り入れるということには必要はないというふうに判断もされるわけでござい

とすることにつきましては、私としても積極的といひますか、前向きに取り組んでいきたい、というふうな考えでおるわけでございます。

○相沢武彦君 牛肉生産の三〇％といふと、もう相当、牛肉の流通上大きな役割を占めているわけですね。いま大臣おっしゃったように、予想と違った事態、すなわちこの乳廃牛の価格の安定が図られないというときには考えてあげらるんだということですね、その時点では、すでにもう買いたたかれた後というのは、農家としては、ひどい被害を受けちゃっているわけですよ、打撃を受けているわけです。ですから、それから今度は発動したのでは、その痛手をいやせないままに、いわゆる農家をやめてしまふ、経営をやめてしまふ農家さへ出てしまふわけですね。ですから、やはりこれは畜産局長、牛肉全体の価格の安定が必要なんだし、乳廃牛は当然法律の中に含まれているんだと。予想と違った事態になつてくれば、政令に追加したいということまでおっしゃっているわけですからね。どうなんですか、初めからもう入れておいて、そういう後顧の憂いのないようにはしておいたほうが、いわゆる畜産振興全体の問題としてはベターじゃないですかね。そういう事態が起つてから政令に追加して発動したのでは、もうその時点でやめる農家が出てしまふと思ふのです。

○国務大臣(安倍晋太郎君) これは、御議論のほどは私もよくわかるわけなんです。しかし、乳廃牛については、これは省令でもつてすぐ追加指定もできるわけですし、乳廃牛の価格の安定が図れないというふうな事態が少しも起こることということになれば、私は、もう省令に追加することも、すぐできるわけですから、これはもうすぐ積極的にこれを指定したいという気持ちは十分に以上には持つておるわけでございます。

○相沢武彦君 その点は、くれぐれもスローモーション行政にならないように、敏速にやつていただきたいというのを特に強調しておきます。

して、これで終わります。

○委員長(佐藤隆吉君) 午前中の質疑はこの程度にとどめ、午後一時四十分まで休憩いたします。

午後三時三十一分休憩

午後一時五十七分開会

○委員長(佐藤隆吉君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○小笠原貞子君 今回の改正案の基本的な内容を見てみますと、牛肉を畜安法の指定食肉にする、そして安定価格を設定して、これに基づいて畜産振興事業団が売り買いなどの操作を行つて牛肉の卸売価格の安定を図るといふ、そういう趣旨のものですけれども、従来、農林省や政府はこういう国内の価格安定制度を整備すると、それと引きかえにいつでも貿易自由化など輸入拡大政策といふものが伴つてとられてきたといふことを考えなければならぬと思ひます。畜産農家の方たちにしてもこの点非常に心配しているわけですね。アメリカ、オーストラリアなど、牛肉の輸入や、そして拡大せよという圧力が非常にいま高まっているといふ中で、心配するものも当然なことだと思ふんです。

そこで農林大臣に、牛肉の輸入の自由化の問題についても基本的などういふふうな考えをいらっしゃるか伺ひたいと思ふんですけれども、きょうは何しろ二時間の予定のところを一時間といふことでございまして、以下御答弁は簡潔にお願ひしたいと思ふんです。

そういう基本的な問題とともに、具体的にこの問題を考へてみますと、三月十八日の朝日新聞に、よりまず、通産省の方で十七日に、沖繩県内で消費されることを条件にして二千四百トンの輸入許可をしたということが伝えられているわけです。この問題についても、これが特別枠で、沖繩だけで消費されるという保証が一体どこにあるん

だらうか。そういうことを考えると、先ほど言つたみたいに、特別枠といふようなことで、なし崩し的に輸入再開を図るといふものではないか、と新聞などにも書かれていますし、いままでのやり方を見ると、やっぱりこういうことを心配されるのも当然のことだと思ふわけなんです。結局、いままで、国内の価格制度の整備といふことで、先ほど言つたように、同時に輸入拡大政策といふものがついて回つてきている。こういうことになる、これはまた大変な問題になりますので、そのこともあわせてまず伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 牛肉につきましては、一般枠については、現在、御承知のように、外国からの輸入をストップしておるわけでございまして。まあ牛肉は、長期的に見れば世界的にも不足しておるわけでありまして、わが国もこれから増産を図つていかなきゃならぬわけでありまして、その中であつて、不足をするという状況にもなつてくると思ふわけでございまして、今日の牛肉の需給の關係、あるいはまた畜産農家の状態から見まして、これを直ちに輸入を再開させるといふ考えは持つておられないわけでございまして。ただ、沖繩の特別枠につきましては、これは昭和四十七年の本土復帰に伴う特別措置として、沖繩県における牛肉価格の安定を目的として四十七年度下期分から特別手当を行つてきたものでありまして、一般枠凍結中の四十九年度においても、上期分として、昨年五月に三千二百五十トンの割り当てを実施したのに引き続いて、去る二月十七日に、沖繩県の要請もありまして、下期分二千四百トンの輸入公表を行つたところでございまして、このように、本沖繩特別枠は沖繩県の特殊事情に基づきまして、沖繩県内で消費されることを目的として認められていたものでありまして、したがつて、沖繩特別枠の公表は一般枠の公表につながるわけでは決してないわけでございまして、沖繩の特別枠の輸入が本土に流れるということはないわけでございます。

○小笠原貞子君 まあ、そうおっしゃると思ひま

すけれども、これを突破口にして、また輸入を開いていくといふようなことについて大変心配をされているわけなんです。その辺についての御見解を……

○国務大臣(安倍晋太郎君) これはいま御説明申し上げましたように、一般枠と沖繩の特別枠といふものは判然と区別をいたしているわけでございまして、沖繩にはやはり占領が長く続きましたその間のいきさつ等もありまして、これを特別枠として認めたわけでありまして、これを特別枠をいたしておるわけでございまして。沖繩をやつたからといって、一般枠を直ちに輸入するといふものは決してございせん。

○小笠原貞子君 そういうことで、特別枠といふことで一般枠の輸入枠にまで拡大する、言われていふような突破口にされるということがないように、十分にお考えいただきたいといふことを確認して次に進みたいと思ひます。

次は、輸入枠の決定がどうされるかという問題について伺ひたいわけなんですけれども、まず、輸入割り当て枠の決定の問題。四十八年度下期分の枠として九万トンが決まりました、この量は、調べてみますと四十六年一年分の実に二・五倍に当たります。四十七年度で比ますと約一・三倍に当たります。四十八年上期分七万トンと合わせますと、実に十六万トンという非常に大きな枠で決められているわけです。九万トンという枠は、一体どのような基準のもとに御判断になつて決められたのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(澤邊守君) 四十八年度下期の輸入割り当ては九万トンと予定しておりましたのは御指摘のとおりでございます。この時点におきましては、牛肉の価格が非常に高騰を然けておりまして、四十八年の一月から十月ごろまでにかかけまして、前年を五割以上価格が、卸売り価格でございまして、上がつてきたわけでございまして。これは、四十七年の後半からそのような傾向があらわれまして、四十八年の十月、まあ十一月ごろまでにおおむね毎月前年を五〇％も上回るような、多いとき

には六九%を上回るといふような高価格で推移を
してまいりまして、小売価格につきましても、そ
れほどではございませぬけれども、前年を二十
数%ずつ毎月上回るといふことで、消費者のサイ
ドから牛肉の輸入をもつと円滑にして、価格の安
定を図るべきであるという御要請が非常に強く
て、当時、聞くところによりますと、国会におき
ましても、物特を初め各委員会でもそのような御
意見が非常に多かったといふことで、農林省とい
たしましては、そのような御要請にもこたえらる
といふことで、割り当て量を前年度に比べますと大
幅にふやしたわけでございします。もちろんそのよ
うな御意見とあわせまして、当時におきます今後
の需給見通しといふようなこともやりまして上で
九万トンの枠の設定をしたわけでございします。そ
の後、御承知のように、オイルショックを契機に
いたしまして需要が急速に停滞するといふような
こともございまして、九万トンにつきまして全部
実施をしたわけでございまして、輸入の停止措
置を講じたことは御承知のとおりでございします
が、当時の需給事情、価格事情からいたしまして、
価格の安定を図る、需給の調整を図るといふこと
のために、その程度の枠の設定が必要であるとい
うことで通産省と政府内部におきまして協議をい
たしまして正式に決めたものでございします。

○小笠原貞子君 高騰したとか、それから需給を
見通して九万トンという枠を決められたというこ
とですけれども、結果的に見れば、ここで四万ト
ン凍結しなければならぬといふような状態にな
っているわけなんです、やっぱり具体的に長期的
に見通しとする意味ではこの見通しは誤ってい
た。たまたま石油ショックといふような問題が
あったけれども、やっぱりこの見通しというのは
非常に大幅な誤りが出たといふように私は見なけ
ればいけないと思ふんですけれども、どうですか。
○政府委員(澤邊守君) 結果的には、私もど
うも、オイルショックによります需要の急速な停滞とい
うことを見通さなかったといふ意味では誤りだっ
たといふように思ひます。そういうこともござい

ましたので、二月一日に四万トンの調整その他の
措置を講じて、当初予定したものを全部輸入しな
いといふような方針に切りかえたわけでございま
す。

○小笠原貞子君 この見通しの誤りが、いまオイ
ルショックといふことで片づけられましたが、い
れども、私はやっぱり、そんな簡単なもので片づけ
られては困る。これは後でまたお伺いしていきま
すけれども、やっぱりこの枠の決め方という問題
を考えると、一つずつ伺っていきましますけれど
も、その枠を決められた時点で、なぜこんな判断
しか出なかったのか、といふことを考えますその
中で、まず一つは、その決められた時点で牛肉の
在庫量といふものがどれだけあったかといふこ
とをお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(澤邊守君) ちょっと手持ちの資料で
調べますので、しばらくお待ちいただきたいと思
ひます。

○小笠原貞子君 そちらからお答えいただこうと
思つたんですけれども、こつちで調べてあります
から、それじゃ私の方からその数字を申し上げた
いと思ひますけれども、四十八年の四月には一
万五千トンですね。これは畜産振興事業団指定冷
蔵庫の四十八工場の在庫といふように、ござい
ましたですか。まあ、ついてですから、そちらの
と比べながら見ていただきたいと思ひます。五月
が一万八千三百五十五トン、六月が約二万二千、七
月が二万四千五百くらゐ、八月が約二万九千。九
月になりまして三万一千五百五十五になっていま
すね。そして十月が三万三千、十一月が三万六千
八百八十二トンと非常に大きな数字にどんどんふ
えてきているといふことがこの客観的な数字で示さ
れていると思ふわけなんです。こういうふうな在
庫量が増大していったといふことが言えるその中
で、それじゃ消費の方、需給関係を見る場合には
消費の場合、どういふふうな傾向になっているか
といふことを一方見ていかなければならないと思
ふんです。消費の停滞傾向といふようなもの異常
なインフレのもとではつきりしていただけない

か。先ほどおっしゃったように、石油ショックと
いふふうにおつしやいますけれども、四十八年下
半期分の枠決定後に消費停滞が急に起こつたとい
うようなことではなくて、たとえばこれは総理府
の方を私は調べたんですけれども、家計調査年報
といふのを見させていただきまして、人口五万人以
上の都市における牛肉の購入量といふものが出て
いるわけなんです。それを見ますと、四十八年の一
月から見ますと、前年比で一体どういふふうにな
っているか。——家計調査年報といふのが総理府で
出されていますね。そうすると、消費といふもの
がずっとどんな傾向になっているかといふのが
はつきりすると思ふんですけれども……。

○政府委員(澤邊守君) 四十八年の一月は、購入
量におきまして、前年に比べて九六%と、私ども
の手元では……。ただ、支出金額におきましては
一一〇%といふことになっております。

○小笠原貞子君 四十八年一月からずっと見ます
と、前年比九六%とか八七%とかといふふうに
ずっと下がってきているわけなんです。だから、
四十八年に入つて明らかに前年を下回る傾向とい
うことがここで見られると思ふんです。そして十
月の時点で見ますと約一割近く——一〇%近く消
費量といふのが減退してきている。そういうこと
を見ますと、在庫量がこれだけあって、消費傾向
といふのがずっと下がってきているという事態の
中で、九万トンの枠といふものが決定されたとい
うことは、何としても納得できない異常な枠の広
さではないかと。やっぱり全体を、具体的に客観
的に見られると、石油ショックだといふようなこ
とで簡単に逃げられないような傾向といふのが出
ていると思ふんですけれども、その辺どういふ
うにござらんになっていらっしゃるでしょうか。

○政府委員(澤邊守君) いまの、家計消費支出か
らの点での御質問でございしますが、確かに御指摘
ございましたように、牛肉の消費量は四十八年一
月九六%、二月九二%とか、九三、八八、八七と、
こういうふうに減ってきておりますけれども、需
要の強さといひますのは、量だけ見ては正確に

は見られないと。やっぱり金額で幾ら買つ購買力
があるか、牛肉に対して幾ら支出したかという点
で見るべきではないかといふふうにならわれば考
えるわけでございまして、その意味では、支出金
額で見ますと、一一%から始まりましてずつと
伸びまして、六月ごろには一二七%、七月に一二
六%、一三〇%、一二六、一二七といふことで二
割以上上がつておるといふことは、牛肉をそれだ
け食べたいといふ意欲といひますか、家計の要求
があるといふことだと思ひます。ただ、輸入量が
少ないために量が少ないからおのずから口に入る
量は少ない。そのかわり価格が上がつたといふこ
とでございしますので、量だけでござらんいたくと
あるいはそういうふうにお考えになるかとも思ひ
ますけれども、支出金額で見ますと二割あるいは
三割以上上がつておるといふことは、相当供給不
足になってきたといふことでございしますので、価
格の安定のために輸入をやるということは必要だ
といふ判断を當時したわけでございします。

なお、在庫量につきまして当初、四月が一万五
千トンで、それ以降九月が三万一千トンとだんだ
んふえてまいりましたが、これは例年のことでござ
いますけれども、輸入の割り当てを、どうして
も、上期やりますのがおくれまして、その点いつ
も消費者の方には御批判を受けるわけでございま
すが、入るのが、どうしてもずれるといふことのた
めに、年度後半に入つてくるのが多い。特に下期
の割り当てをしてから上期の分が本格的に入り出
すといふような場合が、これまで結果として多
かつたものですから、上期は比較的在庫が少なく、
下期になりますと本格的な輸入物が国内に入り出
すといふことで在庫物がふえてくるといふことが
通例でございします。

そういう意味でございまして、さらに数量自体
も三万五千、三万六千、もちろんこれは輸入肉だ
けの話でございしますし、また事業団の指定倉庫、
これは大半だと思ひますけれども、カバー率が非
常に高いと思ひますけれども、それだけの調査で
ございしますから、直ちに言えない面もございま

すけれども、量といましてはこの年が三百四、五十万トン、五十万トンに近い消費量でございまして、その中の三万五千トンというところ、一カ月ちょっとということでは、これが非常に過剰在庫であるというふうに判断はできないのではないかと、このように思います。

○小笠原貞子君 確かに、量は減ってきているけれども、金額がふえているというふうに、いろいろと数字のあちこちから見られる、ということになるけれども、具体的には、結果的には四万トン凍結しなければならなかったということについて、その見通しは、どんなにがんばられても、これは間違っていたと——これは「うん」と言っていられしやるから、おっしゃなければならぬということだろうと思うわけです。それで、今後の枠の決め方についても、再びこういうような見通しの誤りがないように、そして生産者の農民の方々も安心できるような、そういう方針で具体的にやっていただきたいと思うわけなんです。

枠を決められてから、実際に輸入されてくるまでの大体三カ月くらいとか、というふうに伺いましたけれども、一定の時期、期間というものがございます。ですから、そのときに市況だけと、市況だけで決められるんじゃないかと、国内の生産見通しに基づいて、そして国内生産の圧迫にならないように決めるということが大事だと思うのです。そういう正確な見通しを立てる上では、その枠は、政府が独自で決められていられしやるけれども、やっぱりそこに、農民の代表が参加している審議会にお諮りいただいて、そして生産者の立場からの見通しというふうなものもお聞きになるということが正確な枠を見通せるというふうには考えられるし、そういうふうな思っているだけだと思うのですけれども、いままでのような独自の政府の判断というのではなくて、審議会にお諮りになる、御意見を伺うというふうなことに、これはお考えになっていられしやるのでしょうか。

○政府委員(澤邊守君) 輸入の適正量の決定、適

正な時期に到着するように輸入をすること、これが価格の安定のために非常に重要であるということでは御意見のとおりでございまして。今度、牛肉の価格安定制度がございまして、どの辺に落ち着いたらいいかという価格の目標水準が明確になります。これは私も、安定帯の価格をきめまして、その中心価格に収斂するようにできるだけ輸入を調整していくということが大事なことだと思っております。そのために従来以上に目標がはっきりします。その確かな調整がやりやすくなる面はございまして。しかし何といましても御指摘のように需給見通し、価格見通しを的確にやることが輸入量の決定なり輸入時期の決定について一番大事なことであることは申すまでもないことでございまして、われわれといたしましては、従来以上に輸入の見通し、その前提となります国内の生産あるいは消費の見通し、価格の見通しというものをできるだけ精度を高めてやるべきだということに考えておりました。その点はわれわれといたしまして、これまでいろいろ調査をさらに充実をいたしました。そのときときに修正も加えながら見通しを的確に出していきたい。その場合、御指摘になりましたような在庫の問題も、いままで、われわれは率直に申しまして、在庫の量を的確に把握する点で不十分な点がございました。その辺も精度を高めて、しかも終始把握をするというふうな体制を整備してやっていきたいと思っております。そこで、それにいたしまして、お尋ねの審議会の意見を聞いてという点でございまして、私も、私どもとしては、これは行政の責任で機動的にきめるべき問題だと思っております。いま直ちに審議会を開催をして、その都度開催してお諮りをして御意見を聞いて、というところまでは考えておりませんが、統計情報部の調査その他を通ずる出荷予測とかいうようなものをできるだけ頻繁にすることによりまして、科学的根拠をいいますか、そういう数字に基づいた確かな見通しをやって、行政責任において数量をきめていきたいというふうに考えております。

○小笠原貞子君 行政責任においていまでもやってこられたと思うわけなんです。それでこういう問題が起きたから、だからそこでもう一つ行政責任で、もっと一生懸命調査してやっていただくことはもちろんなんだけれども、やっぱりそこで審議会の御意見を聞くということも、これは非常に大事なことでないか。決して聞いたからマイナスになるといふようなものじゃないと思うんですね。共産党としまして、この修正案の中で、四十条の二の第四項の中で聞くというふうなことも提案をしておりますけれども、大臣いかがでございましょうか。行政責任でやると、絶対間違いないという確信はないと思うのです。御努力なさりながらも、やっぱり審議会の意見も聞くというふうな御検討いただけるかどうか、大臣のお立場からいかがでございましょうか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) まあ、その年度の価格をきめるときは、これは、審議会を開いて慎重に御審議をいただいて、審議会の答申に基づいて政府が決めるわけじゃないわけでありまして、しかし、その後の牛肉の輸入等に対する調整については、これは御決定をいただいた価格、特に中心価格に収斂をするという方向で行政が責任をとる場合には、非常に機動的でなければならぬと思っております。そのたびごとに審議会を開いてそして御相談申し上げるということは、私は、なじまないんじゃないだろうか、やはり行政責任において的確に決めていくという方がいいんじゃないだろうか。私はそういうふうな考えでおりますので、審議会を開いて輸入の調整等についてお諮りをするというふうな考えは持つておられないわけではございません。

○小笠原貞子君 行政の責任でとおっしゃるけれども、それじゃ、生産者農民が泣きの涙で本当に死ななければならぬという立場に立ったときに、行政の責任をどうやってとってもらえるのか。そんな立場に立った農民に行政の責任でいままだ救いの手を伸べられたということがないわけ

です。だから、そんなふうな行政の責任でなんて余りいばっておっしゃらないで、また、なじみませんとおっしゃるけれども、やはりなじむかなじまないか御検討いただきたい、そう思うわけなんです。その点もひとつ今後の問題としてなごめるものか、どうしたらなじむものか、御検討いただいて、その枠が正確に正しく御判断いただけるようにしていただきたい、そう思います。

それで、次に移りますと、枠の出し方につきまして四十九年の八月十二日、畜産局から畜産振興審議会に「牛肉の価格安定対策について」という文書が出されております。その中で終わりのほうに「牛肉の輸入方法の改善について」「事業団分の取扱」の中に「(一)逐次枠」「(二)恒常枠」というふうに分けて設定するというふうに出ておりましたので、それについても、それについてどういふふうな御検討されておりますでしょうか。

○政府委員(澤邊守君) 今後、輸入を需給の実態に合わせまして的確に行なうためには、その割り当ての方法等についても従来のやり方を検討すべきではないかというところで、御指摘のように昨年の八月、畜産振興審議会の懇談会を開きました際に、一つの当時の案といたしまして、恒常枠と逐次枠とありますが、基本枠と調整枠とでもいいですか、そういうような設定の仕方も検討すべきではないかということで、検討項目として提出したことはございます。

これは、考え方といたしましては、現在は、上期と下期に二回に分けて一遍にばんと割り当てをするわけです。先ほど申し上げましたように、需給の見通し、価格の見通しは、われわれとしては、できるだけ精度を高めてやりたいと思っておりますけれども、なかなかこれは一〇〇%当たるといふわけにはまいらないと思っております。経済変動によりまして消費の変化もございまして、それから肉の場合、酪農がやや調子が悪くなると乳牛の屠殺がふえるというふうなことから、肉の生産量がふえるというふうなこともございまして、価格が悪いために子牛の屠殺がふえる、去年の乳牛のスモンの場合等

にございましたように、そういうこともござい
ます。また、どうしても、価格が不安定なときには
買い急ぎ、あるいは売り惜しみといいますが、そ
ういふことはやはり商行為としてはつきものでござ
いますので、なかなかその確に一〇〇%見通
すという事は神わざでないといけないわけでござ
いますので、そういうことでありますれば、一
遍に上期、下期を一回にして配分せず、上期の
うちでも仮に三〇%なり五〇%、こゝまでは大丈
夫だというものは最初に出してしまつて、あとは
徐々に事業団が発注をするという形で調整
的にそのときの市況を短期に見通しながらやつて
いくという方法をやる必要があるのではないかと
いふことと、基本枠と調整枠といふことが、
恒常枠と逐次枠といふことが、そういうような考
えてやるのが価格の安定を図るためには必要で
はないかといふことで現在も検討をいたしており
ます。輸入をすることが必要になるまでにはそ
ういふことを結論を得なければいけないと思ひま
す。ただ、これは対外的な影響が少いと思ひま
す。また、輸入の長期契約をやるということも主要
輸出国との間で今後検討すべきことだと思ひま
す。そういう恒常枠のようなものを出しますと、
対外的に約束するやうな印象にとられる恐れもあ
る。その辺をどうするか。仮にそういう約束的
にとられるならば、こちらとしては逆に向こうから
代償をとりたいということもありますので、ひそ
かに検討しておると、こういうこととございま
す。

○小笠原貞子君 どうぞ御検討いただきと思
ひます。

それじゃ、枠の凍結についての問題に移らして
いただきます。十一月に枠が決まりました、
十二月にはもうすでに値下がり傾向になつて、
十二月になりますとその値下がりのはつきりして
きております。それが凍結が一月の三十一日に決
定されるということで、私見ていて、ちよつと手
の打ちようがおそかつたのではないかなと。で、
一月末に判断を下されたという、その時期ですね。
いま言いましたように、卸売価格は十一月をピー

クに十二月には反落しております。十二月には九
百五十円代にまで落ち込んでいるわけですから、
この時点で正確な見通しでばつと手を打つていた
なければ、これほどまでに低落が続いて苦勞する
といふようなことがなかったのじゃないかと思ふ
のですけれども、その時期がちよつとおくれた、
これが問題だと。私が言いたいところは、これを
どういふふうに見ていらつしやいますのでしやう
か。

○政府委員(澤邊守君) 四万トンの凍結、同時
に、同時にといひますが、その前に、すでに
事業団の輸入した一万トンの放出の停止というこ
とは一月末以前に実はやつたわけでございます
が、新たに割り当てするものの中で、四万トン
は、実際の輸入を見合わせるということにいたし
ましたのは、一月末あるいは二月の初めでござい
ましたが、この時期について、もう少し早くや
るべきではなかったかといふ点は、結果的にはあ
るいはそういうような見方ができるかと思ひま
すけれども、当時といたしましては、実は早過ぎる
のではないかといふような御意見も、実は業界等
からは、実需者の側からは、かなり強くありま
したけれども、私もといたしましては、できるだ
け早くやつたほうがいいといふことでやつた経緯
はございまして、結果的に見ますれば、確かに
もう少し早くやつておけばベターであつたといふこ
とは申せるかと思ひます。

○小笠原貞子君 農林省としては、中央卸売市場
の毎日の競り値についてつかんでいらつしやる。
特に東京市場については即時つかめるというやう
な体制をとつていらつしやるわけですね。その「東
京都中央卸売市場食肉市場ニュース」といふもの
をずっと見せていただいております。四十八
年の十一月分なんですけれども、ここに「乳牛は輸
入牛肉の影響が大であり振るわなかつた」といふふ
うに、はつきり十一月段階で書かれていたわけな
んです。で、十二月段階で、このニュースの十二
月分を見ますと、またここでも、「特に乳牛は、輸
入肉の影響で落ち込みの激しい相場となつた。」こ

ういふふうにはつきり出てきています。こ
れが出てくるよりも、おたくの方は、毎日、情報
をとつていらつしやるわけですから、だから、いま
おつちやつたみたいなのに、やつぱりこれは少し手
の打ち方がおそかつたといふふうには思ふわけな
い。いやないか、まあそういうふうには思ふわけ
です。それで九万トンのうちの四万トンの凍結とい
ふことになつたわけですが、その凍結をさ
れた一月末時点で在庫量はどれくらいだと思ひま
すか。

○政府委員(澤邊守君) 四十九年の一月末は四万
一千三百六十五トンでございます。これは先ほど
お示しになりました事業団の指定倉庫の輸入肉の
在庫量でございます。

○小笠原貞子君 それだけの在庫量がありなが
ら、凍結量といふのがいろいろ聞いてみると、三
分の一の枠での凍結だといふような御説明をいた
だいたわけですが、何でも、何でもうちよつと凍結
といふことがきつとできなかったのだから、か
量的にも、その辺のところはどうなんですか。

○政府委員(澤邊守君) あつたは、いまの御質問、
誤解しているかと思ひますけれども、四万一千ト
ンがございまして、先ほど言いましたように、
下期の量としては特別に非常に過剰だといふ判断
は當時はしなかつたわけでございます。それから
事業団が一万吨、下期を二回に分けたので、
下期の第一次分と申しますか、といひますより上
期の分が入つてきたものの中と言つた方がいひか
かと思ひますが、一万吨につきましては放出をや
めまして、事業団自身が在庫で抱えたわけござ
いまして、それは一月の初めごろにきめたわけ
でございます。新たな割り当てに伴う輸入の停止は
四万トンについては二月の初めでございまして、そ
ういふこととございまして、四万トン自体につ
きまして、あるいはもつと大量に凍結すべきだと
か、あるいは全然新規の割り当てはすべきでな
かつたといふような御意見も、現段階で振り返つ
てみますと、あるいはあり得るかと思ひますが、
當時といたしましては、四十九年の八月ころまで

の需給見通しを一応立てまして、これは私どもだ
けがやるわけではなくして、関係の専門家の業界だ
とか、生産者を含めまして、いろいろお聞きした
上で、この程度でよろう、まあ四月ごろからは
かなり価格が回復するんじゃないかといふのが、
當時の一般の、と言ひますとあるいは語弊がある
かもしれないけれども、主要な方に聞くと……
大体そんなところだから、したがって、初めから割
り当てをやるという必要はないんで、しばらくと
どめておけば、価格は四月ないし五月ごろからか
なり回復するのではないかと、いふ見通しが一般
にございまして、しかもその数量につきまし
ても、そう全量ストップする必要はないだらうと
いふような判断をいたしましたので、四万トンに
とどめたわけでありまして、結果からしますと、確
かに消費の落ち込み、その前提となる景気の落ち
込みがはるかに、われわれの予想したよりも大き
かつたし、長かつたといふことによりまして、結
果論から申し上げますと、もう少し大量にストッ
プをし、あるいは初めから割り当てをやめてし
まつた方がよかつたのではないかといふことは申
せるかと思ひます。

○小笠原貞子君 確かに凍結はされたけれども、
下期二回に分けられて第一回の十一月段階で発券
済みの、発券はしたけれども、未消化分の三分の
二については凍結したといふふうには伺つておりま
したんですけれども、簡単に言へば、なぜもつと
早くやつてもらえなかつたかと。そしてまた、もつ
とちゃんと徹底的に凍結して値下がりを抑える
といふやうな処置をとつてもらえなかつたかとい
ふやうなことが私が言いたところなんです。これ
は無理もないことだと、いまになつて考えればそ
うおつちやつたと思ふんですけれども、時期がおく
れた上に、その凍結の仕方も非常に中途半端な点
があつたといふやうなことから、結果的に見ると、
輸入物と競合したしまして、その後の卸売価格
を見てみますと、乳用雄牛の場合に、四十九年の
二月一キログラム当たりが八百七十七円、前年比八
六%ですね。四十九年二月。それが今度三月、四

月、ちよつと持ち直したふうに見えたのが五月、六月、七月とまいりますと、五月が七百七十六円、七百七十二円、七百七十七円というように前年に比べて七八%、八月には七七%というような大変な落ち込みになって、一年じゅう低迷し続けたというふうなことに結果的にはなつてしまつたわけなんです。

私、こつちやつて質問に立つてますと、数字だけで簡単に言いますけれども、その間、生産者農民というふうなものを、いつも頭に思い浮かべるわけなんです。そちらでも、事情としては御承知だろうと思ひますけれども、本場に自殺者も出る、そしてまた、農民だけではなくて、それをどんと奨励した農協の営農指導の方も、なくなつたというふうな、新しい悲劇がつくられてきておりますし、北海道の十勝でいろいろ調べさせていただきまして、乳用雄の肥育を大々的にやつてゐるという農家では億という単位を超えての負債をしようてゐるというわけなんです。だから、こつちやつて数字でやりとりしておりますと、いや、それは見通しが誤つて、もつといひ道がありましてたというように、そちらもお答えになるし、私も数字で言いますけれども、やつぱりこゝで大事なものは、そのために一体、生産者農民が、どんなひどい立場に置かれたかということに本心に考えながら、いろいろな責任を感じながら、本心に真剣にやつてもらいたい、そのこと切に私はお願いをしたいわけなんです。そういう方たちのことを思いながら、こつちやつて立つてますと、本心に割り当ての枠なんて簡単そうに見えるけれども、この割り当ての枠を正確にするかどうかというのが、こつちう人の命にまでつながつてきつたやつたし、また、これでちよつとまずかつた——凍結するといふその凍結の仕方についても、こつちう悲劇にもつながつてきたというふうに考えられてしまふわけなんです。その辺のところを大臣として、枠の決定とか、凍結の問題というふうなもので責任を持つ政府の農林大臣として、どういふふうな方針でこれからやつていこうというふう

に、いままでのことも反省してらっしゃるかどうか、その辺、大臣の口からちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 畜産物の価格が非常に低迷をいたしまして、畜産農家が大変お困りになつたということは事実でございます。この原因としての、やはり最大の理由は、石油ショックによりまして需要が著しく停滞をしたということが最大の原因であらうとは思ひつてございまして、その間にあつて、いま御指摘がございましたようないろいろの問題も、これは見通しの上にあつたことも、これは事実であらうと思ひつてございまして。政府としても、そうした畜産農家の苦境を何とかして救済をせよというところで、牛肉の一般枠につきましても、輸入のストップをいたしましたし、その他負債の整理のための金融であるとか、その他の助成措置等いろいろと講じてまいつてきたわけでございます。また、そういう反省の上に立つて、これはやはり価格安定制度というものを牛肉についてもつくらなきゃならぬということからいま御審議をいただいております。こつちうな、この畜産法の改正というところに踏み切つておるわけでございます。今後はそういういろいろな時点を踏まえて、何としても牛肉につきましましては積極的に生産を振興して、六十年までにはいまの肉牛を三百万頭以上に生産をしようという目標を立てて、そのための生産対策もこれから強化していくわけでございますが、まあこの価格安定制度を運用していく場合においては、十分これはいままでのことも顧みて間違ひのないようにしていかなきゃならぬ。そのために畜産振興事業団というものの機能をフルに發揮させる、その輸入についての牛肉については、平常時においても大半を事情団によって取り扱わせて価格の安定を図つていく。さらに、特に必要のあるときには、これは一元的に扱つて、そして間違ひなきように期する。こつちう考へて、今後ともやつていきたいと、こつちうふうな思つておるわけでありま

す。

○小笠原貞子君 それじや次に、事業団の売り渡しに關しての問題を伺ひたいと思ひますけれども、こつちやつて農民が非常に苦しんでゐるというふうな中で、農林省としては調整保管ということを実施されたわけですが、大体、調整保管、四十九年の春からなさいましたけれども、頭数にすると、何頭分に当たるくらい頭数を保管されたでしょうか。それと同時に、事業団が四十九年の二月以降売り渡したというその売り渡し量、これを頭数でわかりやすく言いますとどれくらい分に当たるか。

○政府委員(澤邊守君) 頭数で申し上げますと、三月の末から実は始めたわけでございますが、第一次調整保管事業が六千頭でございます。これは事業団がやつたといひますより、事業団が助成をいたしまして、全農その他の生産者団体に行かせたと、こつちうことでございまして。六月上旬にさらに一万頭をきめまして実施をいたしまして、それからさらに十月から第三次でさらに二万頭の枠を追加したわけでございますが、しかし、それは全部消化しておりませんので、現在六千頭、一万頭含めまして二万一千頭を保管をいたしました。一月八日現在でございます。その後は特にやつておりませんので、その数字でございます。

○小笠原貞子君 売り渡し……いま一緒に聞いちゃつたんですけれども、事業団が四十九年二月から、その時代ですけれども、売り渡した実績は頭数に直したらどれくらい。

○政府委員(澤邊守君) 事業団でございますか。

○小笠原貞子君 はい、はい。

○政府委員(澤邊守君) 輸入肉を含めてのことでございますか。

○小笠原貞子君 はい、はい、そうです。

○政府委員(澤邊守君) 事業団の売り渡し実績は一万八千トンでございます。四十九年の四月から五十一年の一月まで事業団の売り渡し実績一万八千トン。輸入肉でございますので、何頭ということじやなしに、トンで申し上げますと一万八千百トンでございます。

○小笠原貞子君 ちよつと数字が違ひますね。おたくの方から、食肉鶏卵課の方から数字をいただきまして、そして計算してみたんですけれども、四十九年二月が九千四百九十九トン、三月が六千三百六十六トン、四月が四千四百三十三トン、五月が三千八百七十七、こつちうふうな数字が出ておりました。十二月まで合計三万四千三百七十五トンと、おたくの方から、食肉鶏卵課からいただいた数字で。

○政府委員(澤邊守君) 年でいくわけですか、一月から。

○小笠原貞子君 四十九年の二月から、四十九年中で計算いたしますと、それで調べますと三万四千三百七十五トンと。それで、こつちで教へていただいたように、枝肉にするとか何ぼ何ぼというふうに計算いたしますと、約十四万頭分というふうな私計算できたんですけれども、それでいいでしょうか。

○政府委員(澤邊守君) 先ほど私が申し上げましたのは、四月からのことを申し上げましたので一万八千トンでございますが、二月からいたしますと、それに一万五千トンくらい加わりますので、ただいまの御計算で大體頭数換算は結構だと思ひます。

○小笠原貞子君 そうしますと、いまこゝで何つた中で、調整保管をされたのが二万一千五百頭分というふうに出て、そうすると、調整保管したよりもたくさんものを、事業団から十四万頭分ものが見られるんじゃないかと思ひます。そのときの新聞を見ますとね、こつちうのが出てゐるんですよ。調整保管しながら輸入肉をどんどん売り渡してゐる、だから低迷の背後にちがひな行政というふうな言われてゐるけれども、まさに保管しながら、こつちで出していちやうというふうなことでは、ちがひが農政と言われてもしょうがないんじゃないかと。

〔委員長退席、理事高橋雄之助君着席〕
なぜ、事業団分だけでも売り渡しをストップしな

かつたかというのが、私ちよつと疑問なんですけれども、その辺のところはどうなんでしょうか。

○政府委員(澤邊守君) 当時の見通しといたしましては、四万トン程度停止をすれば、春先から、あるいはおそくとも五、六月ころからは価格が回復するのではないかとというような見通しが一般でございまして、四万トンの凍結にとどめて、後のものは輸入してもよろしいということにして、割り当てをしたわけでございます。そうしますと、実際に事業団発注しますけれども、実需者が、ハム、ソーセージの加工業者だとか、あるいは一般の小売屋さんが、それぞれ輸入肉を使う予定で、この程度いつころほしいということであると、その希望を受けて事業団が、入札なり随意契約で商社を通じて輸入をするわけでございます。これは全部そういう契約ができておりますので、入ってきた場合、それを使いたいという希望がございまして、すでにそういう契約に基づいて、輸入したもののについては、そういうことを行い、しかも国内に対して希望があれば売り渡しをしていくということをしたわけでございます。したがって、それらの輸入肉の入る数量も考慮しながら、国内の調整保管の目標数量を決めていたいきさつになっております。もちろん当時の見通しといたしましては、早目に回復するというような見通しが甘かったというところは結果的には言えるわけでございますが、当時の考え方としては、そのような考えでやっていたわけです。ただ、実際に入荷をいたします場合、輸入物が入ってまいります場合、なるべく到着時期をおくらすようにということ、四月以降、当初の契約の到着時期よりは少しでも相手と交渉しまして延ばしてくれということにいたしました。年末ころまでなるべく引っぱるように、引っぱれないものもございしたけれども、月間の輸入量が多くなりないうにということには努力をしたつもりでございします。

○小笠原貞子君 いろいろ延期して引き延ばすようにという御努力はなさったと思うわけですが、

すけれども……。そこでお伺いしたいんですけれども、現行の畜安法でも、四十二条の二の中にも「牛肉の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、肉用牛の生産及び牛肉の消費の安定を図ることを旨として農林大臣が指示する方針に従つて、しなければならぬ。」というふうに出てくるわけなんです。その農林大臣が指示する方針というふうな中に、いまみたいにならざる船積みをおくらせるといふようなことで、延期というふうな措置ではなくして、ちよつと中止せせるといふ、停止というふうな問題についてどういふふうに考えていらつしやるだろうか。当然そういう緊急な事態、暴落というふうな異常な事態になつたら、ここで停止についても農林大臣の指示という方針の中にも含まれるんじゃないかというふうに考えられるんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○政府委員(澤邊守君) 現行の四十二条の二に基づきまして「生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、肉用牛の生産及び牛肉の消費の安定を図ることを旨として農林大臣が指示する方針に従つて、しなければならぬ。」この規定によつて放出をやるべきではなかったか、こういう御指摘でございますが、先ほど申しましたように、実際に事業団が輸入いたします場合は、輸入したものを売り渡し先を全く決めずに事業団の判断で、こういう肉をいつころ、どれだけ輸入するか、してほしいという発注書を商社に出す場合もございしますけれども、通常の場合は、やはり品質、部位ごとにそれぞれやっぱ実需者の希望がございします。それに応じたものを輸入しないと、事業団が輸入しても全く売れない、売り先がないということがあるので、大体、希望を取つた上で、いつころに、どれだけ、どういう部位の、どういう品質のものがほしいかということを取つた上で事業団が商社に対して発注書を出す、そうしますと商社が輸入割当を受ける、こういう場合が多いわけでございます。そのような実需者からの積み上げの希望をもとにして輸入をしておりま

すので、そのとおりに売り渡さないと実需者側が契約違反といひますか、予定どおり加工ができないうとか、あるいは販売ができないということと問題になりますので、そういう契約に基づいて輸入しているものにつきましては約束を履行する必要はある。ただ、その時期につきましては、少しでも延期をしてもらうとか、あるいは引き延ばしをするというふうなことは努力しましたけれども、全部やめてしまふということになりますと、営業の計画が狂つてくるというふうな問題もございまして、そういう契約に基づくものについては放出をせざるを得なかつたという事情でございします。

○小笠原貞子君 それじゃ、具体的に畜安法改正の問題等のお伺いするわけですが、法律上、輸入牛肉の売り渡しは、安定上位価格を超えた場合は義務的売り渡しとなるわけですが、それ以外でも売り渡しを行うことができるものとしております。つまり、この普通時の売り渡しについて、売り渡し対象となるのは保管する牛肉というふうになるわけですね。売り渡す対象、保管する牛肉ということになりますと、輸入牛肉だけでなく、事業団が買入れた国内産の牛肉も含まれるということになるわけなんです。そうすると、この普通時で売り渡すというふうなところを、保管する牛肉というので輸入物も、国内物で買上げた物も一緒に売り渡すなんというんじやなくて、ここで区別して、普通時の売り渡しのときには、輸入牛肉に限定するということがないと、これはちよつとぐあいが悪いんじゃないかと思うんですけれども、その点いかがですか。

○政府委員(澤邊守君) お尋ねの件は、四十一條の一項によります売り渡しと二項による売り渡しの場合、原案では両方とも輸入肉も国内肉も基準価格が下がつて、事業団が国内肉を買ひ上げたものについても、両者とも二項によつても二項によつても売り渡しができるといふ点、特に二項によつて国内肉の保管肉を売り渡すのは問題ではないか、こういう御質問かと思ひますが、これは第一項の方は義務的売り渡しと言つておりますけれども、要するに、安定上位価格を超える場合には事業団は売られなければならないという趣旨で書いてあるわけでございします。「売り渡すものとする」という表現でございしますけれども、売り渡さなければならぬ、消費の安定を図るために上がったときは必ず売れ、こういう趣旨でございします。二項の方は、安定上位価格までいかなくても、これは「売り渡すことができる。」の方でございします。その趣旨は、牛肉のわが国の需給事情の現状におきましては、輸入肉が相当量のシェアを占める。二、三割、多いときは四割もあつたわけでございしますが、そういう需給関係にある。したがつて、輸入肉が常時何がしかつ国内に流れてくるというところがないと通常の場合は、牛肉価格の安定が図られないということでございますので、しかも先ほど大臣からお答えございましたように、通常時においても事業団は九割といひますか、大部分、大半を扱つておりますので、事業団が輸入肉の大半を扱つておつて、その事業団が上位価格までいかなければ売れないということ、売ることができないということになりますと、価格は上位価格、高いところになりかねないというわけでございします。ところが、中心価格をもつて収斂させるのが価格安定の目標だということを申しましたけれども、そういうことが達成できなくなりましたので、それ以下の場合であっても売ることができ、ただ、その場合生産者に不当な影響を与えるとか、あるいは消費者に悪影響がある、消費の安定に悪影響があるというふうな売り方はしない。

具体的に申し上げますれば、中心価格より非常に下がつておつて、国内価格が基準価格近くまで下がつておつて、あるいは売り方を少なくする。輸入肉も売れない、あるいは売り方を少なくする。で、安定上位価格に近づいて中心価格を上回つて近づくような場合には、大量に売り渡すということによつて中心価格に収斂するように売り渡しをやつていくというのが望ましいわけではござい

ます。一七

す。その場合に、輸入肉だけではなしに、国内肉でも輸入肉でも要するに、供給量をふやす場合には同じでございいますから、どちらを出そうが、原則としては価格安定効果は同じであるはずでございいますので、輸入肉だけはやってよろしい、国内肉については基準価格で買ったものしか売ってはいけません、という差別をする理由がないということと、そういうことをいしますと、輸入肉は売ってもよろしいけれども、国内肉は売ってはいけないということになりますと、上位価格に接近しないとすることがないと、いつまでたっても売れないということになりますと、保管経費が相当かかりますし、金利の負担もありますし、その間の品質低下ということもございまして、財政負担にもなる。どうせ出すものは、輸入肉であらうと、国内肉であらうと、量の決め方によって価格安定を図るわけでございますから、大差はないわけでございますので、輸入肉と同じように国内肉についても安定上位価格に至らない場合であっても売り渡すことができるというふうな、同じ扱いにしているわけであります。

○小笠原貞子君　なかなか、説明ではうまくいきそうだけれども、大変危険なところですね、この問題は。だから、ちよつとやつぱり私は不安ですね。これは区別するということが大事なんじゃないかなと、そう思います。きようは時間がありますからこのところでおきますけれども、しばらく推移を見ますと、やつぱり共産党の言つたとおりだということになりかねないと思います。ちよつとこれは後の問題で残したいと思います。

具体的にまたお伺いしたいと思いますけれども、安定基準価格を下回るか、またはそのおそれがある場合、国内産牛肉について買い入れが行われているわけだから、当然売り渡しは停止されるというふうに考えられるんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○政府委員（澤邊守君） 先ほど申し上げましたように、安定基準価格を下回るときはもちろん、場合によっては非常にそれに接近するような場合、

先の見通しということもございいますけれども、停止するのは当然だと思います。

○小笠原貞子君　　そういうふうによつていたで
く、そういうふうによつていたで、結局大臣の考
えでいらつしやるか。また、その点で農林大臣の
お考えも伺わせていただきたいと思ひます。

○政府委員(澤邊守君) 確かに四十九年の八月半ばだったかと思いますが、その当時の案では、そういう案も検討したことがあるわけござい

いますが、ただ、これは生産者の側のいろいろな御意見を聞きましたら、基準価格を下回ったときは売っちゃいけないということになりますと、裏返しますと、少しでも上回ったら売ってもいいじゃないかという逆の心配はありはしないかというような御疑問もありまして、それじゃ、かえって不安があるというのでやめることにしたいききつはございます。したがいまして、今度安定価格というのがはつきりきまりますれば、目標がございま

すから、これ以上、下がっちゃいけないという目標が、従来ははっきりしたものがなかったわけで

すが、今度できるわけですから、それに接近した場合には、もう売る数量は減らしていくとか、あるいは途中でやめてしまふとか、もちろんその基準価格を下回るような場合には完全に売るのはやめて保管をする。そのためにはもう御意見のございましたように、チルドビーフ——冷蔵肉は保管できませんので、そういう点を考えますと、輸入の牛肉についてのチルドビーフ、フローズンビーフの区分も少し考えなければいかぬのじやないか。チルドビーフでやってしまふと、それは国内へ持ってきてから凍結保管するということもございますけれども、そうなりますとかなり凍結料がかかりますし、品質の低下も激しいものですから、そうなると、やはりフローズンビーフをかななり、もとに戻すように割合をふやしていくということも、検討しなければいけないのじやないかということ、いすれにいたしましても、先ほど言いました四十二条のこの二項の農林大臣の定める指示する方針では、その辺の原則をはつきり決めますして、基準価格を割るような場合には、絶対に売り渡さないというような指示をしたいと思っております。

○小笠原貞子君 大臣、大丈夫ですか、そのところ。

○国務大臣(安倍晋太郎君) いま局長が申し述べましたように、これは解釈上当然、事業団はその売り渡しを停止することになる、そういうふうと考えております。

○小笠原貞子君　じゃ、そういうふうにしつかりと齒どめをかけていただくというふうには確認させていたいただいて、次に移らせていただきたいと思います。

もう一項目あるんですが、これはあとに回しまして、もう最後の時間になりましたから、今度は別の問題に入りますけれども、明日酪農部会が開かれ、政府の乳価が諮問されるということになっているわけで、今日の酪農危機と言われる——本

当にこれも何回も言うようですけれども、口では言えないような深刻な事態ということを考えます

と、この打開の道いろいろ考えていただかきやならないけれども、やっぱりいまでできるという大きな問題は、大幅に乳価を上げていただくということの道しかないと思うわけなんです。昨年来えさ代が値上げされて乳雄小牛の値段も暴落する中で、私は本当に、これで、この時点で乳価改定しなかつたら、本当にどうなるんだということ、何回も、年内の乳価改定ということ、この委員会でも取り上げて伺ったわけなんですけれども、結局それがされませんでした。先ほど、農林大臣から相沢委員にお答えの中で、ことしは、えさ代下がったけれども、また上がったりしたというようなどときには、当然そういう改定という項目もあるんだから、それでやればいいというふうにお答えになっていましたけれども、去年からの景氣を見ると、あれだけ大騒ぎされたのに、年内の改定ということが実際にやれなかったということなんです。だから、もう本当に、いま農民は真剣に乳価の問題を考えて——きょうも、たくさん来ていらつしやるようなわけなんですけれども、北海道に行きまして、そして農民の方々、特に私は、主婦の立場で、奥さんたちと話し合ってみても、その生活をしようとした中で、もう大変御苦労していらつしやる。組織はもう赤字、赤字で真つ赤になつちやうというようなことです。どうしても、去年に比べて生産量がそんなに落ち込んでいないから、まだ改定する時期じゃないというふうによく言われたわけですが、そんなに落ち込んでいない、少しはよくなつてきたという、そのほんの少しのことだけれども、なぜ、それがいま保たれていのかと言つたら、これも毎度、毎度言うけれども、借金をしよいながら、命を犠牲に何人も、されながら、農民がぎりぎりの中でがんばつて、これを保っているんだということです。そういうことを考えると、もうこのこと、本当に農民にこたえて、日本の酪農を守るといふ姿勢を、政府がしっかり出していただかないと、農民の方

ちもやっつけいけない。それは、農民の問題じやなくて、国民全体の問題でもあり、日本国民全体の食糧事情を考えたときに、大きな問題だと思わねえんです。こういうことから考えてこの乳価の問題について大臣、どういうふうにいま考えていらっしゃるか。ちよつとお考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○國務大臣(安倍晋太郎君) やはり、今後、酪農を振興し、酪農家の経営を安定させるということとは、わが国の農政における一つの大きな課題でもあらうと思つてございまして、そういう場合において、やはり価格の決定というものは一つの大きな要素をなすことは当然でございまして。したがつて、この価格の決定が、酪農家の再生産が確保されるという形において、適切に決められるということもまた当然でございまして、現在、政府としても、酪農振興審議会に諮問をいたしまして、御答申をいただく段階になっておりまして、大体、あすじゅうには御答申がいただけると思ひますが、この御答申に基づいて、政府としての責任において、適切に再生産が確保される形で決定をしていきたいと、こういうふうにおもつておるわけでございまして。が、私は、やはり酪農振興は、価格決定——価格というのが一つの大きな要素をなすことは当然でございまして、同時にまた、飼料基盤の整備や、あるいは農家における負債がずいぶんあるわけでございまして、そうした負債等に対する今後の、政府としての積極的な措置も、金融対策上もやっつけがなかなきやありませんし、そうしたさき対策ももちろん当然でございまして、そうした総合政策を機能的に、弾力的に施策を講ずることによつて私は、酪農の振興は図り得ると、こういうふうにおもつておるわけでございまして。で、まず、価格の問題については、これはあしたの答申を待つて、政府としての責任において直ちに決めてまいりたいと、こういうふうにおもつております。

○小笠原貞子君 政府の全国的な生産費の調査でも、四十八年の七月から四十九年六月までで三

五%もアップしている、というふうなものを数字で拝見したわけなんです。そうしますと、もう去年のあのひどい赤字分を取り戻して、そして、ことし、せめて赤字経営にならないような乳価という、何としてもやっつけば農民の要求していらつしやる大幅乳価というふうなことになるなければならぬと思つておるんです。えさ代があれだけ上がったときには、それがすぐに年内改定というところを持つてこれがないで、今度全農が八千円から下げたというふうなときには、ばつとこう反映してくるといふことでは、あまりにも片手落ちではないか。しかも、その値下がり分というものが、今後の見通しとしてどうなのかと言へば、先ほど自信がないとおつしやつたような見通ししかないといふことになれば、もう本当にこれは大変なことになるわけなんです。だから——何か御意見あつたらおつしやつていただいてけつこうなんですけれども、今後ずうつと、えさが下がるといふ見通しはないわけでしょう。これから、どういふふうな国際情勢や何かで変動があつてその値下がつたという場合、それが大きな一つの要因になつて、乳価を抑えられるなんということになりますと、もうこれはやつていけないといふ、本当にこれはしつこいようですけれども、これ、本当に考えていただかなければならない問題だと思ひます。で、そういうような事情も本当にここで一層お考へいただいて、農民の方たち、そして日本全体の者が安心していただけるような、そういう乳価というふうなものも考えていただきたいといふことを最後にお願いして、終わらしていただきたいと思ひます。けれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 全農が決めた飼料代の値下げにつきましては、これ、豚につきましても、やはり流通飼料が中心でございまして、一つの確定要素としてこれを反映しておるわけでございますが、乳価につきましても、何として粗飼料が中心でございまして、その占める割合といふのは非常に少ないわけでございまして、しかし、生産費の調査につきましても、あるいは生

産費の算定等につきましては、乳価につきましても、御案内のように生産費所得補償方式とまではいきませんけれども、それに近い形で生産費を決めておるわけでございまして、これは現在、農林省としても試算をいたしまして、審議会の方に提出をいたしておるわけでございまして、私は、審議会から、適当な、酪農の経営が安定をするといふ前提に立つた答申が得られるものと、こういうふうに期待をいたしておるわけでございまして。

○栗原俊夫君 同僚議員から、おおむねきわめられておる段階であります。幾つかの点について質疑を行いたいと思ひます。

まず、十五、六年も前に、畜産三倍、果樹二倍という日本農政の大転換をして、畜産に非常に力を入れたはずの政府が、いまころになつて関係農民の血の叫びの中で初めて、肉牛が主要畜産物として認められようとしてゐるわけです。いままで認めていなかったんです。そういう誤った認識の農政の中で、私は、ここで攻める農政をやろうといふ安倍農林大臣を迎えて、大変心強く思つておる。

そこでお聞きする。一体、畜産物というものは、日本の食糧政策の中でどういう位置づけがされておるのかと、こういうことであります。御承知のとおり、金さえあれば、主食はいつでも、どこからでも買へると、こういう形の中で、日本の農政は大変な荒廃の道へと追ひ込まれてきました。しかし、一昨年、石油が戦略物資に使われ、大変な問題が起ると同時に、食糧が戦略物資に使われるという懸念が起つてきた。荒廃した日本農業は、カロリー計算で四十数%しか自給がでない、六割は他国の食糧に依存しておる。万が一どうなるか。四割は生き残るだろうと一般には思つておるけれども、私はそれは思わぬ。四割だけがぬくぬくと食糧を食つて、残りの六割が黙つて飢え死にはしていけませんよ、これは。年間四割までは五、六カ月は食つていっても、後は一人残らず死ぬ。これは仮説でありますけれども、そういう

ことになるのが食糧だと思つておる。そこで、いま日本の農政は食糧自給を目指し、攻める農政に移る。そして、それが最大の政治課題である、何物にも優先した政治課題である。こういう位置づけをなさつておられると思つておる。そこでそういう食糧問題の中で、畜産物——動物たん白の供給源としてその大部分を占める畜産物、肉といふものは、買つて食へる者が食へばいい食糧なのか、あるいは日本人として命と健康を守るために不可欠な食糧と認識するのか、これが今後の重大な問題だと思つて、ひとつぜひ農林大臣の大胆な所見の発表を願ひたい、このように、思ひます。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 畜産物の需要につきましても、近年における国民経済の非常な成長、あるいは国民所得の向上に伴ひまして、国民の生活もずいぶん高度化、多様化をいたしまして、その結果、畜産物は毎年毎年需要が非常に増大をいたしております。現在、国民生活の中において、畜産物は水産物と並んで動物性たん白資源の供給源として非常に大きなウェイトを占めておる、こういうふうにおもつておるわけでございまして。特に最近、水産物につきましても、経済水域二百海里といふふうな問題も世界的に起つてまいりました。で、わが国の動物性たん白質の中において、水産物の確保というものが、非常に厳しい情勢になつておるだけに、畜産物の占める地位といふものは非常に大きな役割を今後とも担つていくものであるといふふうに私は、基本的に考えておるわけでございまして、石油危機といふものを契機にいたしまして、需要がだいぶ減退をしてゐるといひますが、停滞をしてきております。また、国民生活の中におきましても、食生活が相当向ういたしまして、西欧的な段階まで達しておるといふふうなことから、現在、生産の増強には消極的な意見といふものも一部にあることは事実でございしますが、先ほど申し上げましたような状態で、私は、やはり水産物との関連におきましても、今後畜産物の占める役割りは大きいし、今後長期的に

見れば、畜産物の消費というものはやはり拡大をしていくと、こういうふうなことを考へておるわけでございます。そういうふうなことを考へますと、やはり畜産というものの対するこれからの施策というものは、わが国の農政の中において、相当大胆にこれを取り上げていく必要があるのではないか、どうか、こういうふうな意識を持っておるわけでありま。

酪農と比較をしてみても、肉牛生産等も、これは畜産物の中におきましても、いま栗原先生から御指摘のごさいましたように、過去の段階を私は顧みて、少しはやはりおくれしておるのではないか、こういうふうなことも率直に思っておりまして、この酪農あるいは肉牛生産を含めて、今後のわが国における食生活の方向、需要の動向等というものも踏まえますときに、やはりますます役割りは増大してくると、ですから、たとえば審議会におきましても、まさに米価審議会と並んで、畜産審議会も農政においても、まことに重要な役割りをなす審議会でもあらうかというふうなふうに考へておるわけでございます。まあ、私は、ひとつそういうふうな基本的な認識のもとに、農政審議会の御答申を得て、われわれが今後打ち立てなければならぬ長期的な視点に立つた総合的な食糧政策の中であつて、畜産物の生産対策、あるいは価格対策といったものについては、大きな一つの柱としてこれを取り上げ、そうして推進をするという決意を持っておるわけでございます。

○栗原俊夫君 かつて、貧乏人は麦を食へと言つて大問題を起した政治的な経過があります。いま、畜産問題についていろいろと所見を述べていただきます。私は、小さな畜産問題ではなくて、日本国民の食糧問題として、動物たん白源の肉類をどう見るか、その供給源である畜産をどう見るか、こういう段階的に物事を考へてもらいたいです。で、私は、やはり単に米をばかりでなくて、もはや命と健康を守るために、動物たん白源としての畜産、食糧としての肉類、これは米、麦にやはり準ずる重要な地位を占める食料品である、このよう

に思ひます。そう考へれば、金があるから食へる、食ひたいのだけれども金がないから食へない、こういう状況であつてはならぬ。少なくとも、特殊の人は別として、やはり何と云つても肉類はまずいものじゃありません、率直に言つて、だれでも食へたい。したがつて、食へたい人に食へられる、経済的に弱いと言われる立場の人でも食へられる適正な価格で、これに應じ得る数量を採取しなければならぬ。これがやはり食糧問題として肉をとらえ、そうして畜産問題としてとらえる立場ではないか、このように思つておるわけ。まさか安倍農林大臣が、かつての、貧乏人は麦を食へといつたような立場で、銭のあるやつは肉を食へ、銭のないやつはがまんしろと、こうは言ふまいと思つたのです。だれでも食へられるような食糧政策としての畜産を考へる。こういう方向を強く表明していただきたいと思つたのですが、いかがでございますか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 私も、御意見につきまして、私は全くそのとおりだといふふうに考へておりまして、やはり今後の食糧自給を高めていくという中であつて、畜産物というものは大きな柱でなければなりません。また、現在、国民の食生活、一般的な食生活の中に占める畜産物の比率というものは、年々高まつて今日来ておるわけでございますから、これをさらに維持し、そうして向上させるということが、これがわれわれの責任であらうし、そのための需要に應ずる供給を確保していくということも、これからの私たちの大きな役割りをなすことは、これはもちろん当然のことでございますので、全く同じような考へ方のもとに、私も今後とも農政に取り組んで参りたい、こういうふうな考へております。

○栗原俊夫君 大変いい方向を答へていただきました。そういう方向になりますと、ここにやはり問題が出てまいります。それは価格の問題と数量の問題です、当然出てくるのが、まず数量の問題についてお尋ねしますけれども、できるだけ自給をやつていく、これは当然でありますけれども、

足らない部分は、これは輸入に待つよりほかありません。ただ、どうかありがちなのは、国内で自給するよりも海外に安いものがある、国内でつくると安いやつを買つたほうが合理的ではないか、こういうことに陥りやすい、私は、これではならぬと思ふんです。海外から買うことに危険を感じたのが、食品の戦略物資化の問題でありますから、でき得れば、でき得る限り、自給で一〇〇%完成する、こういうことが一番好ましいと思つたのですけれども、なかなかこれは理想であつて、すぐはそうはいかぬ。しかし、基本的にはやはり自給を主眼とする、海外に安い物があつても、まず自給を主眼としてがんばる、こういう方向で行き得る基本的な姿勢がとれるかどうか、これが一つであります。

いま一つは、国内的にやはり一般の食料品として国民全般に食へてもらふ、こういう立場をとるときに、ここに生産費と消費者価格の問題が当然起つてきます。まあ米では、御承知のとおり、生産者米価と消費者米価、二重価格であります。先ほど小笠原さんがいろいろ議論をしておりました。これにもなかなか問題がある。従来、単にこの問題だけでなくて、どういふ問題があるかと言へば、消費者サイドでものを考へる。さつきも、上限以外に適当に肉を売ると、こういうことを言つておる。消費者のためだと、こう言つておる。それでは、下位価格以上で生産者のために農林大臣の指令に従つて買い上げるといふことをなぜ待機させないんだ、こういう問題もあります。えさが高くなる、しかし、そうえさが高くなつたからといってすぐこれを値段は変えられない。たまたま四月一日から全農で八千円下げるといふから、いまの基準価格、これに、これを取り入れるんだが、途中で動いた場合にどうだ。こういうような問題等々についても、やはり本当に自給をするといふたてで生産者が再生産ができるという価格といふものをばたりと据える。しかし、一方には消費者もおる。買い上げた肉に諸経費を加えていって、そして売つてもそれでは消費者には高

過ぎるという場面もありましよう。したがつて、消費者には消費者価格という立場で消費者価格を設定する。それは先ほど前提としておいた米麦にも匹敵するような、たん白源としての食糧、肉の価格としてそうした立場をとるべきではないか、まあこのように思つておる。したがつて、たとえば海外から安い肉を買ひ入れてきても、消費者価格に乘せて生産者を守る。高い価格で、仮に数量が足らぬからといって入れる場合も出てくるかと思ふんです。これは、将来の問題として、数量が足らぬから海外から高い肉を入れてでも消費者に間に合わせなきゃならぬという場面も出ていよう。しかし、その場面でも、高いからといって高く売らなくて、やはり消費者価格、こうしたもので、主食の一つとしての肉を国民に食へてもらふ。国民の命と健康を守るための主食、栄養という立場に立てば、当然そういう方向が考へられてしかるべきだと。もつと端的に言へば、食糧制度の中に米麦部門と並列して、この動物たん白源に関する部門も取り入れられて法制化されてしかるべきだ。まあこう思ふんですが、これらに關する大臣の所見を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(安倍晋太郎君) まあ、やはり農林大臣の責任は国民食糧の確保ということにあるわけでございます。先ほどからおつしやるように、いまの国民の一般的なやはり食生活を維持していくためのすべての施策に對して全力を尽くしていくかなきゃならぬわけでございますが、そうした国民食糧を確保する立場に立てば、今日の世界の食糧情勢から見ても、まず第一には、国内において自給できるものは可能な限り自給をしていくということじゃありませんか。まあそういうふうな基本的な立場で六十日目標を立てておるわけでございます。たとえば、牛肉等につきましても、現在七割か、あるいはそれを切つていくぐらいの自給率を八〇%以上にもつていく、まあ豚肉あるいは鶏卵、鶏肉等については、現在でも九〇%以上の自給率があるわけですが、これを一〇〇%近いところの自給率にもつていくというふうなところ

にわれわれとしても、これから施策をしていかな
きやならぬわけですが、同時に、やはり
牛肉等につきましても、長期的に見れば、どうし
てもやはり国内生産だけでは資源的な制約がある
わけですから、いろいろな努力をしても、どうし
ても賄い得ないものについては、これはもう外国
から安定的に輸入をしていかなければならぬ。これ
は国民食糧確保という意味からいけばまあ当然の
ことであらうと思うわけですが、その際、その際
において、やはり農家の生産者が何としても再生
産が確保される形の価格というものが保障されな
きやならぬわけですが、現在、農作物のうち
の七割前後は大体何らかの形の価格安定制度の中
に組み込まれておるわけですが、しかし、その
価格制度も、まあ米を初めといたしまして、
いろいろとその価格制度のあり方が違うわけでご
ざいます。生産者所得補償方式であるとか、ある
いはパリティ方式であるとか、あるいは豚肉のよ
うな実勢均衡方式であるとか、そういうふうな形
でそれぞれ価格方式というものはきまっておるわ
けですが、それはそれなりに沿革もあり、
また農作物それぞれの特性から見た価格制度とい
うことになっておると思うわけですが、
こうした価格制度全体につきましても、やはり私
も総合的な食糧政策を打ち出す段階に当たりまし
て、一応ひとつ見直すといえますか、そういうこ
ともひとつこの価格制度そのもので結構であるか
どうかと、さらにその中において改善をしていか
なきやならない問題がどこにあるのかということ
も十分ひとつ勉強してみたいと、こういうふう
に考えておるわけですが、そういう意味から
、やはり私は、この食糧の自給を高める、
そして国民食糧を確保するということが、生産対
策に対して、これはもうあらゆる面で努力をして
いくことは今後とも当然でござりますが、同時に、
価格政策等につきましても、やはり農民の皆さん
の期待にこたえ、農民の皆さんが生産意欲を持っ
て今後とも生産に従事していただけるような形に
改善をしていくべきところは改善をしていかな

きやならない、まあそういうふうには私は考えてお
るわけですが、
○栗原俊夫君 ちよつと答弁が漏れておるところ
もあります、重ねて答弁の中で答えてもらいま
す。

確かに農産物は七割以上も価格支持制度がある
ことはよく承知しております。しかし、私は、常
に農民にも言っているんだけれども、突っかい棒
はあるけれど、これは寸足らずの突っかい棒だ
と、こう言うんだ。これに本当に御厄介になる
ときには、もうやっていけない段階なんだ。で、
もらった表を見ても、もうこの十年間に飼養戸数
というものは大激減をしておるわけですよ。し
かし畜産物の生産数量はふえておる。一体これは、
生産数量がふえているからいいじゃないかと、おそ
らくこう答弁されるだろうと思うけど、これはな
かなかそんなもんじゃありません。まあ畜産三
倍という中でもって、畜産へ農民が走りまわっ
たところが、少頭数の畜産じゃだめなんだから、多
頭飼育をやれというのを行政から指導された
わけですよ。銭がない、銭がなければ貸してやろう、
銭まで貸して多頭飼育に追い込んできたわけ
だ。そして、のつびきなくなるほど借金をしよ
わされておるの、いま残っておる畜産家ですよ。
他の畜産家は引き合わないから皆よしていったん
です。引き合うならよすはずがない。数が減って
いったというの、引き合わないということなん
ですよ、これ。安定支持制度があるというけど、
引き合わない安定支持制度の内容なんですよ。だか
ら、よしていったんです。だから、飼養戸数は減っ
ていったわけなんです。残った人たちは、多頭飼
飼育をやれと、銭は貸す、そうかそうかと。政
府が言うんだから、金は貸してくれ。これで一
生懸命やればばりばりになれると信じ込んでやっ
た。ところが、ほかの人たちは引き合わないから
よして。まあ多頭飼育やれば、少数家畜より
もそれは幾らか有利であることは間違いないけれ
ども、決してそうではないということは、昨年来
の畜産農民の血の叫びを聞けばよくわかる。

要するに、よせない人たちがいま畜産農家とし
て残っておる。一体これはだれの責任なんだ。畜
産三倍と言つて農民をおだて上げ、銭がなければ、
銭を貸すといつて銭まで貸し込み、生き物を飼わ
ておいて、そして、えさの責任はだれが負ったん
だ、ちよつとも負つてない。生き物を飼わしてお
いて、えさ資本がここまでお出でという仕掛けをし
て、ほうつてあるのがいまの畜産行政の実態じゃ
ないか。畜産三倍と言つて畜産をやらせ、多頭飼
飼育をやらせたらば、生き物を飼わせた以上、
その食料物は、行政の責任で、やっていける適正
価格で必要量を手当てしてやるのが行政じゃない
んですか。それが欠けておる。それが今日の畜産
危機の最大の原因ですよ。どうします。ひとつお
答えを願いたい。

ついても三百三十万トン生産をしていく、
〔理事高橋雄之助君退席、委員長着席〕
あるいは乳用牛につきましても思い切つた生産を
していくというふうな、そうした六十年目標をこ
のまの形ではとうてい達成できないわけでご
ざいますから、そういうことを考えるにつけても、
この際やはり畜産の政策につきましても、これは
もう行政の問題、予算の問題、施策の問題も含め
てやはり思い切つた対策をここに樹立をしていか
なきやならぬ。総合的な食糧政策の中であつて、
畜産物生産を大きな眼目として抜本的な施策とい
うものを講ずる必要があるのではないかと、う
うに私も認識をいたしておるわけですが、
今日、いままでの状況というものの判断の上に
立つて、牛肉につきましても畜安法の改正を願
して、指定食肉に導入をしていただくということ
も、これからわれわれがなす、やらなければなら
ない畜産政策の一端として考えてまいつたことを
今回やつと実現をしていただくわけですが、
が、今後とも、そうしたような基本的な認識の上
に立つて、価格政策の充実を初めとして、生産対
策あるいは金融対策というものをさらにさらにひ
とつ強化して、そして六十年目標、食糧の自給
力を高めていくというこの六十年目標を何として
でも実現をしていかなきやならない。そういうこ
とをやるにつけても、農家の皆さんの方のやはり生
産意欲を出していただくかなきやならぬわけすか
ら、これらについては総合政策を打ち立てると
も、そうした農家の方々の生産意欲を向上して
いただくためのいろいろな手段というものが今後ひ
とつ具体的に講じていきたい、こういうふう
に考えておるわけですが、
○栗原俊夫君 六十年目標で三百三十万頭、確
かに非常に結構な目標であります、引き合
なきやこれは畜産家だつてやりませんよ。で、価格
決定に当たつていろいろなことを、事情を勘案し
ながら再生産を確保する、こううたつておるわけ
ですね。再生産を確保するには、やはり生産費所
得補償方式、これが最低限じゃないですか。農民

は利潤まで求めてはおらぬのです。かかった経費に皆さん並みの労賃をいただきたいと、これが生産費所得補償方式ですよ。これが何で明文でうたわれないうか。そして、確かに食糧の問題でも生産費所得補償方式と聞いていますけれども、なかなかそれは農民の思うとおりにはいっていませんけれども、はっきりしたつもりでもなおかつ、思うようにならぬ。うたつてなければ、さらにゆるフンだらう、こういう心配があります。生産費所得補償方式を明文でうたわなくても、少なくとも価格決定に当たってはこのことを貫きます、こういう一つ確言がいただきたいし、いま一つ私の心配は、生産費所得補償方式でなくともいい人たちがいま畜産の中へ突入してきておるということです。商社の進出ですね、これは。農民、畜産家は畜産それ自体で計算をしているわけなんです。ところが、それでも赤字が出て、結構だという立場の人たちが、いま畜産の中へ突入をしてきておる、商社の進出です。資本の進出です。これは大問題である。

農林大臣として、今後畜産は、農民に農業の一環として畜産を推し進めさせようとするのか。畜産物が生産できればだれがやってもいいのか。もちろん憲法では営業の自由というものは保障されておりますから、それはだれがやってもいいことは間違いないありません。しかし、農林省としては、従来のように、農民の手によって日本の畜産物というものを確保していく、そういう基本方針で推し進めるのか、だれがやっても畜産で畜産物ができればいいという方向なのか、このあたりをひとつ明確に示していただきたい。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 農産物の七割までが何らかの価格安定制度に組み込まれておるわけですが、いまの御質問は、やはり再生産を確保していくためには、すべてこの生産費所得方式にすべきではないかという御意見でございますが、私は、農産物それぞれが特性といたしまして、あると思ひますし、また流通の事情というものが違ふわけでございます。牛肉の場合におきましても、豚肉の場合におきましても、自由な市場というものを通じて価格が決めていかれる。こういうふうな流通の情勢もあるわけでございます。そうしたことからは、やはりすべておしなべてこの生産費所得方式にする、米のような全量買い上げ制と言いますか、そういうものに持つていくということについては問題が私はあるんじゃないか、なじまない点もあるんじゃないか。やはりそれぞれの農産物の特性に応じた価格の決定が行われ、そして、その価格の決定の行われるに当たって、再生産が確保されるというふうな前提が貫かれれば、私は、それぞれの価格制度というのは、それなりの大きな意味というものがあつて、私はそういうふうな考えでいるわけでありまして、すべてを生産費所得方式にするということにつきましては、私自身としては、この農産物全体、農産物それぞれの特長から見て、なじまない、生産あるいは流通の事情から見てもこれは必ずしもそれが正しいことではない、こういうふうな判断をいたしておるわけでございます。

ただ、再生産が確保されるようにこれはいろいろの価格制度の中においても十分われわれはやっていかなきゃ、価格の決定において配慮しなきゃならぬことは、これはもうもちろん当然のことであるわけでございます。同時にまた、現在の畜産物の生産の中におきまして、ずいぶん大商社等が介入をしておるということもこれはもう事実であるわけでございますが、やはり本来農作物については、これは農民主体で生産が行われるのが本来のものでなければならぬ。こういうふうな考えでいるわけでございます。まあそういう点についてはいろいろと摩擦等も起こつておる現状等も聞いておるわけでございますが、私たちは、農民本位に立つた農政の中にあつて、そうしたものを調整をして、そして農業の振興、農家経営の安定というものを図つていきたい、こういうふうな考えでいるわけでございます。

○栗原俊夫君 生産費所得補償方式が再生産を確保する少なくとも農民サイドの道である。農民の中で、生産費所得補償方式でなじまぬ部分は一とこもありません。もしありとするならば、いまのあり方で、べらぼうな大もうけをしている部分が生産費所得補償方式でなじまぬ部分なんです。そういうところへ、メスが入られなくては、何で攻める農政と言いますか。特に流通の段階です、流通の段階。奇々怪々なる流通段階。これはそんな過去のややこしい経過にとらわれることなしに、いまこそ、食糧問題とし、畜産問題として新しい流通過程を構築したらいどうですか。そして、それによつて既得権を失う人たちは、しかるべく補償をしたらどうですか。それが正しい行く道だと思ひます。いままでどうだったんだか仕方がねえと、そういうことでは、いつまでたつても、この畜産の政策というものは、明るい筋道の通つた形になつてこないと思ひます。それは労働と流通をはつきりと理想を描いて、そしてそれに着々と迫つていく、こういう方向をとるべきだと、このように思ひます。もし生産費及び所得補償方式になじまない部分がありとすれば、具体的にどのようところがなじまないのか、具体的に明らかにしてもらいたい。農民はすべて、生産費所得補償方式でわれわれは一生懸命再生産をやつておるから、こういうことを要望しているんですよ。どこがなじまないんですか。なじまない部分を明らかにしてください。

○國務大臣(安倍晋太郎君) まあ牛肉等につきましては、現在のやはり流通の実態というのが自由な取引というものを前提に行われておるわけでございます。まあ今度価格制度を導入するに当たつて、事業団が介入をするということによつて、価格の安定を図り、再生産を確保していくということになるわけでございます。私は、この生産費所得補償方式をとらなくても、この牛肉につきましても、現在のいまからお願ひをする価格安定帯によるところの、そして事業団が介入するところの価格決定の方式で、農家の再生産というものは十分確保され、安定的な経営というものが確立されることは保証できる、こういうふう

うに私は考えておるわけでございます。○栗原俊夫君 まあ生産費所得補償方式で計算すると、農林省あたりで試算するものよりはるかに高いところが出てきます。これは、それにさらに上積みをして消費者価格は形成されていきますからね、その間がいろいろと問題になるところなんです。いま一般にはどうかと言へば、消費者は、こんな高いべらぼうな値があるか、こういうことを言うだろうし、生産者は、こんな安いべらぼうな値があるか、こういうことを言つておるわけなんです。そして中間にうごく連中が、言うなら、ぬれ手にアワのつかみ取りというふうな立場をとつておる。こういうものをはつきり清算しなければなりません。私ははつきり言うけれども、事業団というものの権限をもつと拡大して、事業団が国内、輸入、一切の肉を支配して売る。単に一元的に輸入するだけでなく、肉一切をやつたらどうか。それが日本の本當の食糧政策の上に座つていく事業団のあり方ではないか、こう思ひます。そして自由経済だとおっしゃつておるけれども、下を切られ、上を切られておる自由経済なんというものはないんだ、これは。自由というものは上も下も自由でなければ、本當の自由ではありません。したがつて、事業団が本當に再生産ができる所得補償方式によつて買い上げ、そして消費者が生活を損なわれないような消費者価格、すぐそこまでのいけるかどうかは別として、それが基本的に正しい。そしてできれば、生産費所得補償方式で買い入れた、それにかつた諸経費を加えて消費者価格を形成しても、消費者が別に支障がないといういわゆる純じやの物価系列ができるのが一番好ましいけれども、ときには逆ざやになることもあり得る。それでも国民の命、健康を守るためには、これは当然ではないかという立場に、食糧政策の面から進んでいくのが正しいんではないか、このように考えるわけなんです。これらについていかがでしょう。○國務大臣(安倍晋太郎君) 今度、牛肉のこの畜安法改正をお願いいたしまして、価格安定制度

はある程度救済されている面もプラスとしてはありますけれども、これは需給関係が長期的に緩んで参りますと、これは民間のインテグレーターが自主的にやるという力は耐えられなくなるだろうと思います。そうなりますと、非常に生産者にストリートに及ぶということもございしますので、とりあえずいまは非常なシェア争いをそれぞれのインテグレーターがやっておりますから、これらのまず協調体制をつくりまして、計画生産を——生産調整といいますが、そういうことを進める間で協調体制がとれ、先ほど言いましたような技術的な問題もだんだん解決するようになりすれば、あるいは将来価格安定制度の対象に加えていくということが必要であり、かつ可能な時期が来るのではないかと考えておりますが、研究をいたしておるところでございます。

○栗原俊夫君 プロイラーの問題については、ただいま局長からお話がありましたとおり、必ずしも農民の生産だけでなく、大要である。もちろん生産所得補償方式の価格支持を求めるといことは、無計画生産にやって、価格だけ支持しろということ、これは無理なんです。これはね。やはり生産については計画性がなければ——値が引き合うから幾らつくってもいいなんていうようなことをやれば、たちまちそれはもう支持制度というもののはつづけることはあたりまえなんです。計画生産、価格支持制度と、こういうことにならなかならぬので、特にプロイラーのようにちよいとすれば、すぐとんでもない数がでる条件下にあるものについては、当然計画を立て、そうして計画に従うかわりに価格の支持はしてくれ、こういう形にならなかならぬと思うのです。そういう要求も末端の関係農民の中にございします。ぜひその点はひとつ積極的に指導する中で、指定肉に、はいればはいれるように、たとえはいれなくても、価格支持についてひとつ——突然どうも数方羽のプロイラーをやっておる業者が倒れざるを得ないというようなことのないようにひとつ十分御配慮をお願いしたい、このように思います。

時間がなくなりましたので、えさについて関連したいと思ふんですが、これは日を改めて飼料問題のときにお願いすることにして、最後に一つ畜産経営特別資金というので、特にえさ高に関連して四十八年からのかなり農家に貸し付けた部面があるらしいふうなんですが、六カ月で半分返し、二カ年の間に全額返せというふうなことを要求されて、まさにせつかくお世話になってありがたかったと思つた畜産家が、いまやこれで地獄に追い込まれようとしておる。このことについてひとつぜひ特別な配慮をし、たな上げあるいは利子補給、少なくともこういうふうにして、あのえさ高の異常事態をようやく乗り切つた畜産家が、続いて再生産に従事していけるような配慮をぜひとていただきたい。これはもう本当に第一線の生々しい血の叫びを私自身がここで再現しているわけですから、ぜひ、聞いておる関係畜産家が喜びの声を挙げるような答弁をひとつぜひお願いいたします。

○政府委員(澤邊守君) ただいまお尋ねございましたのは、配合飼料価格の値上りに伴ひましてこれまで数次にわたりました特別資金ということと、低利融資をいたしました。これは四分資金で、末端金利四分まで利子補給いたしまして、償還期間は二カ年ということとでその償還期限がすでに来ておるといふケースがだんだんふえてまいるわけでございます。その点について現在の市況その他を見まして償還が非常に苦しいということとで何とか救済方法はないかと、こういう御趣旨かと思ひますが、これは畜種別あるいは経営別に若干差があると思ひますが、私どもといたしましては、昨年の半ばまでが最低でございまして、その後徐々に経営内容は、非常によくなつたということまでも、あるいは今度の配合飼料価格の値下がりというところから見ても、やや底を脱したといふふうには思ひますけれども、個々の経営におきましては確かに非常に困りの方もおりだと思ひますので、これは金融機関を指導いたしまして、

ケース・バイ・ケースに必要な場合には、貸付条件の緩和をするといふようなことを十分検討して、そのような指導をしていきたいと思ひます。○國務大臣(安倍晋太郎君) これからの畜産を振興していく場合におきまして、先ほどからお話がございしましたように、価格政策を充実していくといふことも大変なことでございしますが、さらにいまお話しのような農家のあはした負債をどういふふうにしてこれを処理していくか、これはもう農家にとりまして大変なことだと私は思つておるわけでございします。これはやはり価格政策、生産対策とともに金融政策といったものも私は、やはりこれからの自給力を高めていく、農家にぜひ意欲を持つていただくという面においては、余り、何といひますか、荷物はかなり大きくなつたんじゃないや生産欲も出てこないわけですから、いま局長も申し上げましたように、何とかこれは金融面につきましてもやはり総合政策を樹立する中であつて、私はひとつこれを十分再検討してみても、農家の負担が何とか軽減をするような形で、これ農林省だけでやるわけでないわけですが、財政当局とも十分相談をして、そしてこれは負債整理といひますか、農家の負担軽減といひますか、そういう方向では積極的のひとつ努力をしてみたい、こういうふうには思ひます。

○栗原俊夫君 時間が参りました。まだまだいろいろとお聞きしたいこともあるわけですが、とにかく食糧問題が最大の政治課題であり、その中の大きな部分を背負う畜産部分に対して再生産がでる、しかも再生産をする過程において抱えた赤字負債もこのようにして返済できるんだという写真、プログラム等も添えた温かい指導、御配慮を期待して私の質問を終わります。

○原田立君 同僚議員からいろいろと質問が出ました。私も筋を立てて御質問申し上げますので、答弁願ひたいと思ひます。きちんと御畜産物の価格安定は何と云つたつて飼料問題であらうと思ひます。今回、牛肉の価格安

定制度の創設は高く評価に値するが、肉用牛経営を取り巻く諸情勢に大きな問題があることもまた見逃がせない事実であります。それで大臣、いつも私言っていることは、何も畜産ばかりでなしに、農業でもいわゆる食える農業、食べられる農業、この建設をしていくのが建林省の役目だと思ふのです。で、今回の畜安法案を審議するに当たつて、食べられる畜産家の建設と、こういうところに非常に大きなウェイトを置かなければならぬと思ふんだが、その点についてどう考えるか、これが一つ。特にわが国の飼料穀物はその大部分を海外に依存していることも周知のとおりであります。四十七年からの海外食糧需給の逼迫に伴ひ、穀物価格の高騰の影響をもちに受け、二倍もの高騰を示してしまつたのが現状であります。そのために畜産農家の打撃は大きく、先ほどの話にあるように、自殺者さえも出さうな悲惨な事態を生むような状況になつてまいりました。飼料の自給対策についてわが国畜産農家の存続の有無がかつていふと言つても過言ではないと思ふのであります。長期的対策として、わが国は国土の六八％を山林で占めていられる地理的条件を十分生かした林間放牧や、山地酪農の推進あるいは水田裏作の飼料用麦類の生産奨励、さらには牧草開発など総合な自給率の向上対策を講ずる必要があると思ふのであります。以上のようなことを前提に置いて、各項目別に御質問したいと思ひます。

まず一番最初に、牛肉の指定食肉追加についてでありますけれども、豚肉が加えられて牛肉が指定食肉にならなかつた、今回改めて指定食肉になつたわけでありまして、この食糧としての存在というのは非常にウェイトが大きかつたはずであります。それがどうしてこんなに遅く、豚肉なんかよりも遅く指定になつたのか、その理由を御説明願ひたい。

○政府委員(澤邊守君) 豚肉が十数年前に指定食肉に指定されて、事業団の売買操作の対象とすることによつて安定を図つてまいりましたのに比較して、牛肉は今回までおくれられているのはなぜ

かという点でございますが、私も考えまして二点ばかりあるんじゃないかと思ひます。一つは、豚肉は御承知のように牛肉に比べますれば短期間に増減をするわけでございます。したがって、よく言われますように、ビッグ・サイクルといひまして、値がいいということになりますと一斉に増殖が始まりまして、出荷がふえると価格が下がる。反面、価格が悪くなると、とたんにぱたりやめるといふようなことになりまして今度は価格が高騰するといふ、周期的な変動を大幅で繰り返しておたつたわけでございます。これは周期が四年なのか五年なのか、若干周期のパターンが崩れてきておりますけれども、そういうようなことはいまでも言えるわけでございます。したがって、極端な価格の変動を防止する必要は牛肉の場合よりは一層あつたわけでございます。それが一つの理由でございます。

もう一つは、牛肉につきましては、国内生産が供給量の中で占めるシェアは豚肉の場合に比べてはるかに低いわけでございます。言葉をかえて言へば、牛肉の場合は相当量を輸入に依存しなければ国内の自給がバランスしないといふことでございまして、現在、輸入割り当て制度のもとにおいて事業団がかなりの部分を輸入肉を取り扱つていふようなことで輸入を調整しておるわけでございますが、その調整を通じて、国内価格をかなり安定させることができるはずでございます。まあ理論的に言へばそういうことになるわけでございまして、相当量どうせ輸入しなければいけないものでありますので、その輸入量をうまく調整すれば、輸入の時期なり数量をうまく調整すれば、国内価格はかなり、間接的ではありますけれども安定することができるといふことになるわけでございまして、豚肉の場合は、ほとんどが国内生産でありますので、先ほど言いましたような生産の振れがかなり大きいわけでございますので、価格もしたがって大きく振れると。輸入によって調整するといふことは、これはなかなか効果が少ないといふことでございまして、豚肉の方が牛肉より

は価格安定の必要性がより強かつたといふことでございます。

牛肉はそういうことでございますので、輸入量の時期的、数量的な調整によつて価格も安定できるということ、いきなり直ちに事業団の国内肉の買入れ、売り渡しをやらなくても、かなりの分ができるという考え、また事実ある程度は行われてまいりまして、通常におきましては行われてまいりまして、価格も強含みながら比較的安定した推移をこれまで示してきたわけでございます。そういう意味で現在まで牛肉の指定がうまくおつたわけでございますが、一昨年の降の経済変動による影響もございまして、牛肉価格の極端な高騰、あるいは低落といふ事態を見ますと、いまのような輸入肉の調整を通じて間接的に国内牛肉価格の安定を図るといふことにもどうも限界がある。今後一層振興も図らなければいけない、そのためには経営を安定させなければいけないにかかわらず、いままでのようなやり方だけではどうも限界があるといふことがはつきりいたしましたので、この際、豚肉と同様な指定食肉制度に追加をするといふことにいたしましたわけでござい

ます。

○国務大臣(安倍晋太郎君) いま畜産局長が申し述べましたように、やはり牛肉につきましては、石油ショックに至るまでの間につきましては、やはり価格等においても強含みであつたと、また豚肉はど上げ下げが激しくないといふふうなこともあつて、今日までおこなわれてきたわけでございまして、石油ショックを機として、肉牛生産の農家が非常に大きな打撃を受けると、このままの割り当て制度による事業団の操作だけでは、肉牛農家の再生産を図っていくことはむずかしい。こういうふうな判断の上で立つて、この際、安定制度をつくることにいたしましたをお願いをいたしておるわけでございます。

○原田立君 大臣、そうじゃなくて、先ほど冒頭に言ったように、食べる農業をつくり、それをしなさいいけない。畜産農業についても本当に

食べられるような、いまのような借金の火の車のような畜産農業ではなしに、少なくとも少しぐらひは蓄えができるような、そういう畜産農業にしなさいいけない。こゝろは主張したわけですが、それに対して御所見はいかにいふことをお聞きしているわけですか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) まさに御指摘のように、やはりこれからの食糧の自給力を高めていく上におきましても、農家の再生産が確保される、そして農家の皆さん方の生活が保障といひますか、確保される、食べられる農業といふお話がございまして、まさに食べられる農業を確立していく、魅力のある農業と私も言つておりますが、その農業を確立していくといふことは、まさにこれから急務であらうと思つてありまして、そのためには、やはり生産の対策を強化をいたしまして、いわゆる生産性を高めていくということが大きな目標でなかりませんし、また同時に、価格制度によるところの再生産確保の道もはつきり打ち立てていくといふふうなことが必要であらうと思つてございしますが、そうした中であつて、飼料、特に畜産物については、この飼料の生産基盤を確立していくといふことは非常に重要であるわけでございまして、草地の開発の推進とか、あるいは既耕地における飼料作物の作付促進、さらに野草資源の活用等につきまして、積極的に取り組んでまいりたいと思つております。

五十年の予算におきましても、未利用、低利用の土地資源に恵まれた地域を対象にして、濃密生産団地の形成を行うための農用地開発公団事業を確立するなど、草地開発事業の推進に努めておるわけでございまして、また、既耕地における飼料作物生産の増強については、従来の飼料作物生産振興対策に加えて、新たに緊急粗飼料増産総合対策、まあ三十二億でございますが、この粗飼料の緊急増産対策を今度の五十年予算に確保いたした次第でありますし、また、水田の裏の飼料作物生産、これも必要でございますし、そのための集

団育成事業等も実施するように措置したわけでござい

います。さらに、この飼料対策として、先ほどちよつとお話ございましたが、林地の利用といふことは非常に大事なことでないか、今後、飼料を確保する上において非常に大きな私はウエー

トを今後とも持つていくんじゃないか。いわゆる林間放牧といひますが、そうした面をやつたり積極的に進めていく。現在、国有林なんかにおきましても、実験的な試みを行つておるわけでござい

ますが、わりあい成功しておると聞いておりますが、こうした林地利用等もこれはひとつ積極的な今後進めていきたい、こゝろに思つております。

○原田立君 農林省令で定める規格に適した牛肉の指定食肉の内容についてであります。申すまでもなく、牛肉の場合はその品質に大きなばらつきがある、指定食肉に和牛、乳用雄牛、乳用雌牛等すべてを対象に検討すべきが当然であらうと思つております。この点、衆議院の審議でも問題になつたところでありまして、畜産農家の安定経営、健全なる経営を助け、生産意欲を持たせる上からも、農林省の抜本的対策、そういうものが必要であらうと思つております。ただいまも少々お話がございましたけれども、その御決意をお伺ひしたい。

○国務大臣(安倍晋太郎君) いまのお話はこの指定食肉に加える牛肉の問題だと思ひますが、これにつきましては、いま検討をいたしておるわけでございまして、審議会の意見も聞きたいと思つておりますが、現在のところ、農林省としては乳牛雄の「中」、あるいは和牛去勢「中」を指定食肉にしたいと、これはしかし全体のシェアから見ますと二割、これでは価格維持の効果がたつたかといふ御意見もあるわけでございまして、私たちが、これによつて他の食肉につきましては、間接的な価格維持の効果があつて得る、あるといふふうな判断をいたしておるわけでございまして、しかし、さらにこれでは不十分だと、たとえば乳用雌牛を加えるべきだと。乳用雌牛という言葉は余りいい言葉じゃないわけですが、乳用雌牛を加えるべきだ

という有力な御意見があることも承知いたしておるわけでございます。ただ、乳産牛につきましても、これは酪農生産の副産物というふうな形で乳価の中に組み込まれておるといふふうなことであるわけでございますので、本制度の中に組み込むというところにつきましては問題は残るわけではございません。しかし、私はやはり乳産牛は三割のシェアを占めるということでもございまして、これにつきましても、先ほど相沢委員の御質問にも答えなわけでございますが、今後、乳産牛の価格の維持が非常にむずかしいというふうな段階になつてくれば、これはもう省令に加えることによつてできるわけでございますから、私は、そういう事態が起こり得る可能性があるときは、これは直ちに省令で乳産牛は加えたいと、こういうふうな前向きといひますか、積極的な考え方を持っておるわけでございます。

○原田立君 先ほど大臣も申しましたし、私も申し上げたんでありますが、わが国における山林の占める割合は全国土の六八％である。このうち、山林原野等で畜産に利用できる余地は大きいと言われております。昨年成立した農用地開発公社は、これら未開発地の土地開発を目的としておりますが、開発可能面積及び開発計画、これらについて御説明を願います。

○政府委員(杉田栄司君) 先ほど大臣からもちよつとお話ございましたように、低利用、未利用の地域が広大に存在する地域におきまして、これを畜産を機軸とした近代的な農業経営規模をつくるということで農用地開発公社事業を進めることになっております。この事業の見通しにつきましては、おおむね十萬ヘクタールというふうに想定をいたしております。昭和五十年年度におきましては、前年度に着工しました根室外三地区の事業の推進と、新たに八地区の事業に着手いたします外五地区の全体実績を含めまして合計十七地区について事業を実施する予定になっております。

○原田立君 その計画は、農用地開発公社としては順当なといひますが、計画ですから、きちんと

立てるんでしょうけれども、自分の意になつた現在のその未開発地の開発を、こうしていくんだという基本方針ののつとつて、それで十分と言へる数字ですか。

○政府委員(杉田栄司君) 農用地開発公社は発足してまだ間もないわけでございまして、そういう点で公社自体がそのすべての地区につきましても十分に精査が行き届いておるわけでもございせん。したがつて、計画が完全にフィックスしたものだといふふうには考えられないわけでございまして。ことに、土地の取得、権利の移動等につきましてもまだまだ問題も残つておりますし、さらに調査を進めておることもございまして、この数字につきましても完全な確定したものといふふうには思つておりません。しかし、公社の施行能力あるいは技術力からいまして、今後十年間に十萬町歩を十分にこなす得る、かつ、さらに余裕もあり得るというふうな考へておられて、公社にできるだけこの十萬町歩にとらわれないでさらに進めてまいるように指導してまいりたいというふうな思つております。

○原田立君 積極的な答弁であります。ぜひそのようにしてもらいたいと思ひます。

農政審議会需給部会の「食糧問題の展望と食糧政策の方向について」の案の中でも、山林原野の畜産利用、自給飼料基盤の拡大、これを指摘しているわけでありますが、政府の飼料自給拡大基盤の整備等についての具体的な施策——いまま農用地開発公社についてのことであらうお話があつたわけでありまして、御説明を願ひたい。

○政府委員(澤邊守君) 六十年度の長期見通しにおきましては、飼料の全体の需給の見通しをTDNという可消化養分に換算をいたして計算をいたしておりますが、飼料全体の自給規模が四十七年度の基準年次である四十七年度の二、二五五万三千トから二、九百八十七万八千トンというのを総体としての目標にしておりますが、その中で、ただいま御質問ございました自給飼料といひますか、粗飼料、牧草だとか飼料作物その他ございすけれ

ども、そういうものの生産目標は九百二十六萬九千トン。これは四十七年度は四百七十三萬七千トんでございしたので、二倍まではいきませんけれどもそれに近い拡大を図る。そういうしまして、粗飼料の給与率といひますか、全国ベースでの粗飼料の給与率が現在二・三・四％、残りが配合飼料その他の濃厚飼料でございまして、四十七年度が二・三・四％、これを六十年度におきましては三・一％まで高めるといふことを目標といたしておるわけでございまして。それによりまして、個々の畜種別に見ますと、乳用牛につきましても現在粗飼料の給与率が五七％程度のものを七五にすると、繁殖牛につきましても七五を九〇ぐらいにするといふことで、粗飼料の給与率を大動物については高めていくといふことを考へておるわけでございまして。

ただいまのような目標を達成するために、牧草その他の飼料作物の作付面積は四十七年度の七十七萬ヘクタールを百四十七萬ヘクタールまで六十年度の間にふやしてまいりたい。これが牧草だとかあるいは飼料作物、青刈り飼料とかいふようなものでございまして、いわゆる良質粗飼料といふものでございまして、そのほか稲わらとか、それから野草とか、これは山林の下草を含めまして野草その他低質粗飼料、栄養価はやや低い低質粗飼料を利用いたしますのを促進をいたしまして、先ほど言いましたように全体としての自給規模を高めるように、その中の粗飼料の給与率を高めるように努力をすることを目標といたしております。

○原田立君 言うことは言つても実現できなかつたら何にもなりませんので。先ほど牧草の七十七萬ヘクタールを百四十七萬ヘクタールにするんだといふ、これは本当にできるのかな、というふうなちよつと懸念を持ちながらいまお伺ひしておつたわけでございまして。

の安定ばかりでなく、これとタイアップした飼料の生産基盤の強化充実にせむとも必要とされております。

大家畜生産は、政治的にも粗飼料の供給が基本であり、粗飼料生産の強化が重要であると思ふんであります。そのために、国有林野活用方法あるいは入会林野近代化法による有効利用の道が開かれたにもかかわらず、現実にはさつぱりその進展を見ないやうに聞いております。それは現実にどういふふうになつておるのか。特に、国有林の場合、林野庁との調整問題であるとか、河川敷の場合、建設省との関係等々、公有林、民有林の一層の有効利用もあわせ強力に推進する必要があると思ふんでありますが、この法律については入会林野近代化法案は四十一年に決まつておりますし、国有林野活用法案は四十六年に決まつておりますし、その後運用してどういふ成果があらわれているのかお答え願ひたい。

○政府委員(松形祐亮君) 二点ございすけれども、第一点の入会林野の整備でございますが、入会林野というのが大体全国に約二百萬ヘクタールの広大な面積を占めておるわけでございまして。したがつて、御指摘のございましたように、四十一年に法律を制定いたしましたして、四十二年からそのうち約百四十五萬ヘクタール、約二百萬ヘクタールのうち百四十五萬ヘクタールにつきましてその近代化を図ろうといふことで十年計画でスタートしたてられておまして、その百四十五萬ヘクタールの約半分が私どもの予算措置をもちまして測量とかいふようなことをやるわけでございまして、約半分を計画いたしておまして、残りの半分がいろいろな指導で行こう、予算措置を伴つたのは半分でございますが、現在四十九年三月三十一日までに近代化に着手いたしましたのが約四十七萬ヘクタールでございまして。この計画が五十一年度まででございますので、私も予算措置をいたした部分についてはやや順調に参つておるのでございすますが、残りの半分の方がなかなか思うやうに行

生ぐらいまでに放牧いたしますと、下草を刈るといふ行為が牛によって行われるというようなことで、非常に経済性もいいたいようなことを考えておりました、この実験も畜産局と一緒にやつておるわけでございまして、われわれも、その実験をさらに継続いたしますけれども、経済性等を考え、あるいは地元の先ほど申し上げました要望とか、そういうこと等を組み合わせまして私どもは活用は図つてまい、こういう考えでおるわけでございます。

○原田立君 乳産牛の国内産枝肉量は三〇%強を占めているという先ほど大臣からもお話がありました。三六・七%にもなっているわけでありまして、このうち乳雄「中」規格に該当し得るのは全体の半分以上であります。市場価格の安定を図る上からも乳産牛等を指定食肉に入れるよう検討をすべきであると思ふであります。先ほどは乳産牛も、場合によつては、入れるという強い見解がございましたから、これは多とするわけでありまして、そのほかに、九州関係で、アングスとか、ヘレフォードとかそういう乳肉兼用種があるわけでありまして、これが今後ますますふえる傾向にあるわけでありまして、これらの牛肉に対する制度適用についての見解、これはいかがですか。

○政府委員(澤邊守君) 乳産牛につきましては、先ほど大臣からお答したとおりでございますが、乳雄の「中」を対象に考えておりますが、「中」のシェアは確かに四十九年度はやや低くなつておりますが、これは価格が非常に下がったということと異常な年だと思ふので、長い目でこれまでの数年間を見ますれば、やはり「中」規格が一番乳雄の中ではシェアが大きいということでございますので、これをとりあえず対象にしてまいりたいのではないかとこのうに考えておるわけでございます。

それからただいま最後にお尋ねございました外国種は現在一万頭ばかり日本におります。これは、肉資源として国内の子牛だけでは、国内の品種だけでは生産拡充するのに不十分でございますし、

さらに今後は放牧適性のある、飼料効率の高い外国種を入れていくことが今後の生産振興を図る上に望ましい地域が多いものですから、草資源の多いところを中心にしてやつておるわけでございまして、これにつきましましては実は入つてからまだ間がないということもございまして、市場におきましてこの評価がまだ定まつておらないとかいう面もございまして、全体の中でのシェアは微々たるものであるという点がございまして、それから過去の価格動向あるいは生産費に関する基礎資料もほかのもの以上に整備がされておらないという難点はございまして、国が奨励していることでもございまして、なるべく早い機会に入れていくというふうにしたいと思ふます。しかし初年度から入れるかどうかは、これは審議会です十分御検討いただいた上で、必要ならば入れていくということにしたいと思つております。

○原田立君 必要なら入れていく、まあ要請があれば入れていく方向であると、こういうふうなことでいいんですね。まあいまは確かにわずかでありますが、シエラも低いだろうと思ふんです。ただ、今後またどんどんふえていくだろうと思うからそれで聞いているわけなんです、もちろんもつとシェアがふえれば当然入れていくと、この考へることになります。

牛肉は、和牛と乳牛の二系統から成り、その品質に大きな差があるゆゑ、その品質から価格にも大きな差を及ぼしておるのは事実であります。また、この価格差とあわせて、価格形成を複雑化している要因に流通経路の問題があるわけでありまして、牛肉の流通経路がきわめて複雑であるばかりではなく、各市場間の価格差も大きく、需給事情を適正に反映した価格形成とは言えない。今回、法改正に伴い牛肉が食肉指定されることを機にこの流通経路の近代化、合理化に對して抜本的なメスを打つていく必要があると思ふが、近代化、合理化に對する具体策についていまだどういふようなことを考へているのか。また、近いうちにどういふ手を打ちたいと思つているのかその点を伺いたい。

○政府委員(澤邊守君) 牛肉の流通の近代化といひますか合理化に對しましては、非常にむずかしい問題が多々あるわけでございまして、できることから最近かなり重点を置いて取り上げておるわけでございまして、そのポイントになりますのは、一つは、中央卸売市場の施設を整備しまして、そこで取引される頭数をできるだけふやしていく。しかもそこで自由な競争のもとにおきまして公正な価格が公開の場においてつくられるということが必要でございまして、そういう指導をいたしております。それから、規格取引ができるだけ普及をして、しかも厳正に行われるということのために格付機関になつております日本食肉協議会といふものを改組いたしまして、分離いたしまして、日本食肉格付協会といふものをこの初めに発足をみたわけでございまして、それらによりまして取引の公正確保のために規格取引がぜひ必要になりますので、そのようなこともやつております。

それからもう一つは、消費地の屠場まで生体で運んで、生きたまま運ばれて屠殺するといふのは、いろいろその間に死んだり、やせたり、あるいは経費がかかるということがございまして、産地におきまして屠殺、解体処理をしまして、枝肉ないしは部分肉という形で消費地の中央市場に持つてくるということが流通の近代化のために必要でございまして、産地におきまして屠場の整備、できますれば通称食肉センターと言つておりますように、近代的な屠殺、解体施設、それから冷蔵庫も付設いたしまして、そこで近代的な明るい取引が行われるというふうな場をつくつていくということ、食肉センターの設置ということを進めておるわけでございまして、これのできるだけ大型のものをまとめてつくつていくということ、これまでも進めておりますが、五十年年度からは総合食肉流通体系の整備という事業の中で、これを一層進めることにいたしております。で、できまれば枝肉の流通から部分肉の流通、それぞれ部分にカットいたしましたものの流通というのがさらに進んだ形態でございまして、そういう

部分肉処理施設も産地の食肉センターにつくるといふようなこともやりたいと思つております。それからもう一つ問題になりますのは小売の段階でございまして、まあ卸段階までは中央、地方の市場の整備等によりましてよくなりつつありますけれども、小売までの段階の流通が非常に細くて複雑であるという点がいふ問題がございまして、小売業の共同化あるいは共同配送施設なり、共同の保管施設なりあるいは共同計算施設といふようなものに対しましてモデル的に助成をいたしまして、共同化によりまして能率を上げるようにするといふようなこと、あるいは小売の規格、店頭におきまして牛肉の小売規格を定めるということも懸案になつて現在検討をいたしております。

それらの対策によりまして、標準的なマージンで流通経路をできるだけ短くして販売をする、しかも規格の決まつたものを明示して売るといふような方向で今後指導してまいりたいと思つております。

○原田立君 安定価格の決定は政令で定める主要な消費地域の中央卸売市場——東京、大阪の二市場の売買価格について定めることになつておりますが、最近における卸売価格の乱高下が激しく、そのためにその影響が全国的に広がり、価格差に對する支障があらわれていることも事実であります。豚肉の例ではございまして、最近の新聞紙上で問題となつた、肩ロース肉切り過ぎが原因で出荷の減少等から価格の乱高下を生じ、中央食肉市場の役割りに支障を来たしたというふうなことが新聞紙上で報道されたことがございまして、これらは市場内の機械化等の整備のおくれ、それが原因であつたと言われております。これは先ほどのお話の中に、施設の整備をするということと解消されていくわけだろうと思ふんであります。が、あわせて流通機構の複雑化が原因であらうとも思ふのであります。

私も芝浦屠場に、中央芝浦屠場ですか、中央食肉市場ですね。行つてきましたけれども、やっぱりひどいですね、おくらていますね。熊本の食肉

問題になつておるわけでございますけれども、
 という形で進んでおります。これに対します政
 府の指導援助といしましては、豪州はかなり先

国でございまして、特段に資金的な援助はいまのところはやっておりませんけれども、マダガスカルとか、メキシコ等についてはいわゆる中進国でございまして、これに對します経済技術協力の一環として海外協力事業を通じまして援助をするように現在種々計画を審査しております。

○原田立君 生産費補償方式の問題もお聞きしようと思いましたが、これも先ほど前向きの御答弁がありましたからよしとして、次に、肉用牛価格安定事業あるいは乳用雄肥育素牛価格安定事業、これが各県で協会を設けて行われておるわけでありまして、今回の法改正で、これらの制度は一体どうなるのか、またこの制度の実績、効果、保証、基準価格等について政府の見解をお伺いしたい。

○政府委員(澤邊守君) 和牛につきましては乳牛の子牛につきましても、これまで子牛の価格安定基金制度というものを設けて、国からも、あるいは畜産振興事業団からも援助をいたしておりますが、この制度は、牛肉の価格安定制度がございまして、牛肉の価格と子牛の価格はもろろ非常に関係がございまして、牛肉価格安定をしさえすれば子牛価格は自動的に安定するという面ばかりでもございまして、車の両輪としてあわせてこれも強化をしてまいりたいというふうに思います。

問題になります価格水準につきましては、四十九年度からかなり引き上げましたけれども、なお、今後とも実勢に合わせまして、あるいは生産費等も考慮いたしまして適正に決めていきたいというふうに考えます。牛肉の価格安定制度がございまして、子牛の価格安定制度にも有利な影響を及ぼすと思っております。やはりこれは、これとして必要でございまして強化をしてまいりたいと思っております。

○原田立君 最後にしたいと思いますが、改正案では上位価格を超えて騰貴し、または騰貴するおそれがあると認められる場合に保管並びに輸入牛肉を事業団は売り渡すことができるが、その他に

肉用牛の生産及び牛肉の消費の安定を図ることを旨として農林大臣の指示する方針に従って売り渡すことができる、こういうふうにあるわけでありまして「生産及び牛肉の消費の安定を図る旨」とはいかなる場合を指しているのか、これが一つ。また、「農林大臣の指示する方針に従って」と、こういうふうにあるが、この二つ。この点は一体どういふことなのか具体的に御説明を願いたい。

○政府委員(澤邊守君) 私どもは、価格安定制度が発足しますれば、安定上位価格と安定基準価格、いわゆる安定価格帯の中心価格に市場価格が収斂することを目標として、理想をいたしまして価格の安定を図ってまいることが必要であるというふうに考えております。そうしますと、このお尋ねの「家畜の生産及び牛肉の消費の安定を図ることを旨として」といいますのは、たとえば中心価格より非常に高いところに市場価格が上がりまして上位価格に近づくというふうなときには事業団の持つております輸入肉なり国内肉の売り渡しをふやしていく、それによって中心価格まで収斂するようにすると、逆に中心価格から下の基準価格に接近するようにならなければならぬ、基準価格に接近するようにならなければならぬ、基準価格から下がるようになるときは当然一切売らないということをするということによりまして、目標をいたしております年間平均価格で、中心価格前後に価格が実現をするというふうな操作をしてまいりたいと思っております。

そのようなことを農林大臣があらかじめルールを指示しておきまして、それに基づいて事業団が運用すると、それでそのときにも必要な指示をしてまいりたいというふうなことを考えております。

○塚田大願君 大分時間も経過しましたから能率よくやります。

まず大臣にお伺いしたいのですが、国民の食糧の自給という問題は、これはもう農政の基本的な命題だということは、この間から何回も答弁もされました。このことはきょうは、ですから、あまり立ち入って質問いたしません、ただ、二、三

確認しておきたいことがあるんです。

まずお聞きしたいのは、ついこの間の各紙の報道によりまして、これは十八日、十九日ごろの新聞であります、アメリカ情報局、つまりCIAですね、悪名高きCIA。これが報告書を出して、ロマーの食糧会議の直前に。その報告書を新聞に報道されました、ついこの間ニューヨーク・タイムスがこの要旨を発表したということで発表いたしました。これは、ですから、新聞は要旨しか出ておりませんが、この点で農林省は、このCIAの報告書なるものを御承知になつていたかどうか、それをまずお聞きしたいと思うのです。

○國務大臣(安倍晋太郎君) CIAが食糧問題についてどういふ見解を持っておるか、どういふことを発表したのか、まだ私は承知しておりません。

○塚田大願君 日本の農林大臣が、この間から食糧自給の問題でさんざんやって、なおかつ、こんな重要な報告書が出ておった。しかもこれがアメリカのいわば食糧戦略の基本になつておつたというふうには、新聞は報道しているのです。そういう問題について関心をお持ちでないかというの、まことに私は、少し怠慢ではないかと思ひます。

では、そこで私もニューヨーク・タイムスの原文読んでおりましたが、日本の新聞が報道したところによりまして、要するに、これは現在の世界的な食糧の変化、このままいくならば、近い将来、世界は深刻な食糧危機に達するであろう。その場合には、アメリカの食糧は十分に作柄は確保できるので、アメリカにとつては、これは強大な、このようないく連の状況から米國は第二次大戦直後をさらにしのぐ経済的、政治的優位性を持つて、ああいう、こういうふうに出ておるわけですね。新聞はこれはアメリカの食糧戦略、いわゆるアメリカの戦略資源としての食糧政策を発表したものである。これに基づいてローマ会議でもアメリカのハンフリー代表はこういうふうに言ったのです。アメリカは穀物備蓄を戦略資源としてみなければならぬ。国防戦線では爆弾や銃

にたよるのにはばかたことだ、こう言つたというのです。つまり、アメリカとすれば、今日の世界の食糧危機の中でアメリカの優位性を一〇〇%活用していこう、こういうことを言つておるわけですね。ですから私は、これは非常に重大な問題だ。われわれ日本にとりましては非常に危険な問題だ、こういうふうに出ておるのです。特に一説によりまして、アメリカはスパイ衛星で各國の作柄を研究しながらその情報を集めて、そういう食糧戦略を立てておる、こうまでいわれておるのです。私は、それは決して架空な想像ではないと思ふのです。大体CIAが食糧問題を分析するということ自体が危険なことですから、しかし現実問題としては、アメリカは、明らかにそういう政策をとつておるというふうな考えられる。その証拠は、たとえば七三年、一昨年度大豆の輸出全面停止がありました。それから七四年にはソ連に対する穀物の輸出契約の破棄がありました。つい最近までトウモロコシなど輸出規制を続けておるわけですね。最近やうと破棄をしました。トウモロコシなど最近です。そういう食糧戦略というものをアメリカががっちり進めておる、こういう問題だと思ふのです。

ですから私がお聞きしたいのは、この間も私、大臣に質問しました。とにかく食糧自給をやるからには本気で農政を立て直さなければならぬ、アメリカの食糧のかきに入つておるということは全く危険千万なことで、現時点でアメリカが日本に輸出規制はいたしませんと、こう言つたところで、こんなことはあてにならないことではないのだという立場から食糧自給の問題を提起しました。それに対して大臣は、もちろん自給は基本的な命題だ、いまの農政の根本問題だ。こういうことを繰り返しておられたのですが、こういう証拠が次々次々と出てきますと、やはりもう一度私は、ここで日本の食糧の安全保障ですね、食糧自給に対する決意とそれからその対策についてお聞きしたいと思つておるわけですね。まず、その点で大臣にはその決意のほどを改めてお聞きしたいのですが、ど

うでしょう。

○国務大臣(安倍晋太郎君) アメリカは食糧の供給につきましても、まさに非常な、世界的に優位な立場に立つておる大輸出国でありますし、

〔委員長退席、理事高橋雄之助君着席〕

日本としてもアメリカから大量な農作物を買い入れておることはこれはもう事実でございますし、今後とも日本において食糧を確保していくという立場に立つて、たとえば畜産の振興を行うに当たつてもその飼料穀物のやはり相当な部分は今後ともアメリカに依存せざるを得ないということは厳肅なる事実でありますし、今後の見通しとしてもそのようであらうと思つておるから、私はやはりこうした段階にあつては、今後とも今日の日米友好関係というものを維持し、さらに安定をさして、アメリカからの食糧の安定的な輸入を図っていくということには必要であらう、こういうふうな思つておるわけでございます。

しかし、そういうふうな世界的な事情というものは、やはり全体的に食糧が不足をする、最近では、飼料が少し安くなったという状況にはあるわけでございますが、しかし長期的に見ればやはり不足するといふ基調はゆるいでおらない。これは世界の人口の増加、あるいはまた世界における消費生活の水準の向上といったような面から見しても、これは、長期的には食糧といふものが農作物は不足をする基調にある。ですから一面におきましては、日本で自給のできない農作物については、今後ともアメリカを初めとする輸出国の協力を得なければならぬと思つておるが、しかし、わが国の国内において可能な限りの自給力を高めていくといふことは、まさにこれはわが民族の安全保障といった面からも、最も大事なことであらうと、こういうふうな思つておるわけでございます。そうしたような基本的な認識に立つてこれからの食糧政策といふものを確立していかなければならぬわけでございますが、現在農政審議会へ答申を求めておりますが、四月になつて答申を得て、私はその答申に基づいて総合的な食糧政策というものを長

期的な視点に立つて確立をしていきたいと思つておるわけでございます。可能な限りの自給力を高めていく、そういうことをやる場合においてやはりわが国における水とか、あるいは土地の確保をする、あるいは高度の利用をはかつていく、これはまだまだわが国の国内においても百五十万ヘクタールぐらゐの造成可能な土地もあるわけでございますし、また、裏作等につきましてもさらに高度な活用といふことは十分考えられるわけでございますので、さらにまた林地の利用といふようなことも大いにやっていかなければならぬわけでございますから、そうしたあらゆる面についての生産基盤の拡充を図っていくことは当然であると思つておる。

〔理事高橋雄之助君退席、委員長着席〕

同時にまた、生産に従事する農業者の皆さんに、幾ら資源を開発しても、その中であつてやはり働く意欲といふものが、生産意欲といふものを持つていただかなければならぬわけでございますから、こうした農業者の皆さん方の生産意欲向上のための政策、金融政策あるいはまた税制対策あるいはまた集約的の生産組織といったような新しい生産組織体制といふものをつくっていく。さらにまた農村の環境も整備して、住みやすい環境に持つていくといったようなことで、農業者の皆さん方に生産意欲を持つていただくかなきやありませんし、また農作物につきましても、再生産が維持できるといふ価格でなければ、これはまた幾ら土地、水等の資源の確保をして高度活用を図らうといつても、肝心の価格が再生産が確保できないといつたような価格であつてはどうかともなりませんから、やはり価格の政策を充実をしていくといううなことは当然であらうと思つておるわけでございます。そうした万般の生産対策あるいはまた価格政策さらにまた中核農家の生産意欲を刺激するためのいろいろな措置といふものを総合的に進めていく。そういうための総合政策といふものを何ともしても打ち出していき、こういうふうな決意を持ってこれからの農政に臨みたいと思つておるわけでござ

います。

○委員長(佐藤隆君) この際委員の異動について御報告いたします。

本日、青井政美君が委員を辞任され、その補欠として岩男頼一君が選任されました。

○塚田大蔵君 大臣、大変懇切に答弁をいただいたのだが、ただ残念ながら、どうも輸入の問題については輸入に頼るかのごとく、頼らざるかのごとく、どうもやっぱり歯切れが悪いですね。私どもが言っているのは、全然輸入するな、なんといふようなことを言つてんじやないんです。そんな非常識なことを言つてんじやない。基本を自給に置くのか、それとも輸入に置くのかという、その問題なんです。そういうことからは言つておる。だから私は、この間の委員会ではやはりこの飼料の問題を中心にして、どう自給していくかという問題を、あの長期見通しや試算等の対比の中でいろいろ質問をしたんですが、やはりそういう点で私はもうちょっと政府としては態度を鮮明にしていただきたい。必要なものは輸入せよといけません、日本ではできないものは、しかし、たとえば、草地だつて、いまおっしゃつたように、百五十万ヘクタールもまだ土地があるんだ、それをどうやって本当に造成して自給を図っていくのかということが、もっと積極的な、具体的な政策がありまじやんと、総合的対策、万般の対策なんと言つたつて、そんなのは絵に書いたもちみたいなものでいただけないんです。ですから、そういう意味で私改めてこの問題を質問をしたんです。ところが、この四十九年八月十二日、昨年の八月です、畜産局が出された資料、「牛肉の価格安定対策について」といふ資料がございすね。畜産振興懇談会に提出になつた資料です。これを見ますと、こう書いてあるんですね、国内牛肉の問題ですよ。「本来、牛肉については、内外ともに

需給はひつ迫するものと見込まれてゐることに加えて、我が国の場合、今後国内生産の増大を図つたとしても、国内生産のみによつては必ずしも増大する需要に対応しえないことから、牛肉の価格の安定を図るためには、基本的には輸入量の調整によつて対処することが必要である。こういうふうな言つておられるんですね。最初からやつぱり肉をアメリカ、外国から輸入すると、こういう外国のものをあてにするという発想、態度、これがここに私は出ているんじゃないかと思つておる。がね。一体、だとすれば、いまの大臣のおっしゃつた自給とどうこれが一致するのか、その辺の説明をお聞きしたいと思つておる。

○国務大臣(安倍晋太郎君) まあ、これは六十年目標でも牛肉につきましては八二%の自給を確保したいといふことで、これから生産対策、価格対策等を初めとして、施策を進めていくわけでございますが、しかし一〇〇%完全に自給しようとしてもこれは今日のわが国の資源的な制約から、非常に困難であるわけでございます。たとえば牛肉生産に必要な粗飼料にいたしましても、われわれは粗飼料の緊急増産対策等、これから始めるわけでございますが、まあ今日の倍ぐらゐの粗飼料の確保は飼料基盤を整備することによつてできるわけですが、しかし、一〇〇%という自給をやるだけの資源といふものは残念ながら確保できないといふことになれば、二割程度はどうしても外国に依存せざるを得ないわけでございます。そういう観点からその文章で見ますと、やはり国民食糧を確保する、今日のわが国の生活水準を維持していくためには、やはり牛肉につきましても、生産だけでは足りないですから、外国から輸入して、そして確保していかなきやならぬのが、これは農林大臣としての責任でございますから、そういうことを含めてやはり外国の輸入によつて調整といふものを図っていくといふことが書かれてあるといふことであらうと思つておるわけでありまして、やはりわれわれの目標は、あくまでも自給力を高めていくといふことが農政の課題としては最大の課題

であることは、これはもう間違いないわけでございます。

○塚田大願君 大臣の話を聞いていられると、この文章は客観的に出たもので、いま言いましたように、基本的には輸入に頼るんだと、「基本的に」と書いてあるのです。私はこれを言うんです。大臣の言われたような意味ならきわめて常識的なこととわかりますけれども、これを言うんです。しかし、いまこの文章あげつらって私はどう言う言おうと思つてないんです、時間の関係もありますから。

それで、話を進めますがね、もう一つお聞きしたい。これがどうしてもお聞きしておきたいと思うのは、ついでに、これも新聞に発表されたが、農林省は国会が明けた段階で「国会明けたを待つて政府当局者や業界代表で構成する交渉団を、この飼料穀物の輸入のための交渉団ですが、この交渉団をアメリカに派遣する予定である。こういうふうなこの新聞書いて、発表しておられますけれども、これは一体どういう交渉団なんですか。その内容をお聞きしたいと思うのです。簡潔でいいです。

○政府委員(澤邊守君) 新聞に報道されましたのは、アメリカ等と長期契約を結ぶために日本から政府と業界の代表が渡米すると。予算が成立すれば早々に行くという趣旨であつたかと思ひますが、これは具体的にそういう計画があるわけではございません。ただ、現在御審議をいただいております予算案におきましても、飼料穀物の長期安定的な取引を行い、日本の必要量を確保するためには長期契約というのが一つの方法であるというふうな考えまして、そうなりますと、トウモロコシ、コウリヤンということになりますと、主としてアメリカが最大の輸出国でございますので、アメリカを一応想定いたしまして民間ベースによる長期契約をやる。それに対して政府が何らかの援助といひますか、保証をするというふうな形で他の国もやっておりますので、アメリカ

からの輸入を、そのときどきの需給事情の変動、作柄の変動等にかかわらず確実に必要のものが輸入できるような方法を検討してみようかということ、そういうことに必要な検討費、これは調査検討する経費、必要な場合には向こうへ出かけていろいろ調査する経費を、たしか百五十万円ばかり予算にも計上して御審議をお願いしておるところでございます。それに関連する記事が、推測されてそういうふうな、あたかも具体的な計画があるがごとき記事になつたかと思ひますけれども、私どももいたしましては、まだそういう具体的な案は持つておりません。ただ、輸入商社あるいは飼料メーカー、全農等を含めまして、民間ベースによる長期契約、三年ないしあるいは五年の長期契約の可否につきまして、日本側サイドとしてはどう考へたらいかなというこの研究は始めております。まだ具体的に、相手がまだ応じなければいけませんし、まだどういう方法でやるかを、日本側の方針をきめたわけでもござい

ません。そういう研究成果を待つて必要な場合には派遣するということもあり得ると思ひますが、現在まだ具体化しておりません。

○塚田大願君 これはまだ最終決定ではないと言われておりますけれども、しかし、これを見ると、対象がトウモロコシ、マイロの二品目を対象とする、契約期間は三年とする、政府保証方式でいくというふうな、かなり具体的なものが出ておる。しかし、政府はまだきまつてないんだとおっしゃれば、それでけつこうですけれども、ただ、ここで私不思議に思ふのは、ここまできめていたんだつたら、価格なんかについてもどの程度の価格でこの契約をされるのかですね、その辺を聞きたかつたんですけれども、これどうですか。その価格の問題なんかはまだほとんど検討してないか。簡単でいいですから、時間がありませんから。

○政府委員(澤邊守君) 価格を長期契約の内容に織り込むかどうかにつきましては、価格の将来の予測が非常に困難でございますので、輸出国、輸入国ともなかなか約束できないであらうということ

とで、とりあえず数量だけ考へるのが現実的ではないかというふうな考へております。

○塚田大願君 いずれにしても、こういう方向でもしおやりになるんだとしたら、私は、やはりアメリカのいわゆるキッシンジャー構想、食糧備蓄構想、これに手を貸すことになるんじゃないか。その危険性はありはしないか。今度三カ年の契約でやるんだと、長期の契約、政府保証方式だと。ですから、私が最初から申しましたように、アメリカの食糧のかさのめり込むような政策をとつたんだつたら、食糧の自給なんというものはどういふことができるものじゃない。この矛盾を政府としてはつきり解明していただかなければいかぬのじゃないか、こう思ひますが、どうですか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 私は、世界的な食糧の不足の基調が今後長期的な視点に立てば、続くというふうな状況の中にあつては、やはりわが国民食糧を確保するという農林省の責任として、今後とも最大の輸出国であるアメリカから安定輸入のための長期契約を結んでいくということ、これはもう当然のことではないかと思ひし、また、それをやらなければいけないというふうな積極的な意思を持つておるわけでありまして、最近もオーストラリアとの間に民間で砂糖契約、長期契約を結びまして、これは価格も決めたわけでございますが、これが世界の砂糖の価格を冷やして、そうしてわが国の砂糖についても確保するし、大きな要素をなしたわけでございます。これは非常に成功だつたと思ひわけですが、そうした砂糖についてオーストラリアとやつたやり方であるとか、あるいはポーランド方式とも言われておりますが、そういうふうなやり方で、アメリカとの間に、これは長期契約をアメリカのみでならず、長期契約、中期契約というものによつて確保するということは、私は今後は必要じゃないかと。非常に高位不安定な食糧情勢、農作物の情勢が続くわけですから、やはり日本としてどうしても輸入に頼らなければならぬ穀物については、やっぱり長期的な約束をして、食糧だけは、農作物だけは確保す

るといふことが必要じゃないだろうか、というふうな思つておるわけでありまして、これでもってアメリカの何か食糧の戦略的なそういうやり方に対して手を貸すとか、そういうことじやなくて、日本自体のあり方として、これはどうしても進めなければならぬ方法だろつと思ひわけですが、しかし飼料穀物については政府がやるわけじやなくて、民間がやるわけでありまして、これに対して政府として協力をすると、こういうことでございまして。

○塚田大願君 この論議は実に重大な問題で、政府の姿勢にかかわる問題でありますから、本日はここでもつと詰めたきやいかぬと思ひますが、こればかりもやつておられませんか、これはいづれかの機会でもやりますけれども、私が先ほどから申し述べましたこの疑惑、問題点、これは何もわれわれ共産党だからこんなことを言つてゐるんじゃないんです。一般の新聞がみんな書いてゐるんですよ、一般の新聞でも。たとえばCIAの記事の中でも、アメリカの食糧のかさの極度に依存することは危険だ、日本の食糧の安全保障を真剣に考へるときが来ているんだ、というふうな解説すらしておるんです。ですから、これは国民的な疑惑であり、問題提起だと思ひます。何か政府に言わせると、簡単に、アメリカとの友好、親善を確保するために輸入するんだとか、あるいは日本でできないから仕方がないじやないか、というふうな単純な結論を出すべきではないかと私は思ふんです。もつと真剣に、私は、日本の食糧自給というものについて真剣に考へていく、それがいま必要な時期なんじゃないか、こういうふうな考へて質問をしてゐるわけですが、これは、いまの問題はいまの問題として一応この程度にとめておきましよう。

さらに具体的な問題として一、二お聞きしたいのは、一つは、価格の問題です、さつき大臣もおっしゃつた。私、この間の委員会でも自給問題を論ずる中で、私は、日本の農業の発展には二本の課題がある、柱があるんじゃないかと。一つは土地

の問題、基盤整備の問題、もう一つは価格の問題、
こういうふうな言いでした。そしてこの間は土地
の問題、基盤整備の問題だけにしぼって質問をい
たしましたが、きょうは価格の問題をもう少し詰
めてみたいと思うんです。

そこでお聞きしたいのですが、先ほど出しまし
た畜産局の「牛肉の価格安定対策について」とい
う、この資料の中には、牛肉の価格安定の対策と
しては三つの方式がある、こう言っておられるの
ですね。一つは「指定食肉方式」、一つは「基金方
式」、そして三番目は「不足払い方式」、三つ挙げ
ておられるのです。ところが今回は指定食肉方式
というものをとおとりになった、この畜安法の改正
の中で、これが三つ、この対策があると書かれて、
その中でこの指定食肉方式をおとりになりました
その根拠といえますか、理由をちょっと簡単に説
明していただきたい。

○政府委員(澤邊守君) ただいま御指摘ございま
したように、八月段階で畜産振興審議会の懇談会
を開きました場合、考え得る牛肉の価格安定制度
といたしまして三つあるということで、それぞれ
の特質のようなものを挙げて御説明をしたわけで
ございます。その際に三つございましたが、事業
団の買入れ制度は、現在お願ひしている内容で
ございます。不足払い制度ともう一つ基金制
度——基金制度と言いますのは、これは民間で自
主的に積み立てて補てんをするということござ
いますので、国が行います不足払い制度の一種の
変形、それに対して、積み立ててに対して援助す
るといたしまして、民間でやると、法律、制度は
つくらなくてやれるということでございますから、
まあ一種の変形のようなものでございますので、
大きく言えば不足払い制度と事業団による買
入れ、売り渡し制度ということになるわけでござ
います。そのどちらをとるかという場合、私
どもで一番検討いたして念頭に置きましたことは、
不足払い制度というのは確かに一つの価格安
定といえますか、所得を安定させるための制度で
あることは間違いないわけでございますが、ただ

われわれとしては、一番心配いたしました点は、
不足払い制度をとりますと、自由化を海外から迫
られるおそれがあるという点を一番心配したわけ
でございます。これは不足払い制度は、要するに
一定の基準価格を決めまして、それ以下に下がっ
た場合、市場の価格が下がることは放置しておく
わけでございまして、下がる時には下がらば
なしと。ただ、基準価格以下に下がった部分を財
政で負担をするということになりまして、ある意
味では価格が下がりますから、消費者にはいいと
いうような御意見も実は出るわけでございます
が、そういう制度でございまして、要するに財政
が負担をする覚悟をすれば、幾ら自由化してもか
まわないということになりまして、貿易の自由化
制度とこの不足払い制度というのは両立し得るわ
けです。理論的にと申しますか、制度として両立
し得るわけでございまして、したがって、現に
諸外国、主要な輸出国、豪州であれ、ニュージー
ランドであれ、あるいはアメリカであれ、日本に
対しまして自由化をして、不足払いを大いにやっ
たらどうですか、不足払いをやることは、わが方
は何も結構である、そのためには場合によつたら
課徴金を取つてもいいじゃないか、関税を上げて
もいいじゃないかとすら言いながら自由化を迫つ
てきておられるのが、これまでのいきさつでございま
す。ところが、事業団の買入れ制度をとります
と、これは自由化ということとはまず両立しない
わけでございまして、価格を決めまして、事業団が
一定価格以下に下がった場合に買入れ入るとい
う場合、安い輸入肉がどんどん無制限に入るとい
うことになりまして、事業団は買うばかりであつて、
いつまでもたつても売る機会がないということにな
りまして、これは制度として、買入れ制度とい
うものは維持できなくなつて破綻を来します。
そういう意味におきまして、いろいろ利害得失は
ございませうけれども、自由化を防止するといふこ
と。これは生産者側が一番心配をされていふこと
でございまして、自由化の契機になるような
制度はつくつても困るということござ

いますので、この制度を、不足払い制度を取り上
げずに事業団の買入れ制度をとることに決めた
いきさつがございまして。なお、そのほか、技術的
な理由といたしましては、不足払いをやりますた
めには、流通機構がかなり整備されております
と。なかなかやりにくいわけでございまして、先
ほど御意見もございましたような、家畜商等がい
ろいろな段階に介在しておりますと、家畜商に不
足払いをしても生産者に幾ら補てん金が、不足払
いの交付金がいくのか、これは保証がございませ
ん。そういう点で問題があるということ。さらに、
一元集荷、一元販売というような組織ができてお
りませんと、これはなかなか現実には、交付する
ていまして、手間がかかつて、制度として運営
ができませんという技術的な理由もございま
す。まあしかし、主としては、自由化との関連を
心配をいたしまして、その点また懇談会におきま
しても、生産者側の方の御発言としても、自由化
につながる不足払い制度は反対であると、こうい
うような御意見も明確に出されました、現在提出
しております事業団の需給操作によります安定制
度を決めたわけでございまして。
○塚田大蔵君 局長のお話を聞いていても、なぜ
不足払い方式をとつたら自由化になるのかとい
うことがどうもはつきりしません。むしろ何かこ
じつけではないかとすら思ふような理論に聞こえ
るような、そういう自由化ということが出るぐら
いならば、むしろこの牛肉の価格安定対策として
は完璧なものだといふことを逆にお認めになると
いうことになるんじゃないかと私は考へるんです
ね。ところが、いまもここに挙げましたように、
牛肉の価格安定対策の基本は、基本的には輸入量
の調整なんだといふふうなことを言っておられ
る。やっぱ、そういうふうなことを言つておられ
ますか、そういうものだとおっしゃるんですか、
輸入万能主義といふんですか、輸入依存主義とい
ふんですか、そういうものではないかと思ふん
です。しかも、さつきも申しましたように、国際的

には牛肉の需要というものが逼迫するといふこと
は今日の常識でありますし、同時に、私も一つ
申し上げたいのは、たとえば牛肉の肉質や鮮度の
ことを考えますと、外国産は安くて国内産は高
いんだという、何というんですか、そういう一つ
の考え方、これもそう単純にもう言えなくなつて
きていふんではないかといふふうな考へるんです
ね。ですから、本気で牛肉の生産振興をお考えに
なるのなら、結論的に申し上げますと、この安
定基準価格を生産費を償ふ水準に決めるというこ
と、これがやっぱ一番大事だろうと思ふんです
ね。それから、飼料なんか上がつて生産費が一定
の割合で変動していくという場合には、農林大臣
がその年度の途中でも改定を義務づけるというふ
うな方法ですね、要するに、これはわが党が修正
案として提出しております、あとで趣旨説明いた
しますけれども、そういう方法で本場におやりに
なつて初めてこの畜産価格の安定というものが確
保できるんじゃないかと、こういふふうな思ひま
す。この点もひとつ、まあ大臣の答弁、所信、所
見をお聞きして、これをもっと進めたいと思ひま
す。
○国務大臣(安倍晋太郎君) まあ法律をもし国会
において御成立していただくということになりま
して、価格制度が発足する段階になり、いよいよ価
格を決定するということになりますれば、われわ
れといたしまして、畜産審議会の意見も十分聞
かなきゃなりません、やはり初めてのことでござ
いますから、よほどこれは慎重に対処していかな
きゃならぬと思つてございまして。特に牛肉
の場合は生産が縮小したなかなか拡大が困難で
あるということもございまして、また六十年目標
で牛肉——肉牛について三百三十万トンも生産し
ようといふふうな一つの大きな目標を掲げておる
わけでございまして、むしろこの価格の決定は
再生産を確保するといふよりは、拡大再生産を確
保していくといふふうな形、考え方のもとにまあ
価格を、安定帯を決めていくということではな
い。そういうふうな考へておるわけでござ

ざいまして、まず、生産費等の調査が不十分でありまして、この価格をどういう算定方式にするのか、まだ最終的には決めてはおらぬわけでございますが、まあこれは今年度については確定的なものではないわけでございますが、年々これは充実にしていかなきゃならぬ、こういうふうな思っているわけでございます。この新制度のもとにおけるいすれにしても価格の決定に当たりましては、十分これはひとつ再生産確保というものを配慮して決めていきたいというふうな考え方でおるわけでございます。

○塚田大願君 いま大臣がいみじくもおっしゃったように、やはり安定価格の決定というのが一つのポイントだろうと思うんですね、この価格問題では、ところが、いままでのいろいろ御答弁なんかを聞いたりなんかして、大体実勢価格を基本にして、生産費を加味して決めるというふうな、いわば豚肉なんかの場合にはそういう御答弁でありましたが、やはりそんな方法でとりになるのかどうかですね。だとすると、たとえば事業団の買入れ発動を余りしない、そして生産費を償うかどうかなんというのはまあ二の次というふうな結果にともすればいいままになってるわけですね。おまけに、いまおっしゃったように牛肉の生産費の調査はきわめて不備だということになりますと、いよいよもって、この実勢価格が大きな価格決定のファクターというふうなことになるますと、豚肉の場合の今度の問題のように、関税の減免なんというふうなものをばあつとやっていると、事業団が買入れるなんていうことは余りない。——豚肉の場合でしたら数年間事業団買入れしなかったでしょう、そして関税の減免だけばかりと出てくる、こういう結果になりかねないんじゃないか。その点を私どもは大変不安に思っているんですが、その辺はどういうふうな作業が進められるのか。それからまた、見通しとしてはそういった豚肉のような、そういう前例を踏まない、前轍を踏まないというふうな方向で考えになるのかどうか、その辺をお聞かせ願いたいと思ひます。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 安定価格帯を決めるという価格制度の形からすればまあ豚肉と似ておるわけでございますし、まあ最終的に決めておるわけではございませんで、審議会の意見も聞きたいし、まあ国会の御審議も参考にするわけでございますが、私の現在考えておるまあ基本的な方向としては、やはり実勢価格といいますが、豚肉方式というものがまあ基本にならざるを得ないのではないだろうかというふうな思っておるわけでございまして、先ほどから申し上げましたように、牛肉につきましてはなかなか、これはもう縮小したら拡大が非常に困難であるという実情も十分踏まえないとやれませんし、また、やはりこの牛肉の生産を今後六十年目標に沿って思い切つて拡大をしていかなきゃならぬという時代的な要請もあるわけでございまして、そういうものを踏まえ、さらに生産費の調査が不足ではございますが、一応の生産費というものの資料もあるわけでございまして、そういうもの等も十分参考にしたしまして、ともかくも再生産が確保されるという形で何とか決めていかなきゃならぬ。その場合において、先ほど畜産振興事業団の役割というものが、その後の運営におきましては、非常に大きな要素になってくるわけであります、私たちが中心価格につきましては、少なくとも再生産が確保される中心価格でなきゃならぬわけでございまして、それから、それをやはり維持できるように畜産事業団の牛肉の取り扱いについての運営を、これはもう厳正に図っていかなくちゃならぬ。それにはやはり畜産事業団の取り扱い牛肉については、大半の牛肉を畜産事業団に取り扱わせなきゃなりませんし、場合によつては、畜産事業団が一元化をしてこれを取り扱うというところは、私は当然なことであらうと思ひわけであります、その措置もぜひとも講じておく必要がある、こういうふうな考えるわけでございまして。

○塚田大願君 もう時間も迫りまして私六時までという約束になつております。

最後にもう一つだけお聞きしたいんですが、安定価格帯の幅ですね、これは局長が衆議院での答弁なんかされたのを聞いて見ますと、大体豚肉の10%よりもっと大きくというふうにおっしゃっているようにありますが、もしそうだとすると、実勢価格にプラス、生産費を加味したこの中心価格、これの90%でなければ買ひ支えないということになるわけですね、現在でさえ、この安定価格というやつは動かない制度になっているわけですね。それをさらにより動かないようなものにするということにならないのかどうか。まして幅が一三%なんというふうな話が出ておりますけれども、私は、これはたんでもないことではないかというふうな考えますが、それはどういうふうにお考えですか、幅。

○政府委員(澤邊守君) 安定価格帯の幅、すなわち上位価格と基準価格の幅でございますが、これをどの程度に定めるかということ、これは重要な問題でございますので、審議会で御専門の方々の意見も十分伺つた上で最終的に決めるべきものというふうな考えをしておりますが、したがって、私どもあらかじめ案を固めておることはございませぬ。ただ、過去五カ年間の月平均価格の変動係数というものをとってみますと、牛肉は豚肉と比較いたしまして、変動率が最近は大きいというデータが出てくるわけでございまして、もう少し数字をとりましますと、数字が動くわけでございまして、きのう審議会に提出いたしました試算によりまして、一五%ぐらいの変動係数というのが出るわけでございまして、しかし、従来は一〇%でやつておりましたので、豚肉については一〇%でやつておりましたので、豚肉については一〇%でございますが、この一五・四に對しまして、牛肉の場合は乳牛の雄の「中」で見ますと二〇・六%、同じ過去の五年間で、それから和牛の去勢の「中」につきましては二三・三%という数字がこの五カ年間で、それと比べてみましますと、豚肉よりも少し幅が大きくなるわけで見ますと、豚肉よりも少し幅が大きくなる

とおるといふふうな認められるわけでございまして、豚肉の場合も実はこの制度が発足いたしました当初は一六・三%でスタートしたわけでございまして、だんだん縮めてまいりまして、一〇%までいつてその後過去の係数は大きく出ましても、もう広げないようにするというふうな運用をやっております。牛肉の場合新しいスタートでございますので、単なる係数だけどもまいりませんので、政策的な判断も加味すべきだと思いますので、その辺十分御意見もお聞かせいただいた上で決めていきたい。たまたま衆議院で私がお答えいたしましたのは、そういう過去のデータをそのままとりますと、そういうことになりまして、ちなみに農業団体が現在要求されております変動係数は一三%ぐらいというのでも出されておる例もございまして、その辺のお考えも十分さらにお聞かせいただいた上で最終的に決めたいと思ひます。

○塚田大願君 いま局長がおっしゃいましたように、価格変動幅が大き、牛肉の場合、ということとは、要するに、それだけ国内生産が不安定である、ということの意味もしているわけですね。ですから、いま中心価格を決めてそれから一〇%以上、まあ一三%になるかどうか、それを下回らなければ買ひ上げないということになりますとね、この制度が私は生きてこないと思ひますよ。農民が救われないと思ひます、この制度では、そういう意味でやっぱ安定価格の幅をもっと狭くして、そして消費者には安い価格、生産者には再生産を償うとか、こういう方式をぜひとっていただかなければいけない。また、これがこの制度本来の使命であり、役割りではないか、せつかくおつくりになるのですから。そういう意味で私は、農林省としては考えていただきたい。せつかくの制度がフル回転をして、本当に国内の牛肉生産の保護育成ができますように、ひとつわれわれが提案をしております修正案を十分に研究していただきたい、このことを私最後に申し上げまして、私の質問終わります。

○委員長(佐藤隆君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤隆君) 御異議ないと認めます。

神沢君及び塚田君から、それぞれ委員長の手元に修正案が提出されております。修正案の内容はお手元に配付のとおりでございます。

この際、修正案を議題とし、順次趣旨説明を願います。神沢君。

○神沢君 私はこの際、ただいま議題となっております畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党及び第二院クラブの五派共同に係る修正案を提案をいたします。

修正案の案文はすでにお手元に配付してございますので、朗読を省略し、本日の会議録の末尾に掲載していただくようにしていただきたいと存じます。

さて、修正の内容は、現在削除されております第七条を起こして「政府は、牛肉の輸入については、この法律の規定による牛肉の価格の安定を図るため、畜産振興事業団がその目的に従つて一元的な運営機能を有効に發揮することができるよう措置するものとする。」こととしたこととあります。周知のように、昭和四十七年暮れから世界の食糧需給は急速に逼迫し、わが国の配合飼料価格は現在まで約二倍を超えるという異常な高騰を示したのであります。また、国内におけるインフレの進行によって諸資材の著しい騰貴を見たのであります。この間、畜産物の価格は逆に低迷を続け、生産物の飼料、資材高という、まさに畜産の危機が大きく問題となつてまいつたのであります。牛肉はわが国の食糧資源のうちきわめて重要な地位を占め、草資源のなほ多くの開発可能性を有するわが国においてはその将来を有望視されているものであります。しかしながら、今回の畜産危機においては卸売価格が暴落して最も打撃を受けたものの一つであります。

このような情勢のもとで、今回の改正案は決して私どもが満足すべき内容とは考えませんが、一歩前進という面では一定の評価ができることは考えます。今後その充実を望むものであります。

しかしながら、今回の牛肉の卸売価格の暴落の原因を見るときに、いろいろな要因が考えられますが、なかんずく牛肉の輸入量の余りにも急速な拡大が重要な原因の一つと考えられます。牛肉は長期的に見て世界的に不足が予想されるのであります。その輸入は、国内の牛肉生産に悪影響を及ぼさないよう十分なる政策的配慮のもとに行わなければならない。そのためには、畜産振興事業団による牛肉の輸入の一元化が今回の改正を生かすためにはぜひとも必要と考えるものであります。すなわち、十分にコントロールされた輸入によって初めて牛肉価格の安定を図り得るものと、わが国の牛肉生産の振興に寄与できるものと考へ本修正案を提案する次第であります。

○委員長(佐藤隆君) 塚田君。

○塚田大願君 私は、日本共産党を代表して、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨説明を行います。

修正案の朗読は省略させていただきます。

一昨年来の飼料を初めとする畜産関係諸資材の価格高騰と、肉牛の生産価格の下落によって、肉牛生産農家の経営は深刻な危機に直面してまいりました。昨秋以降、生産者価格が幾分持ち直したとはいえ、事態は依然として解決されてはおりません。

さらにまた、肉牛の生産者価格が子牛代や飼料費にすら満たないという状況のもとで、子牛の屠殺数が異常に増加し、乳用種の雄子牛の肥育仕向け率が昭和四十八年の九〇%台から、昨四十九年秋にはわずか三〇%にまで下落しており、このままでは今後国内の牛肉生産が一層急激に縮小の道をたどることは明らかであります。

このような事態を招いた原因は、政府が大企業優先、農業軽視の経済政策をとり、国内における牛肉生産をなおさらにし、飼料原料を含めても

ばら輸入依存政策をとってきたところにあります。すなわち、政府はこれまで生産農民が一貫して強く要求してきたにもかかわらず、今日まで牛肉を本法の指定食肉にも取り入れないままに放置しておき、しかも価格上昇時にだけは、需給調整を盾にとつて牛肉の輸入を増大させてきたのであります。

畜産危機が叫ばれ、肉牛生産農家の経営安定と国内生産の拡大による牛肉の安定供給が強く求められているいま、わが党は、遅きに失したとはいへ政府が本改正案を提出したことを評価するにやぶさかではありません。しかしながら、わが党は本改正案について次のような問題点を指摘せざるを得ません。その第一は、安定価格の決定については何ら変更が加えられず、昭和四十四年秋以降、畜産振興事業団の売買操作が行われていない豚肉の例に明らかのように、実効ある価格対策をとる方向にはなっていないこと、第二には、一昨秋以来の肉牛価格の暴落の発端となつた牛肉輸入について何ら規制措置をとうとしないこと、

第三は、牛肉の消費者価格が市場価格と著しく乖離して高騰し、消費者物価全般の上昇と相まって一般家庭の牛肉消費が減退を続けている事態を解決するための措置を講じていないこと、最後に、これは省令事項とされておりますが、指定食肉の規格が和牛去勢、乳用雄牛の中規格に限定されており、牛肉価格全体の安定につながらないことなどであります。

日本共産党は、以上の不十分さをなくし、本改正等による牛肉価格安定対策が、真に肉牛生産農家の経営を安定させ、わが国の肉牛生産の発展に寄与し得るものとするため、要旨次のような修正案を提案するものであります。

その第一は、安定価格のうちの安定基準価格を生産費を償う水準に定めることとし、また、飼料価格の高騰等によって生産費が一定の割合を超えて変動した場合には、農林大臣に対し、安定基準価格の年度途中改定を義務づけることとしたしました。

第二に、食肉の輸入を事業団の一元管理とし、食肉輸入の無制限な増大を抑えるために、定められる輸入計画に基づいて行われることとしたしました。

第三に、食肉の売り渡しについて、食肉需要を喚起し、消費者の家計安定に資するために、事業団が食肉小売業者等に特別売り渡しを行うことができるようにしたほか、輸入食肉の売り渡しについては、指定食肉の価格が安定基準価格を下回りまたは下回るおそれがある場合には、これをしてはならないこととしたしました。

なお、これらの修正は、牛肉のみならず、豚肉にもかかわるものであります。さらに指定食肉たる牛肉の規格として、肉用種、乳用種を問わず、中規格及び並規格を考へていふことをつけ加えておきます。

また、本案施行に要する経費は、平年度で約三十一億円の見込みであります。

委員各位の御賛同をお願いして、提案の趣旨説明を終わります。

○委員長(佐藤隆君) ただいまの塚田君提出の修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。安倍農林大臣。

○農務大臣(安倍晋太郎君) このことについては、政府としては賛成しがたいと考えております。討論は終局したものと認めます。

これより、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案について採決に入ります。まず、塚田君提出の修正案を問題に供します。塚田君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(佐藤隆君) 少数と認めます。よつて、塚田君提出の修正案は否決されました。

次に、神沢君提出の修正案を問題に供します。

神沢君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐藤隆君) 全会一致と認めます。よつて、神沢君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐藤隆君) 全会一致と認めます。よつて、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は、全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。(拍手)

ただいま可決されました畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、各派共同による附帯決議案がまとまっておりますので、便宜から提案いたします。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案)

政府は、今後におけるわが国の食料資源に占める畜産の重要性にかんがみ、積極的飼料基盤を開発整備し、家畜の改良増殖その他生産振興対策を推進してその自給力を高めるとともに、本法施行にあたっては、食肉処理保管施設等の整備拡充、卸小売の近代化等牛肉流通の合理化を強力に実施し、牛肉の消費の安定にも十分留意しつつ左記事項について万全の措置を講ずべきである。

記

一、牛肉の生産流通の実情にかんがみ、乳麩牛等の肉を指定食肉たる牛肉の規格に含めるよう努めること。

二、牛肉の安定価格の決定にあたっては、肉用牛の再生産を確保しうよう生産費及び所得に十分配慮すること。

また、生産費調査等牛肉価格安定制度の適正な運用に必要な統計資料を速かに整備充実すること。

三、牛肉の輸入については、的確な需給見通し

にたつて必要最大限度にとどめ、あわせて改正後の法第七条の規定に基づき必要な措置を講ずること。

四、畜産振興事業団の指定食肉の売買操作にあつては、生産者の手取価格の平準化及び流通費用の節減にも資することができるようその適切な運用を期すること。

五、畜産振興事業団が輸入牛肉等を放出するにあつては、その数量及び価格が国内市況に悪影響を及ぼすことのないよう配慮して定め

ること。

六、牛肉価格の格付体制の整備充実に努めるとともに、解体成型方法の合理化、取引形態の近代化等を図ること。

七、本法の円滑な運用を図るため、現行の肉用牛価格安定事業及び乳用肥育素牛価格安定事業等の整備拡充を図ること。

八、畜産経営を圧迫する諸条件の速かな改善に努めること。とくに、肉牛経営に伴う負債の整理に關し、必要な措置を検討すること。

九、食肉としての比重が大きい鶏肉について、生産者の地位の安定を図るため、その生産流通の特殊性に即しつつ価格安定措置その他生産流通対策の拡充整備を検討すること。

以上であります。

それでは、本附帯決議案の採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(佐藤隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐藤隆君) 農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。安倍農林大臣。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

農業振興地域の整備に関する法律は、農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的計画的に推進することを目的として昭和四十四年に制定され、本法に基づく農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の作成は、昭和四十九年度には全国に行き渡るようになっております。

最近における農業振興地域の土地利用の状況を見ますと、農業以外の部門の土地需要が全国的に強まっていることから、農業の用に供する土地の開発保全と農業経営規模の拡大は困難な事態となつております。

このような事態に対処して、需要に応じた農産物の安定的な供給と生産性の高い農業経営の育成という農政の基本目標を達成するためには、土地利用の調整に留意しながら、土地の農業上の利用の確保とその効率的な利用の促進を図るとともに、農業経営の規模の拡大を図ることがきわめて重要であります。

政府といたしましては、このような観点から、農業振興地域における土地の計画的効率的な利用を一層促進するのに必要な措置を講ずるため、この法律案を提出いたしました次第であります。

次にこの法律案の主要内容について御説明申

上げます。

第一は、農用地利用計画の対象となる土地に、従来の農用地等のほかに農業用施設用地を加えることでありまして、これにより総合的かつ計画的な土地利用を図ろうとするものであります。

第二は、市町村は、農業振興地域整備計画の作成または変更の際に土地の交換分合を行うことができることとしたことであります。

市町村が農業振興地域整備計画の作成または変更をする場合に、当該農業振興地域内の農用地等の一部が農業以外の用途に供されることが見込まれるときは、土地利用の調整に留意して、農用地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保を図るため、当該農業振興地域内の土地を対象として交換分合を行うことができることとするものであります。

第三は、農用地区域内における農用地利用増進事業の制度の新設であります。この事業は、市町村が農用地区域内の一定の区域内にある農用地について、所有者等の意向に基づき、その効率的な利用と農業経営の規模の拡大を図るため、計画的に利用権を設定するものであります。この場合、市町村は都道府県知事の認可を受けて、農用地利用増進規程を定めるとともに、農用地の所有者等の全員の同意を得て利用権の設定を内容とする農用地利用増進計画を定めることとしたしております。

第四は、農用地区域内にある農用地についての特定利用権の設定に関する制度の新設であります。

市町村または農業協同組合は、農用地区域内にある農用地で耕作等がなされていらないため農用地としての利用が困難となると認められるものについて、これを住民または組合員の共同利用に供するため、耕作等を目的とする賃借権である特定利用権を取得する必要があるときは、都道府県知事の承認を受けて、その設定について農用地の所有者等に協議を求め、その設定に同意することとしております。また、この協議が調わないときは、市町村または農業協同組合は都道府県知事に裁定の申

請をすることができるとし、都道府県知事がその農用地を共同利用に供することが農業振興地域整備計画の達成のため必要かつ適当であると認めて裁定をしたときは、特定利用権の設定に関する協議が調ったものとみなす、こととしております。

第五は、農用地区域内における開発行為の制限に関する制度の新設であります。

農用地区域内において土地の形質の変更または建築物その他の工作物の新築等の開発行為を行うとする場合には、国または地方公共団体が行う行為等一定の行為を除き、都道府県知事の許可を要することとしております。この場合、都道府県知事は、その土地が農用地等として利用することが困難となるため農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがある等の場合はこれを許可してはならないものとしております。

以上のほか、農用地利用増進事業または特定利用権の設定について、これによる権利の設定及び賃貸借について農地法の特例を設けることとしております。

なお、この法律案につきましては、衆議院において、農用地利用増進事業等につき市町村または都道府県知事と農業委員会または都道府県農業会議との意見調整を図るための手続規定を追加するとともに、農業振興地域のうち農用地区域以外の区域内における開発行為についての勧告等の制度を新設することを内容とする修正がなされております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその主要内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいと申し上げます。

○委員長(佐藤隆吉) 次に、補足説明を聴取いたします。大山構造改善局長。

○政府委員(大山一生君) 農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては

は、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

第一の農用地利用計画の内容の充実につきましては、最近における畜産、施設園芸等の発展に伴い、畜舎、温室その他の農業用施設と農用地とを適切に配置して農業振興地域における総合的かつ計画的な土地利用を図ることが必要と認められますので、農用地利用計画の対象となる土地に耕作または養畜の業務に必要な農業用施設の用地を加えることとしたものであります。

第二の農業振興地域整備計画の作成または変更の際に行う土地の交換分合につきましては、農業振興地域整備計画の作成または変更により土地の利用区分を定めるのに際し、農業振興地域において農用地等が農用地等以外の用途に供されることが見通される場合に、土地所有者等の意向に即して土地の交換を計画的に行い、農用地の農業上の利用を確保するための措置として設けるものであります。

このような場合に、市町村は、農用地区域内にある土地を含む農業振興地域内の一定の土地に關し、都道府県知事の認可を受けて交換分合計画を定め、交換分合を行うことができることとし、この交換分合計画は、農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農用地の集団化その他農業構造の改善に資するように定めなければならないこととしております。この交換分合については、土地改良法の規定を準用するほか、農用地以外の土地について関係権利者の同意を得たときは、その農用地以外の土地を含めて交換分合計画を定めることができることとし、また、土地の所有者の申し出または同意があつたときは、交換分合計画において取得すべき土地を定め、清算金の支払いをすることができるとしてあります。

第三の農用地区域内における農用地利用増進事業の制度の新設につきましては、近年、地価の上昇傾向や耕作権保護の影響によって売買または賃

賃による農業経営の拡大が余り進んでいない状況から見ますと、農用地所有者等の意向に基づいて計画的に利用権を設定する方式により農用地の効率的な利用と農業経営の規模の拡大を図ることが必要となつてきております。そこで、市町村は、農用地の保有及び利用の状況、農業経営者の意向等から見て必要があると認めるときは、農用地区域内の一定の区域内の農用地について、農用地利用増進事業の実施区域、基本方針、利用権の設定を受ける農業者の要件、利用権の存続期間、借賃の算定基準等を内容とする農用地利用増進規程を定め、都道府県知事の認可を受けて農用地利用増進事業を行うことができることとしたのであります。

この認可を受けた市町村は、利用権の設定を受ける農業者及び利用権を設定する農用地の関係権利者のすべての同意を得て、利用権の設定を内容とする農用地利用増進計画を定めるものとし、これを公告したときは、その計画の定めるところにより利用権が設定されることとしております。

第四の農用地区域内における特定利用権の設定に関する制度の新設であります。農用地区域は、農用地として利用すべき土地の区域として定められたものであることから、区域内の農用地については農用地としての効率的な利用を確保するための措置を講ずることが必要でありますので、現に耕作等の目的に供されないと見込まれることにより農用地としての利用が困難になると認められる農用地がある場合において、市町村または農業協同組合がこれを地域農業者の共同利用のため活用することを必要とするときには、耕作等を目的とする賃借権としての特定利用権の設定を認めるものであります。

この場合、市町村または農業協同組合は、都道府県知事の承認を受けて特定利用権の設定についてその農用地の所有者等に協議を求めることができるとしてありますが、都道府県知事の承認は、その農用地が耕作等の目的に供されておらず、かつ、これを共同利用に供することが、農業経営

の改善のため必要かつ適当である等の一定の要件に適合するものである場合に限り行うこととしております。

市町村または農業協同組合は、特定利用権の設定に関する協議が調わない等の場合には、都道府県知事の裁定を申請することができることとしておりまして、この申請を受けた都道府県知事は、その農用地を共同利用に供することが農業振興地域整備計画の達成のため必要かつ適当であると認めるときは、特定利用権を設定すべき旨の裁定をするものとしております。この場合、特定利用権の存続期間は、五年を限度とするものとしております。

都道府県知事の裁定の公告があつたときは、裁定の定めるところにより当事者間に協議が調ったものとみなされますが、特定利用権を有する者が正当な理由がなく引き続き一年以上その農用地をその目的に供しなかつた場合には、特定利用権に係る賃貸借を解除することができることとしてい

るほか、特定利用権の譲渡等の禁止の規定等を設けております。

第五の農用地区域内における開発行為の制限に関する制度の新設につきましては、現在、農用地区域内にある農地及び採草放牧地は農地法による転用規制の適用を受けておりますが、山林、原野などその他の土地については、農用地等として開発し、または利用するものとして農用地区域に含まれた場合であっても開発行為が制限されてお

し、もしくは農業用排水施設の機能に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には、これを許可し得るものとしております。

また、都道府県知事の許可を受けないで開発行為をした者等に対し、都道府県知事は、その行為の中止または復旧をすべきことを命ずることができるとしております。

最後は、農地法上の特例でありまして、交換分合、農用地利用増進事業または特定利用権の設定に関する制度による農地または採草放牧地についての権利の設定または移転については、農地法第三条の許可を受けることを要しないこととし、また、農用地利用増進事業または特定利用権の設定に関する制度により設定された賃借権に係る賃借については、農地法第十九条の法定更新の規定は適用しないこととしております。

以上をもちまして農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○委員長(佐藤隆君) 本案に対し衆議院において修正がなされておりますので、この際、修正部分について、修正案提出者、衆議院議員芳賀貢君から説明を聴取いたします。芳賀貢君。

○衆議院議員芳賀貢君 農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案に対する衆議院における修正の趣旨を御説明申し上げます。

修正は五点であります。

その第一点は、市町村は、農用地利用増進計画を定めようとするときは、農業委員会の決定を経なければならぬものとしたこととあります。

その第二点は、都道府県知事は、農用地利用増進規程を認可しようとするときは、都道府県農業会議の意見を聞かなければならぬものとしたこととあります。

その第三点は、都道府県知事は、特定利用権を設定すべき旨の裁定をしようとするときは、都道府県農業会議の意見を聞かなければならぬものとしたこととあります。

その第四点は、都道府県知事は、開発行為の許可をしようとするときは、都道府県農業会議の意見を聞かなければならぬものとしたこととあります。

可をしようとするときは、都道府県農業会議の意見を聞かなければならぬものとしたこととあります。

その第五点は、都道府県知事は、農業振興地域のうち農用地区域以外の区域において、農用地区域内における耕作もしくは養畜の業務または農業用排水施設の機能に著しい支障を及ぼす等の開発行為を行う者がある場合には、その者に對し必要な措置を講ずべき旨を勧告することができるとし、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその内容を公表することができるとしたことであります。

以上であります。若干その趣旨を申し上げますと、修正の第一点から第三点については、市町村等が行う農用地利用増進事業の実施等について、農地法の適用を除外していることに對し、農業委員会等と関与させることにより、農地管理の一体化を図ろうとするものであります。修正の第四点は、農用地区域内の開発行為の許可につき土地の農業上の利用の確保及び農地行政の円滑な運用の面から都道府県農業会議と関与させようとするものであります。

修正の第五点は、農用地区域以外の農業振興地域において開発行為がなされる場合農用地区域内の農業経営等に著しい支障を及ぼす事態が生ずることのないよう、勧告及び公表の制度を設けたものであります。

衆議院農林水産委員会におきましては、三月十八日、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案により多数をもって修正すべきものと議決し、二十五日の本会議において修正されました。

何とぞ御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(佐藤隆君) 本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時三十分散会

【参照】

(神沢 浄君提出)

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条第三項の改正規定の前に次の改正規定を加える。

目次中「第六条」を「第七条」に改める。

第二条第三項の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第二章中「第七条から第十一条まで」を「第八条から第十一条まで」に改める。

第二章中「第六条」の次に次の一条を加える。

(牛肉の輸入)

第七条 政府は、牛肉の輸入については、この法律の規定による牛肉の価格の安定を図るため、畜産振興事業団がその目的に従つて一元的な運営機能を有効に發揮することができるよう措置するものとする。

(塚田 大願君提出)

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

改正する法律案に対する修正案

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条第三項の改正規定の前に次の改正規定を加える。

目次中「第六条」を「第七条」に、「第六十三・第六十四・第六十五・第六十六・第六十七・第六十八・第六十九・第七十・第七十一・第七十二・第七十三・第七十四・第七十五・第七十六・第七十七・第七十八・第七十九・第八十・第八十一・第八十二・第八十三・第八十四・第八十五・第八十六・第八十七・第八十八・第八十九・第九十・第九十一・第九十二・第九十三・第九十四・第九十五・第九十六・第九十七・第九十八・第九十九・第一百」に改める。

第二条第三項の改正規定中「削る」を「削り」、「適合するものをいう」を「適合するものをいい」、「輸入食肉」とは、第四十条の二の規定により輸入された牛肉及び豚肉をいうに改めるに改め、同項の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第三条第四項を次のように改める。

4 原料乳又は指定食肉の安定基準価格は、原料乳又は指定食肉(当該家畜を含む)の生産費を基準とし、これらの需給事情その他の経済事情を考慮し、これらの再生産を確保することを旨として定めるものとし、指定食肉の安定上位価格は、その安定基準価格を基準とし、その需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとし、指定乳製品の安定価格は、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。この場合において、原料乳又は指定食肉(当該家畜を含む)の生産費に含まれる家族労賃は、都市勤労者の労賃と同一水準のものでなければならない。

第四条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 農林大臣は、原料乳又は指定食肉(当該家畜を含む)の生産費が政令で定める割合を超えて変動した場合には、原料乳又は指定食肉の安定基準価格の改定を行うものとする。

第三章中「第七条から第十一条まで」を「第八条から第十一条まで」に改める。

第二章中「第六条」の次に次の一条を加える。

(牛肉及び豚肉の輸入の制限)

第七条 牛肉又は豚肉(生鮮、冷蔵又は冷凍のもの)その他政令で定めるものに於ける輸入は、畜産振興事業団又は牛肉若しくは豚肉の輸入につき第四十六条第一項の規定による畜産振興事業団の委託を受けた同項第一号に掲げる者でなければ、してはならない。ただし、牛肉又は豚肉の価格の安定に悪影響を及ぼすおそれがないものとして政令で定める場合は、この限りでない。

第三十八条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「買入れ」の下に、「輸入」を加える。

第四十条の改正規定を次のように改める。

第四十条中「こゝて」を「超えて」に、「当該指定食肉を保管を」を「当該指定食肉若しくは輸入食肉を保管」に、「当該指定食肉若しくは政令で定めるこれに代るべき他の食肉(牛肉を除く。)」を「政令で定

める当該指定食肉若しくは当該輸入食肉に代わるべき他の食肉に改める。

第四十条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第四十条の二を次のように改める。

(輸入)

第四十条の二 事業団は、牛肉及び豚肉(生鮮、冷蔵又は冷凍のものその他第七条の政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)の輸入については、事業団が農林大臣の承認を受けて定める牛肉及び豚肉の輸入に関する計画(以下この条において「牛肉等輸入計画」という。)に基づいてしなければならない。

2 牛肉等輸入計画は、輸入すべき牛肉及び豚肉の輸入数量、輸入の時期その他政令で定める事項について定めるものとする。

3 牛肉等輸入計画で定められる牛肉及び豚肉の輸入数量は、これらを輸入することにより国内の牛肉又は豚肉の時に悪影響を及ぼすこととなるようなものであつてはならない。

4 農林大臣は、第一項の規定により、牛肉等輸入計画の承認をしようとするときは、あらかじめ畜産振興審議会の意見を聴かなければならない。

5 農林大臣は、指定食肉の価格が安定基準価格を下回り若しくは下回るおそれがあり又は安定上位価格を超えて騰貴し若しくは騰貴するおそれがある場合において特に必要があると認めるときは、事業団に対し、その必要の限度において、牛肉等輸入計画の変更を命ずることができ

6 農林大臣は、前項の規定により、牛肉等輸入計画の変更を命じようとするときは、あらかじめ畜産振興審議会の意見を聴かなければならない。ただし、その変更が緊急に必要である場合は、この限りでない。

第四十一条の改正規定を次のように改める。
第四十一条中「こえて」を超えてに、「次条まで及び第四十四条」を「第四十二条の二まで、第四十

四条及び第五十四条の二」に改める。

第四十一条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第四十二条を次のように改める。

第四十二条 事業団は、食肉の小売業者の豚肉、牛肉その他第二条第三項の政令で定める食肉の販売価格が著しく騰貴している場合には、消費者の家計の安定に資するため、その保管する指定食肉又は輸入食肉を、食肉の小売業者及びその者の組織する団体、消費生活協同組合その他の政令で定める者に対し、政令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けて、随意契約その他の方法で売り渡すことができる。この場合において、事業団の売渡しの価格は、当該指定食肉又は当該輸入食肉の売渡しの第三項第二項に規定する中央卸売市場における指定食肉の売買価格を基準として政令で定めるところにより算出される額とする。

2 事業団は、前項の規定による売渡しをする場合には、その売渡しの相手方に対し、売渡しを受けた食肉に係る販売価格の制限その他必要な条件を付けることができる。

第四十二条の二の改正規定を次のように改める。

第四十二条の二第一項中「輸入に係る牛肉を」を「輸入食肉を、農林大臣の承認を受けて、」に改め、同条第二項を次のように改め、同条を第四十二条の三とする。

2 農林大臣は、指定食肉の価格が安定基準価格を下回り又は下回るおそれがある場合には、前項の承認をしてはならない。

第四十二条の二の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第四十二条の次に次の一条を加える。

第四十二条の二 事業団は、学校給食その他農林省令で定める特別の用に供するため、その保管する指定食肉又は輸入食肉を、政令で定めるところにより、当該指定食肉又は当該輸入食肉の買入れの価格よりも低い価格で、売り渡すこと

ができる。

第四十三条の改正規定を次のように改める。

第四十三条中「第四十一条若しくは前条第一項」及び「第四十一条又は前条第一項を前四条」に改め、同条第四号中「行なわれた」を「行われた」に改める。

第四十四条の改正規定を次のように改める。

第四十四条中「輸入に係る牛肉を」を「輸入食肉」に改める。

第四十四条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第四十六条第一項第一号中「買入れ」下に、「輸入」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に改める。

第四十八条第一項、第五十三条第一項ただし書及び同条第三項中「輸入に係る牛肉を」を「輸入食肉」に改める。

第五十四条の二第一項中「第三十八条第一項」を「指定食肉についての第三十八条第一項第二号の業務及び同項」に改め、同条第二項中「輸入に係る牛肉を」を「輸入食肉」に改め、同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 政府は、毎年度、事業団が第四十二条の二の規定により指定食肉を売り渡した場合において、その買入価額の総額が売渡価額の総額を超えているときは、予算の範囲内で、事業団に対し、政令で定めるところにより、その超える額の全部又は一部に相当する額の交付金を交付することができ

第五十四条の三第一項中「交付金にあつては第三十八条第一項第六号」を「交付金のうち第三十八条第一項第六号の業務に係るものにあつては同号」に改める。

第六十二条第一項中「輸入に係る牛肉を」を「輸入食肉」に改める。

第六十三条第一号中「第四十二条各号」を「第四十二条の二」に改め、同条第三号中「第四十二条」を削る。

第五章中第六十四条の次に次の一条を加える。

(経過措置)
第六十四条の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置罰則に関する経過措置を含む。を定めることができる。

第六十五条の次に次の一条を加える。

第六十五条の二 第七条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第六十七条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第六十七条の二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十五条の二又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十八条第六号の次に次の一号を加える。
六の二 第四十条の二第五項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

附則第十条の改正規定を次のように改める。
附則第十条中「第四十二条の二第一項」を「第四十二条の三第一項」に改める。

附則第十条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

附則第十一条中「輸入に係る牛肉を」を「輸入食肉」に改める。

附則第五項中「第四十一条、第四十二条、第四十三条、第四十四条」を「第四十一条第一項、第四十二条から第四十四条まで」に改めるを、「第四十二条を削り、同条第三項中「四十二各号」を「第四十二条の二」に改め、同条第三号中「第四十二条、第五十二條第一項」とあるのは「第五十二條第一項」とを削る」に改め、同項を附則第六項とし、附則第四項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律による改正後の畜産物の価格安定等

に關する法律第七條の規定は、この法律の施行の日前に結んだ牛肉又は豚肉の買入契約に係る牛肉又は豚肉の輸入については、適用しない。

この修正の結果必要となる経費は、平年度において約三十一億円の見込みである。

三月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、農業振興地域整備に関する法律の一部を改正する法律案

(第七十二回国会提出、衆議院継続審査)

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

目次中第十三条を第十三条の四に、「第六章 雑則(第二十条―第二十三条)を第六章 罰則(第二十四条・第二十五条)に改める。

第三条第一号中「土地」の下に「以下「農用地」という。」を加え、同条第二号中「あわせて」を「併せて」に、「前号に掲げるものを「農用地」に改め、同条第三号中「前二号」を「農用地又は前号」に改め、同条に次の一号を加える。

四 耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設(前号の施設を除く。)で農林省令で定めるものの用に供される土地

第四章中第十三条の次に次の三条を加える。

(交換分合)

第十三条の二 市町村は、第八条第一項の規定により農業振興地域整備計画を定め、又は前条第一項の規定により農業振興地域整備計画を変更しようとする場合において、農業振興地域の自

然的経済的社会的諸条件からみてその定めようとする農業振興地域整備計画に係る農業振興地域内又はその変更しようとする農業振興地域整備計画に係る農用地区域内にある農用地等の一部が農用地等以外の用途に供されることが見通されることにより、農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するため特に必要があるとき、その定めようとする農業振興地域整備計画に係る農用地区域内又はその変更しようとする農業振興地域整備計画に係る農用地区域内にある土地を含む農業振興地域内にある一定の土地に關し交換分合を行うことができる。

2 市町村は、前項の規定により交換分合を行ううとするときは、農林省令で定めるところにより、交換分合計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 交換分合計画は、農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業構造の改善に資するように定めるものでなければならない。

4 農用地以外の土地を含めて交換分合計画を定めようとするときは、第十三条の四において準用する土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十九条第二項の規定によるほか、当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者並びに当該交換分合により当該土地についてこれらの権利を取得すべき者のすべての同意を得なければならない。

第十三条の三 交換分合計画においては、その交換分合計画に係る土地の所有者の申出又は同意があつた場合には、その申出又は同意に係る土

地の所有者が取得すべき土地を定めないのでその所有者が失うべき土地を定めることができる。この場合において、その所有者が失うべき土地について地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者があるときは、市町村は、その所有者が取得すべき土地を定めないので、このことについてこれらの者のすべての同意を得なければならない。

2 前項前段の場合には、金銭による清算をするものとし、当該交換分合計画においてその額並びに支払及び徴収の方法及び時期を定めなければならない。

3 第一項の規定により所有者が取得すべき土地を定めないのでその所有者が失うべき土地を定める場合において、その所有者が失うべき土地の全部又は一部について先取特権、質権又は抵当権があるときは、前項の規定により交換分合計画において清算金を定めるに当たつて、当該権利の及ぶべき清算金の額を併せて定めなければならない。

第十三条の四 土地改良法第九十九条(第一項を除く)、第一百零一条第二項、第一百零二条から第一百零七条まで、第一百零八条第一項及び第二項、第一百零九条、第一百一十条、第一百一十二条、第一百一十三条、第一百一十四条第一項、第一百一十五条、第一百八条(第二項を除く)並びに第二百一一条から第二百一十三条までの規定は、第十三条の二第一項の規定による交換分合について準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的読替等は、政令で定める。

第十五条の次に次の十五條を加える。

(農用地利用増進事業)

第十五条の二 市町村は、農用地区域内にある農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し、当該農用地について耕作又は養畜の業務を営む個人又は農業生産法人(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九条)第二条第七項に規定する農

業生産法人をいう。以下同じ。)の農業経営に關する意向等からみて、当該農用地の農業上の利用の増進を図るため必要があると認めるときは、農用地区域内の一定の区域内にある農用地について利用権耕作を目的とし、又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧を目的とする農用地についての賃借権又は使用貸借による権利をいう。以下同じ。)の設定を促進する事業(以下「農用地利用増進事業」という。)を行うことができる。

(農用地利用増進規程)

第十五条の三 市町村は、前条の規定により農用地利用増進事業を行うときは、農林省令で定めるところにより、農用地利用増進規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 農用地利用増進規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農用地利用増進事業の実施区域(以下単に「実施区域」という。)及びその実施区域内にある農用地の総面積

二 農用地利用増進事業の実施に關する基本方針

三 農用地利用増進事業の実施により利用権の設定を受ける者の備えるべき要件

四 農用地利用増進事業の実施により設定される利用権の存続期間並びに借賃の算定基準及び支払の方法

五 その他農林省令で定める事項

3 農用地利用増進規程は、実施区域内にある農用地の農業上の効率的な利用の促進並びに当該農用地について耕作又は養畜の業務を営む個人又は農業生産法人でその農業経営の規模の拡大のため利用権を取得しようとするもののその取得の促進及びこれらの者の農業経営の安定を図ることにより、農業振興地域整備計画の達成に資するように定めるものでなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければなら

ない。

5 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、農林省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

14 第十五条の四 市町村は、農用地利用増進規程の変更（農林省令で定める軽微な変更を除く。）又は廃止をしようとするときは、農林省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前条第四項の規定は、前項の認可について準用する。

（農用地利用増進計画）

第十五条の五 第十五条の三第一項の認可を受けた市町村は、農林省令で定めるところにより、実施区域につき農用地利用増進計画を定めなければならない。

2 農用地利用増進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所

二 前号に規定する者が利用権の設定を受ける農用地の所在、地番、地目及び面積

三 第一号に規定する者に前号に規定する農用地について利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所

四 第一号に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容、始期、存続期間並びに借賃及びその支払の方法

五 第一号に規定する者が現に耕作又は養畜の業務に供している農用地の所在、地番、地目、面積及び利用状況

六 その他農林省令で定める事項

3 農用地利用増進計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 農用地利用増進計画の内容が農用地利用増進規程に適合するものであること。

二 前項第一号に規定する者が、利用権の設定

を受けた後において、次に掲げる要件（農業生産法人にあつては、イ及びハに掲げる要件）のすべてを備えることとなること。

イ 耕作又は養畜の業務に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の業務を行うと認められること。

ロ 耕作又は養畜の業務に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ 前項第二号に規定する農用地を効率的に利用して耕作又は養畜の業務を行うことができることと認められること。

4 市町村は、農用地利用増進計画を定めようとするときは、第二項第一号に規定する者並びに同項第二号に規定する農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得なければならない。

5 市町村は、農用地利用増進計画を定めようとするときは、農林省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

6 市町村は、前項の規定による公告をしようとするときは、農林省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

（公告の効果）

第十五条の六 前条第五項の規定による公告があつたときは、その公告があつた農用地利用増進計画の定めるところにより利用権が設定される。

（特定利用権の設定に関する承認）

第十五条の七 市町村又は農業協同組合は、農用地区域内にある農用地で現に耕作の目的又は耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的（以下「耕作の目的等」という。）に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的等に供されない見込まれることにより農用地としての利用が困難となると認められるものが

ある場合において、その住民又は組合員で耕作又は養畜の業務を営むものの共同利用に供するため、その農用地について特定利用権耕作を目的とし、又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧を目的とする農用地についての賃借権をいう。以下同じ。）を取得する必要があるときは、農林省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けて、その農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。以下「農用地所有者等」という。）に対し、特定利用権の設定に関する協議を求めようとする場合がある。ただし、農地法第三十一条において準用する同法第二十六条第一項又は同法第七十五条の二第一項の協議を求めようとする場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の承認の申請があつたときは、農林省令で定めるところにより、その申請に係る農用地の利用の状況並びに自然条件及び利用条件その他の必要な事項を調査しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果、その調査に係る農用地が次に掲げる要件のすべてを備えている場合に限り、第一項の承認をすることができる。

一 その農用地が現に耕作の目的等に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的等に供されない見込まれることによりその農用地の農用地としての利用が困難となると認められること。

二 その農用地の自然条件及び利用条件からみて、その農用地について特定利用権の設定を受けようとする者の利用計画に従つてその農用地を耕作の目的等に供することが相当であると認められること。

三 その農用地について特定利用権の設定を受けようとする者の利用計画に従つてその農用地を共同利用に供することが農用地区域内における農業経営の状況等からみて耕作又は養

畜の業務を営む者の農業経営の改善を図るため必要かつ適当であつて、他の土地をもつて代えることが困難であると認められること。

4 都道府県知事は、第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、その承認の申請に係る協議の相手方その他農林省令で定める者の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の承認をしたときは、遅滞なく、その旨をその承認の申請に係る協議の相手方その他農林省令で定める者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

（裁定の申請）

第十五条の八 前条第一項の協議が調わず、又は協議をすることができないときは、同項の承認を受けた者は、その承認を受けた日から起算して二月以内に、農林省令で定めるところにより、都道府県知事に對し、その協議に係る特定利用権の設定に關し裁定を申請することができる。

（意見書の提出）

第十五条の九 都道府県知事は、前条の規定による申請があつたときは、農林省令で定める事項を公告するとともに、その申請に係る農用地所有者等にこれを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 前項の意見書を提出する者は、その意見書において、その者の有する権利の種類及び内容、その者が前条の規定による申請に係る農用地を現に耕作の目的等に供していない理由その他の農林省令で定める事項を明らかにしなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の期間を経過した後でなければ、裁定をしてはならない。

（裁定）

第十五条の十 都道府県知事は、第十五条の八の規定による申請に係る農用地が現に耕作の目的等に供されておらず、かつ、前条第一項の意見書の内容その他その農用地の利用に関する諸事情を考慮して引き続き耕作の目的等に供されな

いことが確実であると見込まれる場合において、その申請をした者がその農用地をその者の利用計画に従つて共同利用に供することが農業振興地域整備計画の達成のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、特定利用権を設定すべき旨の裁定をするものとする。

2 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 特定利用権を設定すべき農用地の所在、地番、地目及び面積

二 特定利用権の内容

三 特定利用権の始期及び存続期間

四 借賃

五 借賃の支払の方法

3 第一項の裁定は、前項第一号から第三号までに掲げる事項については申請の範囲を超えてはならず、同項第二号に掲げる事項についてはその農用地の性質によつて定まる用方に従い利用することとなるものでなければならず、同項第三号に規定する存続期間については五年を限度としなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の裁定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。

(裁定の効果等)

第十五条の十一 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定の申請をした者及びその申請に係る農用地所有者等に通知するとともに、これを公告しなければならない。その裁定についての審査請求に対する裁決によつてその裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

2 前条第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、その裁定の定めるところにより、その裁定の申請をした者とその申請に係る農用地所有者等との間に協議が調つたものとみなす。

第十五条の十二 第十五条の十第一項の裁定のうち借賃の額について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、その裁定があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

2 前項の訴えにおいては、第十五条の十第一項の裁定の申請をした者又はその申請に係る農用地所有者等を被告とする。

3 第十五条の十第一項の裁定についての審査請求においては、その借賃の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

(特定利用権に係る賃貸借の解除)

第十五条の十三 第十五条の七第一項の承認を受けて協議が調つたこと(第十五条の十一第二項の規定により協議が調つたものとみなされる場合を含む。次条において同じ。)により設定された特定利用権を有する者が正当な理由がなく引き続き一年以上その特定利用権に係る農用地の全部又は一部をその目的に供しなかつたときは、その特定利用権を設定した者は、その目的に供されていない農用地につき、都道府県知事の承認を受けて、その特定利用権に係る賃貸借の解除をすることができ。

(特定利用権の譲渡等の禁止)

第十五条の十四 第十五条の七第一項の承認を受けて協議が調つたことにより設定された特定利用権を有する者は、その特定利用権を譲渡し、又はその特定利用権に係る農用地を賃し付けることができない。

(農用地区域内における開発行為の制限)

第十五条の十五 農用地区域内において開発行為(宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。)をしようとする者は、あらかじめ、農林省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する行為については、この限りでない。

一 国又は地方公共団体が行う行為

二 土地改良第二条第二項に規定する土地改良事業の施行として行う行為

三 農地法第四条第一項、第五条第一項又は第七十三条第一項の許可に係る土地をその許可に係る目的に供するために行う行為

四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で農林省令で定めるもの

五 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

六 公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもので農林省令で定めるもの

七 農用地が定められ、又は拡張された際既に着手していた行為

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号の一に該当すると認めるときは、これを許可してはならない。

一 当該開発行為により当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること

二 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を生じさせるおそれがあること

三 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること

3 第一項の許可には、当該開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができ。

4 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。

(監督処分等)

第十五条の十六 都道府県知事は、開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した同条第三項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により開発行為の中止を命じ、又は復旧に必要な行為をすべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、その開発行為の中止又は復旧に必要な行為を命ずべき者に弁明の機会を与えなければならない。

(農用地区域以外の区域における開発行為についての勧告等)

第十五条の十七 都道府県知事は、農業振興地域の区域のうち農用地区域以外の区域において開発行為を行つてい

る者がある場合において、その開発行為により、農用地区域内にある農用地等において土砂の流出若しくは崩壊その他の耕作若しくは養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を生じさせ、又は農用地区域内にある農用地等に農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき、又は農用地区域内にある農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、その者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

第十七条中(昭和二十七年法律第二百二十九号)を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第十八条中「同条第一項の農地等について」を「土地について、その土地の農業上の利用を確保するため」に、「行なう」を「行う」に、「これらの土地」を「その土地」に改める。

第二十三条第一項中「個人」の下に「又は法人」を、「土地を」の下に「第十三条の二第一項の規定による交換分合」を加え、「その譲渡に係る所得税

法(昭和四十年法律第三十三号)第三十三條第一項に規定する譲渡所得についての所得税を「所得税又は法人税」に改め、同条第二項中「規定する」の下に「交換分合」を加える。

第六章の次に次の二章を加える。

第七章 罰則

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の四において準用する土地改良法第九十九条の規定に違反した者

二 第十五条の十五第一項の規定に違反した者
三 第十五条の十六第一項の規定による命令に違反した者

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(農業振興地域整備基本方針の変更に関する経過措置)

2 都道府県知事は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日以後遅滞なく、この法律の施行の際現に農業振興地域の整備に関する法律(以下「法」という。)第四条第一項の規定により定められている農業振興地域整備基本方針(同条第二項第三号に掲げる事項のうち改正後の法第三条第四号に掲げる土地に係る部分に限る。)を変更しなければならない。この場合には、法第四条第四項から第七項までの規定を準用する。

(開発行為に関する経過措置)

3 この法律の施行の際現に着手している開発行為(改正後の法第十五条の十五第一項の開発行為をいう。)については、同項本文の規定は、適用

しない。

(農地法の一部改正)

4 農地法の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)」の下に「若しくは農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)」を加え、同号の次に次の二号を加える。

四の二 農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二に規定する農用地利用増進事業の実施によつて同条に規定する利用権が設定される場合

四の三 農業振興地域の整備に関する法律第十五条の七から第十五条の十一までの規定によつて同法第十五条の七第一項に規定する特定利用権が設定される場合

第七条第一項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二に規定する農用地利用増進事業の実施により貸し付けられている小作地第十九条ただし書中「及び第七十五条の二」を「第七十五条の二に改め、「に係る賃貸借」の下に「農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二に規定する農用地利用増進事業の実施によつて設定された同条に規定する利用権に係る賃貸借及び同法第十五条の七から第十五条の十一までの規定によつて設定された同法第十五条の七第一項に規定する特定利用権に係る賃貸借」を加える。

第二十條第一項に次の一号を加える。

五 農業振興地域の整備に関する法律第十五条の七から第十五条の十一までの規定によつて設定された同法第十五条の七第一項に規定する特定利用権に係る賃貸借の解除が、同法第十五条の十三の規定により都道府県知事の承認を受けて行われる場合

昭和五十年四月十七日印刷

昭和五十年四月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P